



## 新規事業者向け説明会

# [資料]

平成 28 年 1 月 29 日 (金) 10:00~16:15 横浜市技能文化会館 2階 多目的ホール

こども青少年局保育・教育運営課

## 目次

### 【資料Ⅱ】

延長保育

一時保育 休日保育

14 15

16

	· · — <b>-</b>
11-1	公定価格及び向上支援費の概要1
11-2	公定価格について5
11-3	向上支援費について52
12	処遇改善等加算と職員処遇改善費68
【資料 )	[】 (別冊の資料 [ をご覧ください)
2	認定利用調整
3	利用決定後の手続き
4 - 1	連携施設の設定について
4 - 2	
5	重要事項説明・運営規定・利用契約書等について
6	業務管理体制の整備
7	保育に必要な職員配置について
8	請求事務の概要
9	利用者負担
10	保育時間の考え方
13	障害児等保育

#### 1 公定価格と向上支援費

(1) 公定価格とは、子どもに対する教育・保育を行う場合に、子ども1人あたりに平均的にかかるコストを国が定めたもの(月額)です。

(平成27年度からの子ども・子育て支援新制度では、個人への給付制度となっているため、子ども一人にかかる費用の算出が必要になります。)

(2) 公定価格は、保育所については、横浜市から支払われる「委託費」、保育所以外(認定こども園や幼稚園、地域型保育事業)については、保護者から施設が徴収する「利用者負担額」と、横浜市から支払われる「給付費」でできています。(施設型、地域型共に、市外居住の子どもの場合は居住市町村に請求)

利用者負担額 ⇒ 横浜市が保護者の市民税・所得割額をもとに階層区分を認定し、 その層区分に応じた金額(応能負担)

(3) <u>公定価格に加えて、本市の独自助成「向上支援費」や、施設・事業所の自主事業として実施する際に助成される「延長保育事業費」</u>があります。

#### <保育所の場合>

#### 委託費

(市から施設に支払)

向上支援費 延長保育事業費 (市から施設に支払)

実費徴収、補足給付など

公定価格 = 委託費 (市が施設に支払う)

※利用者負担額は市が保護者から徴収します。

向上支援費は、保育・教育の質の向上を図るため、 国基準を超える職員配置や障害児保育等、保育の 実施内容に応じ、国の公定価格に上乗せして助成 するものです。

#### <保育所以外の場合>

#### 給付費

(市から施設・事業所に支払)

#### 利用者負担額

(施設・事業所が保護者から徴収)

向上支援費 延長保育事業費

(市から施設・事業所に支払)

実費徴収、補足給付など

公定価格 = 利用者負担額 + 給付費 (施設・事業所が徴収) (市が施設・事業所に支払う)

公定価格の給付費 = 公定価格 - 利用者負担額

向上支援費は、保育・教育の質の向上を図るため、 国基準を超える職員配置や障害児保育等、保育の 実施内容に応じ、国の公定価格に上乗せして助成 するものです。

#### 2 公定価格の算出方法

公定価格は施設・事業所の利用定員、それぞれの子どもの年齢等により、金額が異なります。

また、公定価格は、<u>子ども誰しもに給付される「基本分単価」</u>と、<u>要件を満たした場合に加算される各種「加算」</u>で構成されています。

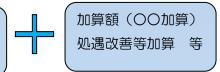
≪公定価格(基本分単価)イメージ≫

基本額(1人当たりの単価)

共通要素①:認定区分•年齡別、保育必要量、地域区分、

利用定員別

共涌要素②:人件費、事業費、管理費



公定価格は子ども 1 人分で設定されているので、個々の子どもの公定価格の合計が、 施設・事業所全体の額となります。

また、公定価格の各種加算と、向上支援費及び延長保育事業費の各項目は、その施設・ 事業所の職員の配置や教育・保育の実施状況が、定められた要件を満たしている場合に 加算されます。

#### 3 雇用状況表について

雇用状況表は、基準の幼稚園教職員数や保育士数、保育教諭数等を満たしているか、 加算の対象となる幼稚園教職員、保育士、保育教諭、栄養士や看護師等が配置されてい るかなどを確認する重要な書類です。

注意事項や記載例を十分確認の上、作成するようにしてください。職員の重複※や職員数の計算間違いは、請求金額に大きな影響を及ぼしますので、特にご注意ください。

(※所長設置加算や管理者設置加算を請求する場合には、施設長は職員配置にはカウントできません。)

雇用状況表上では、あくまでもその月の初日の利用児童に対する職員配置基準を満た しているかどうかの確認のみを行っています。

実際には、開所時間の全ての時間帯で児童数に応じた、それぞれの施設・事業種別の 職員配置基準を遵守していただく必要がありますので、職員のローテーション表等作成 の際にはご注意ください。

#### 【参考】雇用状況表の記載例掲載ページ

- 幼稚園…様式編18ページ
- 保育所…様式編21ページ
- 認定こども園…様式編23ページ
- 小規模保育事業A型…様式編15ページ
- ・事業所内保育事業A型…様式編18ページ
- 小規模保育事業B型 事業所内保育事業B型…様式編21ページ
- ・小規模保育事業C型…様式編24ページ
- 家庭的保育事業…様式編11ページ

#### 4 支給停止及び返還について

公定価格や市独自助成の支払いにおける、各事業者からの届出内容や雇用状況報告については、毎月の書類審査に加え、指導監査や給付適正化担当による確認調査により実施状況等を確認します。

審査確認により、各加算項目の要件に適合しなくなった場合には、適合しなくなった 日の属する月の翌月(月の初日に要件に適合しなくなった場合はその月)から加算の適 用がなくなるほか、過払い分については、返還を求めます。

給付費等については、偽りや不正な行為により給付費等の支払いを受けた場合はその額を返還求めること、さらに、その返還額に対して40%を乗じて得た額を徴収することがあります。

また、施設・事業等の運営において適切な事務処理・施設運営が行われていない、児童の処遇に不適切な事由がある、市町村等の指導等に従わない、不正な行為を行った、などの場合には、給付対象事業の確認の取り消し、期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力の停止をすることがあります。

#### <子ども子育て支援法 抜粋>

(不正利得の徴収)

#### 第十二条 (略)

2 市町村は、第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設又は第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第二十七条第五項(第二十八条第四項において準用する場合を含む。)又は第二十九条第五項(第三十条第四項において準用する場合を含む。)の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

#### (確認の取消し等)

- **第四十条** 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 一 特定教育・保育施設の設置者が、第三十三条第六項規定に違反したと認められるとき。
- 二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事(指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。
- 三 特定教育・保育施設の設置者が、第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。
- 四 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。
- 五 特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の 物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第二十七条第一項の確認を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若 しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処

- 分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十 特定教育・保育施設の設置者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 2 前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者(政令で 定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに 準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一条第一項の 申請をすることができない。

#### (確認の取消し等)

- **第五十二条** 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定地域型保育 事業者に係る第二十九条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは 一部の効力を停止することができる。
- 一 特定地域型保育事業者が、第四十五条第六項の規定に違反したと認められるとき。
- 二 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。
- 三 特定地域型保育事業者が、第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の 運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地 域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。
- 四 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。
- 五 特定地域型保育事業者が、第五十条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第五十条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 特定地域型保育事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の確認を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する 法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行 為をしたとき。
- 十 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な 行為をした者があるとき。
- 十一 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に保育に関 し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 2 前項の規定により第二十九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者(政令で 定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに 準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第四十三条第一項の 申請をすることができない。

#### 5 給付費の額の通知について

<u>私立保育所以外のすべての給付対象施設・事業者</u>は、「横浜市特定教育・保育及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」に基づき、<u>支給認定保護者に対し、給付</u>費の額を通知しなければなりません。給付費の額の通知については、1年分をまとめて通知することも可能となっており、請求明細作成ソフトから出力することが可能です。

## ※以下の助成項目や単価は、平成 27 年度のものです。平成 28 年度については、変更となることがあります。

公定価格には基本分単価のほか、各事業所からの申請に基づき市が認定する加算がありますので、各項目について確認し、申請に必要な様式の作成と要件確認のための挙証資料の準備・作成等をお願いします。

#### ★表記について

「教育標準時間認定」部分については、「1号」、「保育認定」部分については、「2・3号」と表記しています。 (様式等も同様)

#### I 地域区分等

#### 1 地域区分①

施設の所在する地域(市町村)に応じて8区分設定されています。 横浜市は、16/100地域 が適用されます。

#### 2 定員区分②

施設の利用定員に応じて区分設定されており、利用定員(※)の合計人数に応じた区分を適用します。

(※)利用定員:給付対象とする利用者の定員。認可定員と一致することを基本とする。 認可定員:施設・設備や職員配置等に基づく定員

#### **◆**1号:17区分設定

~15 人 16~25 人 ・・・・(10 人・15 人・30 人単位)・・・ 271~300 人 301 人~

#### ◆2号・3号:18区分設定

~10 人 11~20 人 21~30 人 …(10 人単位)… 161~170 人 171 人~

#### 3 認定区分(3)

利用子どもの認定区分に応じて適用します。

(教育標準時間認定 満3歳児以上:1号)

(保育認定 満3歳以上:2号、満3歳未満:3号)

#### 4 年齢区分4)

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用としますが、運用上、年度初日の前日における満年齢に基づき区分します。

(公定価格単価表調整額欄((注)の欄)に定める額が適用)

そのため、クラス年齢同様、年度の途中で誕生日を迎えた場合でも、年度初日の前日の満年齢の区分を適用しますので、年度内での年齢区分の単価変更は生じません。

- ◆1号:2区分(3歳児、4歳児以上)
- ◆2号·3号:4区分(4歳以上児、3歳児、1、2満児、乳児)

#### 5 保育必要量区分⑤・・・ 2号・3号

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用します。 (保育標準時間認定(11時間)、保育短時間認定(8時間))

#### Ⅱ 基本部分

#### 1 基本分単価(1号:⑤、2号・3号:⑥)

#### (1)額の算定

1号については I 地域区分等①~④、2号・3号については I 地域区分等①~⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価で単価表に定められた額です。基本分単価に含まれる内容は、それぞれの認定部分により異なり、下表の内容が含まれます。また、職員の管理費や子どものための教育費用・保育費用も基本分単価に含まれます。

#### < 1号の基本分単価に含まれる項目>

区分		内容
事務費	人件費	<ul> <li>(1)常勤職員給与</li> <li>①本俸、教職調整額</li> <li>②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等)</li> <li>③社会保険料事業主負担金等(私立学校教職員共済等)</li> <li>(2)非常勤職員雇上費</li> <li>①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当(※)</li> <li>②非常勤職員雇上費(講師、事務職員)</li> <li>③年休代替要員費</li> </ul>
	管理費	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務委託費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、減価償却費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費(※)、苦情解決対策費(※)、子育て支援活動費(※)
事業費 <生活諸費> 一般生活費(教材費、光熱水費)		······································

(※) 1号と2号・3号で費用を等分して計上

#### <2号・3号の基本分単価に含まれる項目>

- /		.1.24
区分内容		内容
事務費	人件費(注)	(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等) ③社会保険料事業主負担金等(健康保険、厚生年金、労働保険等)
	<u>(</u> )	<ul><li>(2)非常勤職員雇上費</li><li>①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当(※)</li><li>②非常勤職員雇上費(保育士、事務職員、調理員)</li><li>③年休代替要員費</li><li>④研修代替要員費</li></ul>
管理   <職員の数に比例して積算しているもの>   旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費   <子どもの数に比例して積算しているもの>   保健衛生費   <1施設当たりの費用として積算しているもの>   補修費、特別管理費(※)、苦情解決対策費(※)、子育て支援活動費(※)		
事業	費	<生活諸費> 一般生活費(給食材料費*、保育材料費等) *3歳以上児:副食費、3歳未満児:主食費、副食費

(※) 1号と2号・3号で費用を等分して計上

#### (2) 基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価(保育認定子どもに係る基本分単価を含む。)に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足してください。

なお、国の公定価格における保育教諭の数は、(イ)の考え方のとおりですが、横浜市では、保育認定の児童(2号・3号)に対する保育教諭等の配置は、国の配置基準上保育教諭等数以上の配置を求めており、市配置基準の保育教諭等を確保するために必要な経費を助成します。

#### (ア) 園長

1人

#### (イ) 保育教諭等

基本分単価における必要保育教諭等の数(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下、「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。))第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第5条第3項に規定する教員を除く。)は以下の①と②を合計した数であること。

#### ①年齢別配置基準

年齢区分	国の配置基準	市の配置基準	
乳児	3:1	3:1	
1 歳 児	6:1	4:1	
2 歳 児(保育認定子どもに限る。)	6:1	5:1	
3 歳 児	20:1 (※)	15:1 (※)	
4歳以上児	30:1	24:1	

- (注1)「保育教諭等」とは、幼保連携型認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士としての登録を受けた者(平成32年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録のみを受けた者を含む。)をいい、その他の認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士としての登録を受けた者をいう。
- (注2) ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児(保育認定子どもに限る。)」 及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。 また、「満3歳児」とは、以下の者をいうこと(当該年度内に限る。)。
  - ・ 教育標準時間認定を受けた子どものうち、年度の初日の前日に おける満年齢が 2歳で、年度途中に満3歳に達して入園した者
  - ・ 2歳児(保育認定子どもに限る。)が年度途中に満3歳に達した後、保育認定から教育標準時間認定に認定区分が変更となった者
- (注3)確認に当たっては以下の算式によることとし、教育標準時間認定子ども及び保育認定 子どもの人数の合計をもとに確認すること。

#### / 笛式 \

 $\{4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))\}$ 

- + {3歳児及び満3歳児数×1/20(同)}
- + {1、2歳児数(保育認定を受けた子どもに限る。)×1/6(同)}
- +{乳児数×1/3(同)}=配置基準上保育教諭等数(小数点以下四捨五入)

#### ②その他

- a 保育認定子どもに係る利用定員が90 人以下の施設については1人
- b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人(注1)
- c 主幹保育教諭等を専任化させるための代替保育教諭等を2人(注2)
- d 上記①及び②のa、bの保育教諭等1人当たり、研修代替保育教諭等として年間
- 2日分の費用を算定(保育認定子どもの人数に係る保育教諭等に限る。) (注3)
  - (注1) 保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。
  - (注2) 当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。
  - (注3) 当該費用については、非常勤講師の人件費、保育教諭等が研修を受講する際の 受講費用又は時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支え ないこと。

#### (ウ) 調理員等

保育認定子どもに係る利用定員40 人以下の施設は1人、41 人以上150 人以下の施設は2人、151 人以上の施設は3人(うち1人は非常勤)

- (エ) 事務職員及び非常勤事務職員 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。
- (オ) 学校医・学校歯科医・学校薬剤師(嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師)

#### 【手続き】

□ 当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』 に「請求内容」「金額」を記入し、請求します。 

#### 雇用状況表の1から4までは、以下のとおり記載し、挙証資料を提出してください。

	『雇用状況表』の「4 請求月初日の職員の雇用状況」に、実際に雇用している資格を
	有する職員(氏名と資格証の登録番号、月160時間未満勤務の保育教諭の合計労働時間
	数と月160時間以上勤務の常勤の保育教諭の合計人数を記載し、「1 請求月初日の幼
	稚園教職員数」に合計人数と合計労働時間数を転記します。(エクセルの様式の場合は、
	入力すると転記されます。)
	教育補助者の雇用状況や園長の兼務状況により「対象保育教諭数(a+b)※教育補助
	者がいる場合はo(オー)」を記載します。
	『雇用状況表』の『参考様式』と『別表』に利用定員、配置職員数等の必要事項を入力
	し、3歳児配置改善加算・満3歳児対応加算の適否と実施を選択します。そのうえで、
	配置保育教諭数の人数やチーム保育加配加算の上限や加配人数等を確認します。(詳し
	くは様式の記載例を参照)
	『雇用状況表』の「2 国基準の保育教諭数」に、児童の人数の記載と「参考資料」か
	ら必要な事項を転記し、毎月1日現在の利用子ども数及び利用子どもに対する「国基準
	による保育教諭配置の小計(c)」と、「対象保育教諭数(a+b)」の人数が、a+
	b≧cであることを確認します。
	$a+b \ge c$ の場合は、配置状況に応じて『公定価格加算・調整項目届出書』の「3 3
	歳児配置改善加算」、「4 満3歳児対応教諭配置加算」の加算の適用を受けられます。
	「国基準による保育教諭配置の小計(c)」を超えて、その他加算による保育教諭配置
	をしている場合は、配置の実態に合わせて、学級編成調整加配加算(1号・2号の利用
	定員が36人以上300人以下)、チーム保育の配置加算人数を計上することができます。
	合計した人数は(g)に記載します。
	チーム保育加配加算の人数は、「参考資料」から転記します。
	幼稚園教諭免許を有するが、教諭等の発令を受けていない教育補助者については、チー
	ム保育加算についてのみ算入が可能です。配置やチーム保育加配加算以外の加算対象職
	員に含むことはできません。
	「国基準による保育教諭配置の小計(c)」に満たない対象保育教諭数の場合は、年齢
	別配置基準を下回る人数を「年齢別配置基準を下回る場合の調整(f)」に計上します。
	『雇用状況表』の「3 横浜市基準の保育教諭数」に、2号・3号認定の児童の人数を
	記載し、「横浜市基準の保育教諭の小計(h)」から、「国基準の保育教諭の小計(i)」
_	を除いた人数を記載します(j)。
	国基準及び横浜市基準による基準保育教諭数(g+j)を超えて、その他加算の保育教
	諭を配置している場合 $(a+b>g+j)$ の場合は、配置実態に合わせて $k\sim m$ 欄に、
	k (延長保育実施加算)及び1 (外国人児童保育事業助成)を優先して計上します。
	さらに、保育教諭配置数が多い場合は、m(代休代替職員雇用費)に記載します(ただ
_	し、上限人数まで)。
	平成28年4月の『雇用状況表』に記載する教職員等については、全員分の保育士証、
	幼稚園教諭免許状等の資格証の写しを添付してください。
Ш	5月以降新たに雇用した教職員等については、幼稚園教諭免許状等の資格証の写しを添
	付してください。『公定価格加算・調整項目届出書』の各加算・調整項目に該当する教
	職員等の場合は「挙証資料提出状況」の「今回提出」の□にチェックします。

#### **Ⅲ** 基本加算部分

#### 1 処遇改善等加算(1号:⑥、2号・3号:⑦)

職員の勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加 算率を基に加算します。

加算の適用を受ける場合は

- □『処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書』
- □『職員履歴報告書(A票)』

による申請が必要です。

さらに、賃金改善要件(3~4%)とキャリアパス要件(3~4%のうち1%)と、横浜 市独自助成の「職員処遇改善費」の適用を受ける場合には、別途『賃金改善計画書』等職 員の給与改善内容がわかるものと『キャリアパス要件届出書』による要件確認が必要です。 (別途説明資料参照)

#### (1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は、施設の平均勤続年数及び職員の賃金改善の実施有無、 キャリアパス要件の有無に応じた率が適用されます。

加算率決定の詳細は、別に定める要領によるものとします。

要素:施設の平均勤続年数、賃金改善の実施有無、キャリアパス要件の充足状況等

#### (2) 加算額の算定

加算額は、定員区分に応じた「処遇改善等加算」の単価に、施設の平均勤続年数と職 員の賃金改善及びキャリアパスの取組状況に応じて決定する加算率(%)乗じて得た額 を児童一人あたりの単価とし、加算します。(加算率の決定方法は別途説明)

例:加算率が3 (%) の場合は、単価×3で算出します。

なお、このほかの人件費に相当する加算項目にも、別途「処遇改善等加算」単価がそ れぞれ設定され、適用されます。その場合の加算率はすべて同率です。

【処遇改善等加算単価が設定されている加算項目】

- ·副園長・教頭配置加算(1号⑦)
- 学級編成調整加配加算(1号®)
- 3歳児配置改善加算(1号⑨、2·3号®)・満3歳児対応加配加算(1号⑩、⑩')

・夜間保育加算 (2·3 号⑩)

チーム保育加配加算(1号印)

通園送迎加算(1号位)

- 給食実施加算(1号(3))
- ・1号認定こどもの利用定員を設定しない場合(2・3号4)
- 施設長に係る経過措置が適用される場合(1号®、2·3号∞)
- ・療育支援加算(1号20、2・3号22)・事務職員雇上費加算(1号20)

#### 2 副園長・教頭配置加算(1号のみ:⑦)

副園長・教頭を配置する場合に必要な人件費(教諭との差額)を加算します。

#### (1) 加算の要件

園長(施設長)以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置してい る施設(保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園においては、次の要件に 準じて副園長又は教頭を配置している施設) に加算します。配置人数にかかわらず同 額です。

(ア) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平

成18 年法律第77 号。以下、「認定こども園法」という。) 第14 条又は学校教育法(昭和22 年法律第26 号) 第27 条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。

- (イ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。) 第 14 条において準用する第 13 条又は学校教育法施行規則(昭和25 年文部省令第11 号) 第23 条において準用する第20 条から第22 条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。
- (ウ) 当該施設に常時勤務する者であること。
- (エ) 園長が専任でない施設において、幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員又は幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこと。

#### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、『雇用状況表』、『公定価格加算・調整項目届出書』及び挙証資料により確認します。

#### 【手続き】

□『雇用状況表』「6 副園長・教頭配置加算」に、資格、副園長・教頭となる者の
氏名、資格がある場合の登録番号、雇用開始年月日、雇用形態、給与(年額)等を
記載します。
□ 要件に該当する副園長・教頭を配置している場合は、『公定価格加算・調整項目局
出書』の「1 副園長・教頭配置加算 実施状況等」の「有」の□にチェックし、
副園長・教頭配置年月日を記入します。要件に該当しない場合は「無」の□にチュ
ックします。
□ 挙証資料を提出する際は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「挙証資料提出な
況」の「今回提出」の□にチェックし、提出日を記載します。
□前月の状況から変更があった場合には「前月からの変更有無」欄に○を記入します。
□ 前月と同じ状況で加算の適用を受ける場合には、挙証資料の提出はいりません。そ
の場合は、「挙証資料提出状況」の「提出済」の□にチェックし、提出日は最初の
挙証資料提出日を毎月記載します。
□ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担
当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』・『雇用状況表』を提出します。た
お、4月分は8日までに提出します。
□ 初めて加算の適用を受ける場合や副園長・教頭の交代があった場合は、履歴書を対
証資料として添付します。
□『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、当
該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』に
「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

#### (3) 加算額の算定

加算額は、定員区分に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。(処遇改善等加算の適用あり)

#### 3 学級編制調整加配加算(1号のみ:⑧)

全ての学級に専任の学級担任を配置するため、認定こども園全体の3歳以上児(1号・2号)の利用定員の規模等に応じて保育教諭等を1人(常勤)加配するための費用を加算します。(利用定員36人以上300人以下の施設を対象)

#### (1) 加算の要件

1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下の施設に加算します。

#### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、利用定員及び保育教諭等の配置状況の確認が必要です。 『雇用状況表』の「2国基準の保育教諭数」により確認します。

#### 【手続き】

□『雇用状況表』の「2 国基準の保育教諭数」の利用定員で、1号認定こども及び
2号認定こどもの利用定員が 36 人以上 300 人以下であることを確認します。
□ 適用を受ける施設は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「2 学級編制調整
加配加算 実施状況等」の「有」の□にチェックし、適用を受けない場合は「無」
にチェックします。
□ 前月の状況から変更があった場合には「前月からの変更有無」欄に○を記入します。
□ 毎月1日時点の状況を、当月 15 日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担
当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』・『雇用状況表』により提出します。
なお、4月分は8日までに提出します。
□『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、当
該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』に
「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

#### (3) 加算額の算定

加算額は、定員区分に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。 (処遇改善等加算の適用あり)

#### 4 3歳児配置改善加算(1号: ⑨、2号・3号: ⑧)

#### (1) 加算の要件

基本分単価の年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき保育教諭1人により実施する施設に加算します。

#### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、毎月の利用子ども数に対する配置人数の確認が必要です。 『雇用状況表』の「1 請求月初日の保育教諭数(有資格者のみ)」、「2 国基準 の保育教諭数」及び「3 横浜市基準の保育教諭数」により確認します。

#### 【手続き】

□『雇用状況表』の『参考様式』「3歳児配置改善加算・満3歳児対応加算」の適用
可能な項目から、施設の実施状況にあわせた配置等の状況を選択します。
□『雇用状況表』の「2 国基準による保育教諭数」の 「3歳児配置改善加算あり・
なし」のうち、参考様式と同内容となる項目を選択し、基準を満たす職員配置であ
ることを確認します。※向上支援費の市基準配置加算の確認とは異なります。
□ 3歳児配置改善加算の適用を受ける施設は、『公定価格加算・調整項目届出書』の
「3 3歳児配置改善加算 実施状況等」の「有」の□にチェックし、適用を受け
ない場合は「無」の□にチェックします。
□ 前月の状況から変更があった場合には「前月からの変更有無」欄に○を記入します。
□ 毎月1日時点の状況を、当月 15 日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担
当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』・『雇用状況表』により提出します。
なお、4月分は8日までに提出します。
□『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、当
該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』に
「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

#### (3) 加算額の算定

加算額は、児童一人あたりの一律の単価で算定されます。

(処遇改善等加算の適用あり)

	基本額		処遇改善等加算
1号	7,200円	+	70円×加算率(%)
2号・3号	7, 140円	+	70円×加算率(%)

#### 5 満3歳児対応加配加算(1号のみ:⑩又は⑩')

#### (1) 加算の要件

満3歳児を担当する保育教諭等を、満3歳児6人につき1人により実施する施設に加算します。

#### (ア) 3歳児配置改善加算の適用がない場合【⑩】

年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人)により実施する施設に加算します。

#### <算式>

 $\{4歳以上児数×1/30(小数点第<math>1$ 位まで計算(小数点第2位以下切 り捨て)) $\}+\{3$ 歳児数(満3歳児を除く)×1/20(同) $\}+\{$ 満3歳児×1/6(同) $\}=$ 配置基準上保育教諭等数(小数点以下四捨五入)

#### (イ) 3歳児配置改善加算の適用がある場合【⑩'】

年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人)により実施する施設に加算する。

#### <算式>

 $\{4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り 捨て))<math>\}+\{3$ 歳児数(満3歳児を除く)×1/15(同) $\}+\{$ 満3歳児×1/6(同) $\}=$ 配置基準上保育教諭等数(小数点以下四捨五入)

- ※「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいう。
- ※単価は、満3歳児にのみ反映(加算単価に満3歳園児数を乗じた額が施設当たりの加算額)

#### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、毎月の利用子ども数に対する配置人数の確認が必要です。 『雇用状況表』の「1 請求月初日の保育教諭数(有資格者のみ)」及び「2 国基 準の保育教諭数」により確認します。

#### 【手続き】

□『雇用状況表』の『参考様式』「3歳児配置改善加算・満3歳児対応加算」の適用
可能な項目から、施設の実施状況にあわせた配置等の状況を選択します。
□『雇用状況表』の「2 国基準による保育教諭数」の「満3歳児対応加配加算あり・
なし」のうち、参考様式と同内容となる項目を選択し、満3歳児対応教諭配置加算
の適用を受ける施設は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「4 満3歳児対応
教諭配置加算 実施状況等」の「有」の□にチェックし、適用を受けない場合には
「無」の□にチェックします。
□前月の状況から変更があった場合には「前月からの変更有無」欄に○を記入します。
□ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担
当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』・『雇用状況表』により提出します。
なお、4月分は8日までに提出します。
□『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、当
該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』に
「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

#### (3) 加算額の算定

加算額は、児童一人あたりの一律の単価で算定されます。

(処遇改善等加算の適用あり)

基本額		処遇改善等加算		
10	50,440円	+ 500円×加算率(%)		
10'	43,240円	+ 430円×加算率 (%)		

※「3歳児配置改善加算」<br/>
⑨を適用する場合の単価は、⑩'を適用

#### 5 チーム保育加配加算 (1号のみ: 11)

認定こども園全体の3歳以上児(1号・2号)の利用定員の規模等に応じてチーム保育を担当する保育教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算します。

#### (1) 加算の要件

国基準による必要な保育教諭等と他の加算等の数を超えて、保育教諭等(幼稚園教諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。)を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の保育教諭等を配置する、少人数の学級編制を行うなど、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施する場合に加算します。

なお、本加算の算定上の「加配人数」は、1号認定子ども及び2号認定子どもに係

る利用定員の区分ごとの上限人数(注2)の範囲内で、必要保育教諭等の数を超えて配置する保育教諭等の数(注3)とします。

- (注1) 1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数
  - (注1) 利用定員の区分ごとの上限人数(雇用状況表の参考様式により計算) 45 人以下: 1 人、 46 人以上 150 人以下: 2 人、 151 人以上 240 人以下: 3 人、 241 人以上 270 人以下: 3.5 人

271 人以上 300 人以下: 4人、 301 人以上 450 人以下: 5人、

451 人以上: 6人

- (注2) 「必要保育教諭等の数」を超えて配置する教員数に応じ、以下のとおり 取り扱うこととする。(雇用状況表の参考様式により計算)
  - ① 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が3人未満の場合小数点第1位を四捨五入した員数とする。

(例) 2. 3人の場合、2人

- ② 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が3人以上の場合小数点第1位が1又は2のときは小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。
  - (例) 3.2 人の場合→3 人、3.4 人の場合→3.5 人、3.6 人の場合→4 人

#### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、毎月の利用子ども数に対する配置人数の確認が必要です。 『雇用状況表』の「1 請求月初日の保育教諭数(有資格者のみ)」及び「2 国基 準の保育教諭数」により確認します。

#### 【手続き】

#### (3) 加算額の算定

加算額は、定員区分に応じた単価に、チーム保育加配加算の加配人数を乗じた額を児 竜一人あたりの単価として算定されます。(処遇改善等加算の適用あり)

#### 7 通園送迎加算(1号のみ:22)

通園送迎を行う施設に、送迎バスの運転手の人件費等(外部委託費を含む)にかかる経費を加算します。

#### (1) 加算の要件

利用子どもの通園の便宜のため送迎を行う施設に加算します。

※年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、通園送迎を利用していない園児についても同額を加算し、長期休業期間の単価も加算の対象となります。 送迎の実施方法(運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等)は問いません。

#### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、『公定価格加算・調整項目届出書』により実施状況を確認します。

#### 【手続き】

通園送迎を行う施設は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「6 通園送迎加算
実施状況等」の「有」の□にチェックします。
通園送迎を実施していない施設は「無」の□にチェックします。
挙証資料を提出する際は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「挙証資料提出状
況」の「今回提出」の□にチェックし、提出日を記載します。
前月の状況から変更があった場合には「前月からの変更有無」欄に〇を記入しま
す。
前月と同じ状況で加算の適用を受ける場合には、挙証資料の提出はいりません。
その場合は、「挙証資料提出状況」の「提出済」の□にチェックし、提出日は最初
の挙証資料提出日を毎月記載します。
毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付
担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』により提出します。なお、4月分
は8日までに提出します。
初めて加算の適用を受ける場合は、通園送迎の実施状況がわかる資料(保護者向
けの案内など)を挙証資料として添付します。
『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、
当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』
に「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

#### (3) 加算額の算定

加算額は、定員区分に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。(処遇改善等加算の適用あり)

#### 8 給食実施加算(1号のみ:13)

給食を実施する施設に、調理員の人件費等(外部委託費を含む)にかかる経費を加算します。

#### (1) 加算の要件

給食を実施している施設に対し、週当たり実施日数に応じて加算します。

※「週当たり実施日数」は、修業期間中の平均的な月当たり実施日数を4(週)で

除して算出(小数点第1位を四捨五入)することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とみなします。(保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む)。

年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、長期休業期間も加算の対象になります。

#### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、『公定価格加算・調整項目届出書』、『雇用状況表』により給食実施日数を確認します。

#### 【手続き】

給食を実施している施設は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「7 給食実施
加算 実施状況等」の「有」の□にチェックし、『雇用状況表』の「7 食育推進
助成 ①調理業務の実施体制【1号】」で記載した給食実施日数を転記します。
給食を実施していない施設は「実施状況等」の「無」の□にチェックします。
挙証資料を提出する際は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「挙証資料提出状
況」の「今回提出」の□にチェックし、提出日を記載します。
前月の状況から変更があった場合には「前月からの変更有無」欄に〇を記入しま
す。
前月と同じ状況で加算の適用を受ける場合には、挙証資料の提出はいりません。
その場合は、「挙証資料提出状況」の「提出済」の□にチェックし、提出日は最初
の挙証資料提出日を毎月記載します。
毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付
担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』・『雇用状況表』により提出します。
なお、4月分は8日までに提出します。
初めて加算の適用を受ける場合や実施日数の変更があった場合は、給食の実施状
況がわかる資料(保護者向けの案内など)を挙証資料として添付します。
『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、
当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』
に「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

#### (3) 加算額の算定

加算額は、定員区分と週当たりの給食実施日数に応じた児童一人あたりの単価で算 定されます。 (処遇改善等加算の適用あり)

#### 9 休日保育加算 (2号・3号のみ: ⑨)

日曜日、国民の祝日及び休日において、要件を満たして、保育を実施する施設に加算します。 ※要件等は別途説明します。

#### 10 夜間保育加算(2号・3号のみ:⑩)

市が夜間保育所として設置認可等した施設に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算します。

#### (1) 加算の要件

保育所型認定こども園については、「夜間保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知)」により設置認可された施設、それ以外の認定こども園については、以下の要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する施設に加算します。

#### <夜間保育の要件>

#### (ア) 設置経営主体

夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求め られることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。

#### (イ) 事業所

保育認定子どもに対して夜間保育のみを行う夜間保育専門(1号認 定子どもを除く。)の施設であること。

#### (ウ) 職員

施設長は、幼稚園教諭又は保育士の資格を有し、直接子どもの保育 に従事することができる者を配置するよう努めること。

#### (エ) 設備及び備品

仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を 備えていること。

#### (才) 開所時間

保育認定子どもに係る開所時間は原則として11時間とし、おおよそ 午後10時までとすること。

#### 【手続き】

夜間保育所の設置認可等を受けている施設は、『公定価格加算・調整項目届出書』
の「15 夜間保育加算 実施状況等」の「有」の□にチェックし、設置認可等受
けていない施設は「無」の□にチェックします。
前月から加算要件や状況に変更があった場合には、『実施状況等』欄を変更し、「前
月からの変更有無」欄に○を記載します。
毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付
担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料があ
る場合は挙証資料を添付して提出します。なお、4月分は8日までに提出します。
『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、
当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』
に「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

#### (2) 加算額の算定

加算額は、定員区分及び年齢区分に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。 (処遇改善等加算の適用あり)

#### 11 減価償却費加算(2号・3号のみ:11)

施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域((3)加算額の算定参照)に応じて減価償却費の一部を加算します。

#### (1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算します。

- (ア) 認定こども園の用に供する建物が自己所有であること(注1)
- (イ) 建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること
- (ウ) 建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。) の国庫補助金の交付を受けていないこと(注2)
- (エ) 賃借料加算(3)の対象となっていないこと
- (注1) 施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の 50%以上であること
- (注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する<u>改修等を行った場合</u>には(ウ)に該当することとして差し支えない。
  - ①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
  - ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
  - ③1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること上記①~③要件全てに該当する場合は、こども青少年局に事前にご相談ください。

#### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、建物を整備する際、施設整備費補助金を受けていないことが確認できる資料と自己所有であることを証明するための建物を取得する際の契約書類等で、加算要件を満たしているか確認します。

『公定価格加算・調整項目届出書』の「16 減価償却費加算」の【加算要件】す
べてにチェックがつき、要件を満たす場合、「実施状況等」の「有」の□にチェッ
クし、要件を満たさない場合は「無」の□にチェックします。
初めて減価償却費加算の適用を受ける場合には、要件を確認するための挙証資料
として、建物を整備又は取得する際の契約書類の写しが必要です。
挙証資料を提出する際は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「挙証資料提出状
況」欄の「今回提出」の□にチェックし、提出日を記載します。
要件適合条件に変更がなければ、挙証資料を提出する必要はありません。その場
合は、「挙証資料提出状況」の「提出済」の□にチェックし、提出日は最初の挙証
資料提出日を毎月記載します。
新たに加算の適用を受けるなど、前月の状況から変更があった場合には「前月か
らの変更有無」欄に〇を記入します。
毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付
担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料があ
る場合は挙証資料を添付して提出します。なお、4月分は8日までに提出します。
『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、
当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』

#### に「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

#### (3) 加算額の算定

加算額は、定員区分及び年齢区分に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。 神奈川県はB地域・横浜市は都市部 に該当します。

※加算額の区分(4区分(A~D)×2区分(標準・都市部))

※都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

#### 12 賃借料加算 (2号・3号のみ: 22)

賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域((3)加算額の算定参照) に応じて賃借料の一部を加算します。

#### (1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算します。

- (ア) 認定こども園の用に供する建物が賃貸物件であること(注)
- (イ) (ア) の賃貸物件に対する賃借料が発生していること
- (ウ)「賃貸物件による保育所整備事業」等の国庫補助を受けた施設については、当該 補助に係る残額が生じていないこと
  - (エ)減価償却費加算®の対象となっていないこと (注)施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積 の50%以上であること

#### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、賃貸契約書等、建物(土地は対象外)を賃貸方式で実施していることを書類で確認します。

『公定価格加算・調整項目届出書』の「17 賃借料加算」の【加算要件】すべて
にチェックがつき、要件を満たす場合、「実施状況等」の「有」の□にチェックし、
要件を満たさない場合は「無」の□にチェックします。
初めて賃借料加算の適用を受ける場合には、要件を確認するための挙証資料とし
て、賃借料が発生していることがわかる賃貸契約書等の写しが必要です。
挙証資料を提出する際は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「挙証資料提出状
況」欄の「今回提出」の□にチェックし、提出日を記載します。
要件適合条件に変更がなければ、挙証資料を提出する必要はありません。その場
合は、「挙証資料提出状況」の「提出済」の□にチェックし、提出日は最初の挙証
資料提出日を毎月記載します。
新たに加算の適用を受けるなど、前月の状況から変更があった場合には「前月か
らの変更有無」欄に○を記入します。
毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付
担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料があ
る場合は挙証資料を添付して提出します。なお、4月分は8日までに提出します。
『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、
当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』
た「諸少内穴」「金ケーショス) 諸少します

#### (3)加算の算定

加算額は、定員区分に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。

神奈川県は a 地域・横浜市は都市部 に該当します。

※加算額の区分(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部))

※都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

#### Ⅳ 加減調整部分

1 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合 (1号: ⑮、2号・3号⑰)

主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合等に費用を定額で調整します。

#### (1)調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件を2つ以上実施していない施設に適用します。

#### 【調整の要件】

- ① 市や県の補助・助成対象となっている幼稚園での預かり保育を実施していること
- ② 市や県の補助・助成対象となっている子育て支援活動の推進等による未就園児の保育や、非在園児の預かり保育を実施していること
- ③ 月の初日に満3歳児が1人以上利用している(初めて該当になった月から年度 を通して当該要件に満たすものとする)こと
- ④ 横浜市延長保育事業を実施し、保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用する短時間認定子どもの当該月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上又保育時間(11時間) を超えて30分以上の延長保育を実施し、当該月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上いること
- ⑤ 横浜市一時保育事業を実施し、一時保育において当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の緊急保育又はリフレッシュ保育利用者数が1人以上(見込み)いること
- ⑥ 病児・病後児保育事業を実施していること
- ⑦ 当該年度の月の初日に、乳児(0歳児)が3人以上利用していること (初めて該当になった月から年度を通して当該要件に満たすものとする。
- ⑧ 当該年度に、障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用していること

#### (2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定にあたっては、『公定価格加算・調整項目届出書』 等により実施状況を確認します。

- □ 『公定価格加算・調整項目届出書』の1 【加算要件】の①~⑧事業実施状況のうち、該当する□にチェックします。
- □ ①~③及び⑧の要件の2つ以上実施していない場合は、『公定価格加算・調整項目 届出書』の「8 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していな

い場合 実施状況等」の「有」の口にチェックし、2つ以上実施している場合は「無」の口にチェックします。【1号】  ② ② ® の要件の2つ以上実施していない場合は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「9 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合実施状況等」の「有」の口にチェックし、2つ以上実施している場合は「無」の口にチェックします。【2号・3号】  前月から加算要件や状況に変更があった場合には、『実施状況等』欄を変更し、「前月からの変更有無」欄に〇を記入します。  毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。なお、4月分は8日までに提出します。「公定価格加算・調整項目届出書」の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』に「請求内容」「金額(調整後の調整額)」を記入し、請求します。
(3)調整額の算定 調整額は、定員区分に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算の単価に加算 率を乗じて得た額を加えた額を児童一人あたりの単価として算定します。(処遇改善等加算部分の調整あり)
2 年齢別配置基準を下回る場合(1号:⑩、2号・3号®) 基本分単価の年齢別配置基準を下回る職員配置の状態にある場合、費用を定額で調整します。
(1) 調整の適用を受ける施設の要件 施設に配置している保育教諭数が、国の配置基準上必要な数を下回る場合に、必要 な教職員数から配置している教職員数を減じて得た人数を算定し調整します。
(2)調整の適用を受ける施設の認定 『雇用状況表』、『公定価格加算・調整項目届出書』により確認します。
【手続き】
□ 年齢別配置基準を下回る施設は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「10 年齢別配置基準を下回る場合 実施状況等」欄に『雇用状況表』の「2 国基準による保育教諭数 その他加算の保育教諭 年齢別配置基準を下回る場合の調整(f)」で記載した人数を転記します。 □ 配置基準を下回らない施設は、「実施状況等」は空欄のままで結構です。 □ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』・『雇用状況表』により提出します。なお、4月分は8日までに提出します。 □ 『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」(調整)の場合は、水はた日のままがはに『ストジュースをなくは悪なままないます。
合は、当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児 童)』に「請求内容」「金額(調整後の調整額)」を記入し、請求します。

2

#### (3)調整額の算定

不足する保育教諭等の1人当たりの額は、定員区分に応じた単価に、当該額に係る 処遇改善等加算の単価に加算率を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に不足する「人 数」を乗じて得た額を調整額とし、定員区分に応じた児童一人あたりの単価で調整さ れます。(処遇改善等加算部分の調整あり)

#### 3 配置基準上求められる職員資格を有しない場合(1号: ⑰、2号・3号⑩)

公定価格(基本分)における国の配置基準上の職員(学級担任、保育従事者)について、 幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない場合に費用を定額で調整します。

#### (1) 調整の適用を受ける施設の要件

配置基準や主幹保育教諭等の保育教諭等の数に含まれる教育・保育従事者のうち、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない者がいる場合に調整します。

本調整の算定上の「人数」は、上記の必要資格を有しない者の数を2で除して得た数とします。

#### 【手続き】

『公定価格加算・調整項目届出書』の「11 配置基準上求められる職員資格を有
しない場合実施状況等」欄に、配置基準や主幹保育教諭等の保育教諭等のうち、
必要資格を有しない職員がいる場合は、その人数を記載します。
すべて有資格者で配置している施設は、「実施状況等」は空欄のままで結構です。
毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付
担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』・『雇用状況表』により提出します。
なお、4月分は8日までに提出します。
『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」(調整)の場
合は、当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児
童)』に「請求内容」「金額(調整後の調整額)」を記入し、請求します。

#### (2)調整額の算定

必要資格を有しない教育・保育従事者の1人当たりの額は、定員区分に応じた単価に、 当該額に係る処遇改善等加算の単価に加算率(%) を乗じて得た額を加えた額とし、 当該額に必要資格を有しない教育・保育従事者の「人数」を乗じて得た額を児童一人あ たりの単価で調整されます。

#### 4 施設長に係る経過措置が適用される場合(1号:18)、2号・3号:20)

新制度施行前に既に幼保連携型認定こども園であった施設のうち、施行前の幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所それぞれに施設長を配置しており、かつ、現にそのいずれも配置している場合に、5年を限度として、必要な人件費等定額で調整します。

#### (1)調整の適用を受ける施設の要件

認定こども園法附則第3条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置の認可あったものとみなされた施設について、以下の要件を満たす場合に調整します。

なお、当該調整は平成32年3月31日までの間に限り講じられるものです。

#### 【調整要件】

- (ア) 平成27年3月31日において幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所のいずれにも園長及び施設長を配置していること。
- (イ) (ア) のいずれもが、平成27年4月1日以降に、継続して当該施設に配置(注12) されていること。
- (ウ) (ア) のうち平成27年4月1日以降に園長及び施設長としての職務に就いていない者については、配置基準等に定める職員及びその他の加算等の算定上の対象職員になっていないこと。
  - (注1) 平成27年4月1日以降に退職等により、当該施設の職員で無くなった場合には、(注2) の場合を除き、本調整の対象にはならないこと。
  - (注2) 施設を設置する事業者が設置する他の教育・保育施設又は地 域型保育事業 所に異動した場合で、異動先の施設において施設長又はそれに準じた職務に従 事していること。加えて、本調整の対象となる施設に当該者の後任者が配置さ れていること。

#### (2)調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定にあたっては、『雇用状況表』と『公定価格加算・ 調整項目届出書』で確認します。

#### 【手続き】

『雇用状況表』「5 施設長に係る経過措置が適用される場合(幼保連携型認定こ
ども園のみ)」の「① 調整適用要件確認」の要件項目にチェックし、要件をすべ
て満たす場合は、「② 請求月初日の調整の対象となる職員の配置状況」欄に対象
となる職員の「資格、氏名、雇用年月日、雇用形態、労働時間数、1か月の労働
時間数等」を記載します。
要件に該当する職員を配置している場合は、『公定価格加算・調整項目届出書』の
「12 施設長に係る経過措置が適用される場合 実施状況等」の「有」の□にチ
ェックします。
毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付
担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』・『雇用状況表』により提出します。
なお、4月分は8日までに提出します。
『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」(調整)の場
合は、当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児
童)』に「請求内容」「金額(調整後の調整額)」を記入し、請求します。

#### (3)調整額の算定

調整額は、定員区分に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等に加算率を乗じて得た額を児童一人あたりの単価として算定します。

- 5 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合(2号・3号のみ:49)
  - 1号認定子どもの利用定員を設定しない施設の場合に費用を調整します。
- (1)調整の適用を受ける施設の要件
  - 1号認定子どもの利用定員を設定しない幼保連携型認定こども園に適用します。

#### 【手続き】

- □ 1号認定子どもの利用定員を設定しない幼保連携型認定こども園は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「18 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合 実施状況等」の「有」の□にチェックし、設定している施設は、「無」の□にチェックします。
- □ 前月から加算要件や状況に変更があった場合には、『実施状況等』欄を変更し、「前月からの変更有無」欄に○を記入します。
- □ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。なお、4月分は8日までに提出します。

#### (2)調整額の算定

調整額は、定員区分に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算の単価に加算率を乗じて得た額を加えた額を児童一人あたりの単価として算定します。

※⑥の基本分単価において、1号と2・3号にまたがる費用について、1号と2・3号の基本 分単価にそれぞれ等分して計上していることに伴う調整(またがる費用について「2」を乗じ て算定した場合の差額を加算)及び事務職員に係る費用を調整(事務職員に係る経費を削減)

#### 6 分園の場合(2号・3号のみ:15)

分園の場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整します。

- ※本園と分園にまたがる経費について、別途補助事業として実施されている分園推進事業による水 準も踏まえて、定率で調整
- ※分園を設置する施設における⑥及び⑦の定員区分の適用に当たっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定する。

(その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定)

#### (1) 調整の適用を受ける施設の要件

幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園の分園(「保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)」により設置された分園(幼保連携型認定こども園にあっては、当該分園を設置する保育所が、幼保連携型認定こども園に移行した場合に限る。)。)に適用します。

- □ 認定こども園の分園の設置認可を受けている施設は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「19 分園を設置している場合 実施状況等」の「有」の□にチェックし、分園の設置がない施設は、「無」の□にチェックします。
- □ 前月から加算要件や状況に変更があった場合には、『実施状況等』欄を変更し、「前 月からの変更有無」欄に○を記入します。

□ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。なお、4月分は8日までに提出します。

#### (2) 調整額の算定

調整額は、分園に適用される基本分単価(⑥)及び処遇改善等加算(⑦)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

横浜市は(⑥+⑦) ×10/100を適用します。

#### 7 常態的に土曜日に閉所する場合(2号・3号のみ:(6))

常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整 ※利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用 を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

#### (1) 調整の適用を受ける施設の要件

施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する施設に適用します。

#### (2) 調整の適用を受ける施設の認定

調整の適用を受ける施設の認定は、横浜市が行います。 認定にあたっては、施設の設置者が『公定価格加算・調整項目届出書』に記載した、「土曜日に閉所する理由」等を確認します。

#### 【手続き】

常態的に土曜日に閉所する施設は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「20 常	常
態的に土曜日に閉所する場合」欄に「土曜日に閉所する理由」を記載し、「実施料	犬
況等」の「有」の□にチェックします。	
土曜日を開所する施設は、「実施状況等」の「無」の□にチェックします。	
毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付	寸
担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料が表	あ
る場合は挙証資料を添付して提出します。なお、4月分は8日までに提出します	•

※認定こども園については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる施設であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所することは原則できません。その場合は、国より当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこととされています。

#### (3)調整額の算定

調整額は、適用される「基本分単価(⑥)、処遇改善等加算(⑦)、3歳児配置改善加算(⑧)及び夜間保育加算(⑩)」の額の合計に、定員区分に応じた調整率を乗じて得た額とします。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てます。)

#### V 乗除調整部分

1 定員を恒常的に超過する場合(1号:⑩、2号・3号:⑩

★平成28年度・29年度は適用なし

(1)調整の適用を受ける施設の要件

連続する過去の2年度間(注1)常に利用定員を超えており(注2)、かつ、各年度の年間平均在所率(注3)が120%以上の状態にある施設に適用します。

(注1) 連続する過去の2年度間の起算点

平成28年度を起算点とする。

(注2) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、基準を満たしていること。

(注3) 年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

#### (2) 調整の適用を受ける施設の認定

- (ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、横浜市が施設の利用状況を確認のうえ行うこととします。
- (イ)調整の適用を受ける施設について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用がなくなります。

#### (3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

本調整措置が適用される施設における「基本分単価⑤から年齢別配置基準を下回る場合(④)」の額については、それぞれの額の総和に地域区分及び定員区分に応じた調整率を乗じて得た額とします。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

#### VI 特定加算部分

1 療育支援加算(1号:20 、2号・3号22)

障害児を実際に受け入れている施設について、主幹(主任)保育教諭等を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主幹(主任)保育教諭等を補助する者に要する経費を加算します。

#### (1) 加算の要件

障害児(注1)を受け入れている(注2)施設(注3)において、主幹保育教諭等を補助する者(注4)を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算します。

なお、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合(⑤)の調整が適用されている施設については、当該加算の対象とはならないこと。

また、当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図 りつつ、 障害児教育・保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の

療育支援に積極的に取り組むこと(注5)。

主幹教諭等専任加算⑩の対象施設で、かつ実際に障害児(注1)を受け入れている (注2)施設において、主幹教諭等を補助する者(注3)を配置し、地域住民等の子 どもの療育支援に取り組む場合に加算します。

なお、当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、 障害児保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療 育支援に積極的に取り組んでください。(注4)

- (注1) 障害児とは、障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター 長が認めた児童、又は対象児童の認定を受けていないが、「特別児童扶養手当」の受 給対象児童をいい、手帳等の交付の有無は問わない。
- (注2) 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとすること。
- (注3) 本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。
- (注4) 主幹保育教諭を補助するものの配置は、概ね月60時間以上の勤務があり非常勤職員であって、資格の有無は問わない。

#### (注5) 取組の例示

- ・ 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。
- ・ 地域住民からの教育・育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。
- ・ 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。
- ・保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役
- ・ 障害児施策との連携により、施設における障害児教育・保育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実

#### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合の調整の適用になっていない施設で、主幹教諭等を補助するものを直接雇用又は派遣により配置し、次の要件のすべて満たすことを確認します。

#### 【要件】

□ 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合
の調整の対象施設ではなく、主幹保育教諭を専任させ、子育て支援の取り組み
があること。
□ 障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター長が
認めた児童を、月初日に1人以上受け入れていること。
□ 主幹保育教諭等を補助する者(資格は問わない)を、概ね月60時間以上の
勤務契約をして、直接雇用又は派遣により配置していること。
□ 地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいること。
※取り組み例は上記(注5)参照

#### 【手続き】

□ 『雇用状況表』の「11 療育支援加算」の「① 加算要件確認」欄にチェックし、 全て該当する場合は、主幹保育教諭等を補助する者の氏名、雇用形態、1日の労 働時間数、月の勤務日数、1か月の労働時間数を記載します。 □ 『公定価格加算・調整項目届出書』の「8及び9 主幹教諭等の専任化による子 育て支援の取組を実施していない場合 実施状況等」の「有」の□にチェックが あるか確認します。 □ 『公定価格加算・調整項目届出書』の「13 療育支援加算 実施状況等」に、「特 別児童扶養手当証書 | を受けている児童が月の初日に1人以上利用している場合 は「A区分」の口にチェックを、それ以外の対象児童が月の初日に1人以上利用 している場合は「B区分」の口にチェックをします。 □ 対象がいない場合、又は加算要件や雇用状況が適合しない場合は、「実施状況等」 の「無」の□にチェックします。 □ 前月から加算要件や状況に変更があった場合には、「実施状況等」欄を変更し、「前 月からの変更有無」欄に○を記入します。 □ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付 担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』・『雇用状況表』により提出します。 なお、4月分は8日までに提出します。 □ 『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「A区分」又は「B 区分」の場合は、当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請 求明細書(児童)』に「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

#### (3)加算額の算定

加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童受入施設(A区分)又はそれ以外の障害児受入施設(B区分)の別に定められた基本額と、処遇改善等加算単価に加算率(%)を乗じて得た額を合計し、その合計額を各月初日の利用子ども数(合計)で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる)を児童一人あたりの単価とし、加算します。

#### 【1号】

	基本額	処遇改善等加算
A区分	(18,280円	+ 180円×加算率(%))
	÷各月	初日の利用子ども数(1号)
	基本額	処遇改善等加算
B区分	(12,190円	+ 120円×加算率(%))
	÷各月	初日の利用子ども数 (1号)

#### 【2号・3号】

	基本額	処遇改善等加算
A区分	(24,930円	+ 240円×加算率(%))
	÷各月	初日の利用子ども数(2号・3号)
	基本額	処遇改善等加算
B区分	(16,620円	+ 160円×加算率(%))
	÷各月	初日の利用子ども数 (2号・3号)

#### 2 事務職員雇上費加算(1号のみ:21)

認定こども園全体(1号~3号)の利用定員が91人以上の場合に事務職員(非常勤)を 加配するための経費を加算

#### (1) 加算の要件

認定こども園全体の利用定員が91人以上の施設に加算します。

#### 【手続き】

- □ 認定こども園全体の利用定員が 91 人以上の施設は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「14 事務職員雇上費加算 実施状況等」の「有」の□にチェックし、それ以外の施設は「無」の□にチェックします。
- □ 前月から加算要件や状況に変更があった場合には、『実施状況等』欄を変更し、「前月からの変更有無」欄に○を記入します。
- □ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。なお、4月分は8日までに提出します。

#### (2) 加算額の算定

加算額は、区分ごとの基本額に、処遇改善等加算単価に加算率(%)を乗じて得た額を合計し、その合計額を各月初日の利用子ども数(合計)で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる)を児童一人あたりの単価とし、加算します。

基本額	処遇改善等加算	
78,020円 +	780円×加算率	
÷各月初日の利用子ども数		

#### 3 冷暖房費加算(1号:22)、2号・3号:23)

冷暖房費について、所在する地域に応じて全ての施設に加算します。 加算額は、地域の区分に応じた額で、<u>横浜市は110円</u>(その他地域)です。

#### 【手続き】

□ 当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』 に「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

#### Ⅲ 3月のみの加算項目

#### 1 入所児童処遇特別加算

高齢者等の雇用の促進を図るため、加算要件に適合する者を活用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状況に応じて高齢者等を配置するための経費を、3月分の単価に加算します。

#### (1) 加算の要件

高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、 また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図るため、以下の要件を 満たす施設に加算します。 (ア) 高齢者等(注1)を市の職員配置基準以外に非常勤職員(注2)として雇用(注3) し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務(注4)を行わせ、かつ、当該年度 中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれるこ と。

また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設(受ける予定の施設を含む。)でその補助の対象となる職員は対象としないこと。

なお、雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりしていて、利用子ども等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象として差し支えないこと。

#### (注1) 高齢者等の範囲

- i 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時 点において満60歳以上の者
- ii 身体障害者(身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者)
- iii 知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者)
- iv 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦(母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦)
- (注2) 非常勤職員の範囲

1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。

(注3) 雇用の範囲

雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。

(注4) 高齢者等が行う業務の内容の例示

利用子ども等との話し相手、相談相手、身の回りの世話(爪切り、洗面等)、通院、買い物、散歩の付き添い、クラブ活動の指導、給食のあとかたづけ、喫食の介助、洗濯、清掃等の業務、その他高齢者等に適した業務

(イ) 以下の事業等のうち、いずれかを実施していること

#### 【要件】

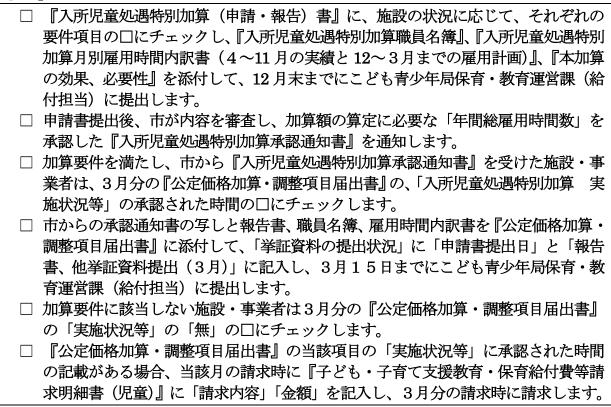
- ① 横浜市延長保育事業を実施し、保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用する短時間認定子どもの11月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上又保育時間(11時間) を超えて30分以上の延長保育を実施し、11月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上いること
- ② 横浜市一時保育事業を実施し、一時保育において当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の緊急保育またはリフレッシュ保育利用者数が1人以上(見込み)いること
- ③ 病児・病後児保育事業を実施していること
- ④ 当該年度の4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること
- ⑤ 当該年度の4月から11月までの各月初日を平均して障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用していること

#### (2) 加算の認定

施設の設置者からの『入所児童処遇特別加算(申請・報告)書』に基づき、必要性及び 経費等について市が審査を行い、加算の有無の決定をします。

申請書の提出期限は、毎年12 月末までで、期限後の申請は受理できません。 施設は、認定結果に基づき、3月の『公定価格加算・調整項目届出書』提出の際に、承 認通知書等を添付します。

#### 【手続き】



#### (3) 加算額の算定

加算額は、(2)で認定された「年間総雇用時間数」の区分に応じて定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

年間総雇用時間数	単価
400時間以上800時間未満	448,000円÷3月初日の利用子ども数
800時間以上1200時間未満	746,000円÷3月初日の利用子ども数
1200時間以上	1,045,000円÷3月初日の利用子ども数

#### 2 施設機能強化推進費加算

職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況に応じて必要な経費を3月分の単価に加算します。

#### (1) 加算の要件

施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注1・注2・注3)を行う施設で、以下の事業等を複数実施する施設に加算します。

#### 【要件】

- ※保育所と地域型保育事業所(小規模、事業所内、家庭的)は①③④⑥⑦から2つ以上
  - ① 横浜市延長保育事業を実施し、保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用する短時間認定子どもの11月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上又は保育時間(11時間)を超えて30分以上の延長保育を実施し、11月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上いること
  - ② 市や県の補助・助成対象となっている幼稚園での預かり保育事業を実施し、当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の利用者数が1人以上いること
  - ③ 一時保育において当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の緊急保育または リフレッシュ保育利用者数が1人以上または、市や県の補助・助成対象となってい る子育て支援活動の推進等による未就園児の保育や、非在園時の預かり保育などを 実施し、当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の利用者数が1人以上いること
  - ④ 病児・病後児保育事業を実施していること
  - ⑤ 当該年度の4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること
  - ⑥ 当該年度の4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上(家庭的保育事業においては1人以上)利用していること
  - ① 当該年度の4月から11月までの各月初日を平均して障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用していること

#### (注1) 取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。
- (注2) 取組に必要となる経費の額 取組に必要となる経費の総額が、概ね15万円以上見込まれるご

取組に必要となる経費の総額が、概ね15万円以上見込まれること。15万円未満 は対象外

#### (注3) 支出対象経費

需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)

#### (2) 加算の認定

施設が作成する『施設機能強化推進費加算(申請・報告)書』に基づき、必要性及び 経費等について、市が審査を行い、加算要件を確認します。 申請書の提出期限は、毎 年12 月末までで、期限後の申請は受理できません。

横浜市から加算適合の連絡があった施設のみ、3月の『公定価格加算・調整項目届出書』提出の際に、加算有で届け出をします。

#### 【手続き】

『施設機能強化推進費加算申請書』に施設の状況に応じて、それぞれの要件項目の
□にチェックし、申請額(15万円)と総合的な防災対策の充実強化等を行う取り組
みのための支出予定額(15万円以上)を記載し、製品がわかるチラシ・パンフレッ
トなどを添付して 12 月末までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)に
提出します。
取組のための支出予定額が 15 万円未満の場合は、申請できません。
申請書提出後、市が確認し、加算要件の適合可否について連絡をします。
加算要件を満たし、取組のための支出予定額が 15 万円以上の施設・事業者は、3
月分の『公定価格加算・調整項目届出書』の、「施設機能強化推進費加算」実施状況
等」の「有」の□にチェックします。
併せて、『施設機能強化推進費加算報告書』に必要な事項と加算要件の実施事業を記
載し、取組に要した経費がわかる領収書(写)等を『公定価格加算・調整項目届出
書』・に添付して、「挙証資料の提出状況」に「申請書提出日」と「報告書、他挙証
資料提出(3月)」に記入し、3月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給
付担当)に提出します。提出日までに実施していない場合は、見込みを記載します。
加算要件に該当する取組を実施しない施設・事業者は、3月分の『公定価格加算・
調整項目届出書』の、「実施状況等」欄の「無」の□にチェックします。
『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、当
該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書 (児童)』に「請
求内容」「金額」を記入し、3月分の請求時に請求します。

#### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

区分	単価
【1号】	75,000円(限度額)÷3月初日の利用子ども数
【2号・3号】	75,000円(限度額)÷3月初日の利用子ども数

## 3 小学校接続加算

子どもの育ちと学びの連続性、一貫性を確保するため、小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に、活動に必要な経費を3月分の単価に加算します。

# (1) 加算の要件

次の要件をすべて満たして、小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に加算します。

## 【要件】

- ① 施設や設置法人の事務分掌や事務取扱、規則等に、小学校との連携・接続の担当 に関する業務を明確になっていること。 また、要録等の作成、送付、保存がされていること。
- ② 幼保小連携に関する研修・研究会への参加、授業・行事の見学や参加、小学校との子ども及び教職員の交流活動、近隣の保育・教育施設との交流などを併せて年10
  - 回以上実施していること。
- ③ 小学校との接続を見通した「横浜版接続期カリキュラム アプローチカリキュラム」を作成し、実践していること。

なお、策定中の場合は、協議会の開催等により具体的な策定に向けた研究に着手 していると認められる場合も可とする。この場合は協議会の議事録等、証する書類 を添付すること。

## (2) 加算の認定

(1)①~③の取組をすべて実施しており、3月の『公定価格加算・調整項目届出書』と ともに提出される、施設からの『小学校接続加算実施報告書』により、実績を確認します。

# 【手続き】

- □ 加算要件を満たす施設・事業者は、3月分の『公定価格加算・調整項目届出書』 の、「小学校接続加算 実施状況等」の「有」の□にチェックします。
- □ 併せて、『小学校接続加算実施報告書』に「①加算要件の確認」にチェックし、「② 小学校との連携・接続にかかる取組内容」を記載し、『横浜版接続期カリキュラム アプローチカリキュラム』の写しを『公定価格加算・調整項目届出書』に添付して、3月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)に提出します。
- □ 加算要件に該当する取組を実施しない施設・事業者は、3月分の『公定価格加算・ 調整項目届出書』の「実施状況等」欄の「無」の□にチェックします。
- □ 『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、 当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』 に「請求内容」「金額」を記入し、3月分の請求時に請求します。

#### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

区分	単価
【1号】	48,420円÷3月初日の利用子ども数
【2号・3号】	48,420円÷3月初日の利用子ども数

## 4 栄養管理加算

栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算します。

# (1) 加算の要件

食事の提供にあたり、栄養士の知識等を活用(注1)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言や保護者との面談、食育等に関する活動(注2)を月1回以上あるいは年12回以上を行う施設に加算します。

## 【要件】

- ① 施設・事業所の職員に対し、献立やアレルギー、アトピー等の対応について助言していること。
- ② 保護者への食事の提供に関する相談や助言、情報提供を行っていること。
- ③ 食育活動や食育計画策定にあたり、施設・事業所に対し助言していること。
- (注1) 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。
- (注2) 食育等に関する活動とは、児童や保護者を対象とした食育に関する講座や食育活動等とする。なお、少なくとも年2回は、保護者向けの食育活動を行うものとする。(年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用(期間が6か月以上となること。)している場合に対象とする。)

# (2) 加算の認定

施設からの『栄養管理加算(申請・報告)書』に基づき、加算要件や活動状況を確認します。申請書の提出期限は、毎年 12 月末までで、期限後の申請は受理できません。

#### 【手続き】

『栄養管理加算申請書』に、「栄養士の状況」と「栄養士の活動」にチェックをし、
食育活動の4~11 月の実績と 12~3月までの計画を記載して、12 月末までに、
こども青少年局保育・教育運営課(給付担当)に提出します。
申請書提出後、市が確認し、加算要件の適合可否について連絡をします。
加算要件を満たす施設・事業者は、3月分の『公定価格加算・調整項目届出書』
の、「栄養管理加算 実施状況等」の「有」の□にチェックします。
併せて、『栄養管理加算報告書』に12~3月の実績を記載し、『公定価格加算・調
整項目届出書』に添付して、「挙証資料の提出状況」に「申請書提出日」と「報告
書、他挙証資料提出(3月)」に記入し、3月15日までにこども青少年局保育・
教育運営課(給付担当)に提出します。(内容によっては、実施内容がわかる書面
を提出していただく必要があります。)
加算要件に該当しない施設・事業者は3月分の『公定価格加算・調整項目届出書』
の「実施状況等」の「無」の□にチェックします。
『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、
当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』
に「請求内容」「金額」を記入し、3月分の請求時に請求します。

#### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額に3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

単価 120,000円÷3月初日の利用子ども数

# 5 第三者評価受審加算

第三者評価を受審した場合に、5年に1回、受審費用の一部を3月分の単価に加算します。 なお、公定価格で加算する額とは別に、横浜市保育・教育向上支援費において、第三者 評価を受審した場合の助成を支払います。

#### (1) 加算の要件

「横浜市福祉サービス第三者評価」に沿って横浜市の指定評価機関で受審し、結果をホームページで公表する施設に加算します。

#### (2) 加算の認定

第三者評価を実施し、評価結果を横浜市のホームページに公表することが確認でき、かつ受審をした当該年度に受審費用に係る支払いが済んだ施設からの「第三者評価受審届」の提出を受け、確認します。

(注) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表(評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。) が行われることが確認できる場合は本加算の対象となります。

# 【手続き】

- □ 横浜市の指定評価機関で第三者評価を受審した施設・事業者は、3月分の『公定価格加算・調整項目届出書』の、「第三者評価受審加算 実施状況等」の「有」の□にチェックします。
  □ 併せて、向上支援費の『第三者評価受審届』に受審評価機関や期間、受審にかかった費用と公定価格(150,000 円)と市独自助成額(受審費用と公定価格の差額)を記入し、受審費用の領収書の写しを添付します。
- □ 加算要件に該当しない施設・事業者は3月分の『公定価格加算・調整項目届出書』 の「実施状況等」の「無」の□にチェックします。
- □ 『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、 当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』 に「請求内容」「金額」を記入し、3月分の請求時に請求します。
- ※『第三者評価受審届』は向上支援費(市独自助成)と兼用です。

# (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

区分	単価
【1号】	75,000円÷3月初日の利用子ども数
【2号・3号】	75,000円÷3月初日の利用子ども数

# 6 施設関係者評価が算

施設の関係者による評価を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に 加算します。

#### (1) 加算の要件

- (ア) 認定こども園法施行規則第24条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第67条の規定に準じて、保護者その他の施設の関係者(施設職員を除く。)による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する場合に加算します。
- (イ) 内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」(これに準じて自治体が作成したものを含む。)に準拠し、認定こども園法施行規則第23条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定により行った自己評価等に関する情報提供、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施するものとします。
- (注) 認定こども園の場合は、本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定) を通じて行われるものであること。

#### (2) 加算の認定

3月の『公定価格加算・調整項目届出書』とともに提出される、施設からの『施設関係者評価実施届』により、実施状況を確認します。

(注)評価者の委嘱や会議の開催予定等により、当年度に評価や結果の公表(評価報告書の作成が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象となります。

# 「手続き】

加算要件を満たす施設は、3月分の『公定価格加算・調整項目届出書』の、「施設関係者評
価加算実施状況等」の「有」の□にチェックし、実施終了日と公表予定日を記入します。
併せて、『施設関係者評価実施届』に「評価の実施状況」として評価実施日や実施内容等を
記載し、評価の実施状況がわかる資料を『公定価格加算・調整項目届出書』に添付し、「挙
証資料の提出状況」に提出日を記入して、3月15日までにこども青少年局保育・教育運営
課(給付担当)に提出します。
加算要件に該当しない施設は、3月分の『公定価格加算・調整項目届出書』の「実施状況
等」欄の「無」の□にチェックします。
『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、3月の請
求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』に「請求内容」「金
額」を記入し請求します。

#### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に 利用する子どもの単価に加算します。

区分	単価
【1号】	29,710円 ÷ 3月初日の利用子ども数
【2号・3号】	29,710円 ÷ 3月初日の利用子ども数

# 7 外部監査費加算

公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算します。

※ 認定こども園の場合は、全体(1号~3号)の定員規模に応じた加算額(1号と2・3号で費用を等分)を設定

#### (1) 加算の要件

幼稚園や認定こども園を設置する学校法人等が、当年度の幼稚園や認定こども園の運営に係る会計について、会計監査人(公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。)による監査(以下「外部監査」という。)を受ける場合に加算します。 外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第3項の規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとします。

# (2) 加算の認定

- (ア) 『公定価格加算・調整項目届出書』等により確認します。
- (イ) 当年度の3月時点で外部監査を実施することが確認できれば、当年度の3月分の 単価に加算します。(監査報告書の作成等の時期が翌年度になる場合でも、監査実 施契約が締結されているなど、確実に外部監査が実施されることが確認できれば、 当年度の3月分の単価に加算する。)

なお、監査報告書については、作成次第速やかにこども青少年局保育・教育運営課 (給付担当) あてに提出してください。

## 「手続き】

- □ 加算要件を満たす施設は、3月分の『公定価格加算・調整項目届出書』の、「外部監査費加算 実施状況等」の「有」の□にチェックし、監査終了日と監査実施機関を記入し、監査報告書(まだ作成されていない場合は契約書の写しなど、外部監査の実施を確認できる書類)を添付してください。
- □ 加算要件に該当しない施設は、3月分の『公定価格加算・調整項目届出書』の「実 施 状況等」欄の「無」の□にチェックします。
- □ 『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、3月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』に「請求内容」「金額」を記入し請求します。

#### (3) 加算額の算定

加算額は、利用定員に応じて定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加 算します。

# 認定こども園 (教育標準時間認定)

認定こども園を利用する教育標準時間認定子どもに係る施設型給付及び特例施設型給付の額について、子ども・子育て支援法附則第9条第1項第1号イ及び同項第2号イに基づき内閣総理大臣が定める特定教育・保育に係る費用の額の基準は、別表の額に1,000分の725を乗じて得た額とする。(p1 (注) 参照)

垃坡 区分	定員区分	認定区分	年齡区分	基本分単価	ŀ	知過	改善等	加算		副医:	長・	教類配置加算		第1号-2号	の利用	整加配加算 限定員の合計が 下の場合に加算
0	ø	(3)	0	(注) ⑤		Г	(注)	1				処遇改善等 加算 ⑦			8	免遇改善等 加算
-6	15.4		4歳以上児	85, 600 (92, 800)	+	830	(910)	×加算率	ĺ		1	78.82 32:32:30	ĺ		1	
	まで	1号	3 歳 児	92, 800	+	910		×加算率	+	7, 330	+	70×加算率	+	-28, 820	1+1	280×加算
	16人 から		4歳以上児	53, 050 (60, 250)	+	510	(580)	×加算率		1707.000					1	
	25人 まで	1号	3 歳 児	60, 250	+	580		×加算率	+	4, 430	+	40×加算率	+	17, 290	+	170×加算
	26人		4歳以上児	41, 190 (48, 390)	+	-390	(460)	×加算率			1				11	
	35人 まで	1号	3 歳 児	48, 390	+	460		×加算率	+	3, 160	+	30×加算率	+	12, 350	+	120×加算3
Ì	36人 から		4歳以上児	34, 300 (41, 500)	+	320	(390)	×加算率							11	
	45人 まで	1号	3 歳 児	41, 500	+	390		×加算率	+	2, 460	+	20×加算率	+	9, 600	+	90×加算3
Ì	46人 から	220	4歳以上児	30, 370 (37, 570)	+	280	(350)	×加算率			1				11	
ļ	60人まで	1号	3 歳 児	37, 570	+	350		×加算率	+	1, 840	+	10×加算率	+	7, 200	+	70×加算1
	61人 から		4歳以上売	28, 050 (35, 250)	+	260	(330)	×加算率							11	
	75人 まで	1号	3 歳 児	35, 250	+	330		×加算率	+	1, 470	+	10×加算率	+	5, 760	+	50×加算3
	76人 から		4歳以上児	26, 470 (33, 670)	+	240	(320)	×加算率						///		
	90人まで	1号	3 歳 児	33, 670	+	320		×加算率		1, 230	+	10×加算率	+	4, 800	+	40×加算3
	91人 から	1号	4歲以上児	26, 080 (33, 280)	+	240	(310)	×加算率								
	105人 まで	175	3 歳 児	33, 280	+	310		×加算率		1. 050	+	10×加算率	+	4, 110	+	40×加算4
6/100	106人	1号	4歳以上売	25, 170 (32, 370)	+	230	(300)	×加算率								
地域	120人 まで	135	3 歲 児	32, 370	+	300		×加算率		920	+	9×加算率	+	3, 600	+	30×加算3
	121人 から	1号	4歳以上児	25, 080 (32, 280)	+	230	(300)	×加算率	Ì		Ļ					
	135人 まで	1.2	3 歲 児	32, 280	+	300		×加算率	1	820	Ť	8×加算率	+	3, 200	+	30×加算3
	136人 から	1号	4歲以上児	24, 450 (31, 650)	+	220	(290)	×加算率		730				:		
	150人 まで	125	3 歳 児	31, 650	+	290	+	×加算率	+	/30	+	7×加算率	+	2, 880	+	20×加)(4
Γ	151人 から	1号	4歲以上児	23, 490 (30, 690)	+	210	(290)	×加算率		610		Courbo Wiste		0.400	[	00
	180人 まで		3 歳 児	30, 690	+	290		×加算率	1	610	+	6×加算率	+	2, 400	+	20×加算項
ſ	181人 から	1号	4歳以上児	22, 780 (29, 980)	+	210	(280)	×加算率		520	+	E u ho Wille	_	2 050		
	210人 まで		3 歳 児	29, 980	+	280		×加算率	1	520	+	5×加算率	+	2, 060	*	20×加算4
	211人 から		4歳以上児	22, 270 (29, 470)	+	200	(270)	×加算率								
	240人 まで	1号	3 难 児	29, 470	÷	270		×加算率	+	460	+	4×加算率	+	1, 800	+	10×加算4
	241人		4 歳以上児	21, 870 (29, 070)	+	200	(270)	×加算率				4 10 27 22 25	ı			7 17
	270人 まで	1号	3 歳 児	29, 070	+	270		×加算率	+	410	+	4×加募率	+	1, 600	+	10×加算床
	271人 から		4歲以上児	21, 550 (28, 750)	+	190	(270)	×加算率			+		1	2022		P 100 570 60
	300人まで	1号	3 歳 児	28, 750	+	270		×加算率	+	360	+	3×加算率	+	1, 440	+	10×加算4
	301人		4歳以上児	21, 290 (28, 490)	+	190	(260)	×加算率	1				L			
	以上	1号	3 歳 児	28, 490	+	260		×加算率	+	330	+	3×加算率				

地域	定員区分	認定区分	年齢区分		3 歲児	配置改善加算			2对你加配加算 2改善加算無 L	.)		見対応加配加算 置改善加算有り	)	チー ※加	E1.	R育加配加算 人当たり単価
						処遇改善等 加算			処遇改善等 加算	1		処遇改善等 加算	1			知遇改善等 加算
0	0	3	4	Į		9			10			6	_		_	0
	. 15人 まで	1号	4歳以上児3歳児		(7, 200) 7, 200	(70×加算率) 70×加算率		50, 440 ÷	- 500×加第	7.	43, 240	+ 430×加算場		28, 820×加配人数	+	280×加算率×加配人数
	16人		4歲以上児	1	(7, 200)	(70×加算率)	1	55, 110	300 × //ш	]	40, 240	1000				
	から 25人	1号	3 歳 児		7, 200			50, 440 +	500×加算	٦.	43, 240		7+	17, 290×加配人数	+	170×加算率×加配人数
	まで 26人		4歳以上児		(7, 200)	(70×加算率)	ľ	50, 440	300×加昇	י [	43, 240	+ 430×加算導		- 440		
	から 35人	1号			7, 200		l.	[50,440].	F	٦.	10.010			12,350×加配人数	+	120×加算率×加配人数
	まで 36人		3 歳 児	1	.,	70×加算率	1	50, 440 +	500×加算3	* +	43, 240	+ 430×加算率				
	から 45人	1号	4歳以上児			(70×加算率)	-	<u> </u>		1			٦+	9,600×加配人数	+	90×加算率×加配人数
	まで 46人	_	3 歳 児		7, 200		+	50, 440 +	500×加算3	+	43, 240	+ 430×加算率				
	から 60人	1号	4 歲以上児	+	(7, 200)	(70×加算率)				7			7+	7, 200×加配人数	+	70×加算率×加配人数
	まで		3 歳 児	+	7, 200	70×加算率	+	50, 440 +	500×加算3	+	43, 240	+ 430×加算率	4		5	
	61人 から 75人	1号	4歳以上児	+	(7, 200)	(70×加算率)				,			٦+	5, 760×加配人数	+	50×加算率×加配人数
	まで		3 歳 児	+	7, 200	70×加算率	+	50, 440 +	500×加算3	+	43, 240	- 430×加算率				
	76人 から 90人	1号	4歳以上児	+	(7, 200)	(70×加算率)				7			٠+	4,800×加配人数	+	40×加算率×加配人数
	まで		3 歳 児	+	7, 200	70×加算率	+	50, 440 +	500×加算和	+	43, 240	- 430×加算率	1		3	
	91人 から	1号	4 歲以上児	+	(7, 200)	(70×加算率)				_			- ÷	4,110×加配人数		40×加算率×加配人数
	105人まで		3 歳 児	+	7, 200	70×加算率	+	50, 440 +	500×加算等	+	43, 240 -	430×加算率		1, 110 Audustan		TO AZDJE AZDE AZD
16/100	106人 から	1号	4歲以上児	+	(7, 200)	(70×加算率)				_				3,600×加配人数	L	30×加算率×加配人数
地域	120人 まで		3 歲 兇	+	7, 200	70×加算率	+	50, 440 +	500×加算率	+	43, 240	430×加算率		S. GOO A MARIC A SK	ľ	30人加弄年人加配入致
	121人 から	1县	4歳以上児	+	(7, 200)	(70×加算率)				-112				0.000 - 40 TO 1 M		
	135人 まで	1,2	3 歳 児	+	7, 200	70×加算率	+	50, 440 +	500×加算5	+	43, 240 +	430×加算率		3, 200×加配人数	+	30×加算率×加配人数
	136人 から		4歲以上児	+	(7, 200)	(70×加算率)				•					3	
	150人 まで	1号	3 歳 児	+	7, 200	70×加算率	+	50, 440 +	500×加算率	+	43, 240 -	430×加算率	1	2,880×加配人数	+	20×加算率×加配人数
	151人 から	7.5	4歲以上児	+	(7, 200)	(70×加算率)				_			'		- A	
	180人まで	1号	3 歳 児	+	7, 200	70×加算率	+	50, 440 +	500×加算導	+	43, 240 +	430×加算率	1+	2,400×加配人数	+	20×加算率×加配人数
Ì	181人 から		4歳以上売	+	(7, 200)	(70×加算率)				_			1			
	210人 まで	号	3 歳 児	+	7, 200	70×加算率	+	50, 440 +-	500×加海岛	+	43, 240 +	430×加算率	1+	2,050×加配人数	+	20×加算率×加配人数
1	211人 から		4歳以上児	+	(7, 200)	(70×加算率)	911			_			1			
	から 240人 まで	1号	3 歲 児	+	7, 200	70×加算率	+	50, 440 +	500×加算導	+	43, 240 +	430×加算率	1+	1.800×加配人数	+	10×加算率×加配人数
	241人		4歳以上児	+	(7, 200)	(70×加算率)				J			1		- 1	10 000
	から 270人 まで	1号	3 歳 児	+	7. 200	70×加算率	+	50, 440 +	500×加算等	+	43, 240 +	430×加算率	†	1,600×加配人数	+	10×加算率×加配人数
	271人		4歲以上児	+	(7, 200)	(70×加算率)				1			'			
	から 300人 まで	1号	3 歳 児	+	7, 200	70×加算率	+	50, 440 +	500×加算率	+	43, 240 +	430×加算率	+	1,440×加配人数	÷	10×加算率×加配人数
	301人		4歳以上児	+	(7, 200)	(70×加算率)				1			'			
	以上	1号	3 歳 児	+	7, 200	70×加算率	+	50, 440 +	500×加算率	+	43, 240 +	430×加算率	1*	1.310×加配人数	+	10×加算率×加配人数

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分		2	5(8)	送迎加算		給	食須	R施加算	対認定にど 定員の区分	監査費 回算 6個全体の利用 に応じて加算
							処遇改善等 加算				処遇改善等加算	※3月分	9年後に加算
0	2	(3)	<u>©</u>		_	1	0			1 1	3	<u></u>	<u> </u>
	15人 まで	1号	4歳以上児3歳児	+	3, 640	÷	30×加算率	+	1.350×週当たり実施日数	+	10×週当たり実施日数×加算率	~	15人 26, 660
	16人 から 25人 まで	1号	4 歲以上児 3 歲 児	+	2, 490	+	20×加算率	+	810×適当たり実施日数	+	8×週当たり実施日数×加算率	16人~	25人 16, 400
	26人 から 35人 まで	得	4 歲以上児 3 歲 児	+	2, 000	+	20×加算率	+	580×選当たり実施日数	+	5×週当たり実施日数×加算率	26人~	35人 12,000
	36人 から 45人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	1, 730	+	10×加算率	+	450×適当たり実施日数	+	4×週当たり実施日数×加算率	36人~	45人 9,550
	46人 から 60人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	1, 300	+	10×加算率	+	340×週当たり実施日数	+	3×週当たり実施日数×加算率	46人~	60人 7, 330
	61人 から 75人 まで	1号	4歳以上児 3 歳 児	+	1, 040	+	10×加算率	+	300×選当たり実施日数	+	3×週当たり実施日数×加算率	61人~	75人 · 6,000
	76人 から 90人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	860	+	8×加算率	+	270×週当たり実施日敷	+	2×週当たり実施日数×加算率	76人~	90人 . 5,110
	91人 から 105人 まで	1号	4 歳以上児 3 歳 児	+	740	+	7×加算率	+	250×週当たり実施日数	+	2×週当たり実施日数×加算率	91人~	105人 4, 570
16/100 地域	106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	650	+	6×加赛率	+	230×適当たり実施日数	+	2×週当たり実施日数×加算率 +	106人~	120人 4, 160
	121人 から 135人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	570	+	5×加算率	+	220×適当たり実施日数	+	2×週当たり実施日数×加算率	121人~	135人 3, 850
	136人 から 150人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	520	+	5×加算率	+	210×週当たり実施日数	+	2×選当たり実施日数×加算率	136人~	150人 3,600
	151人 から 180人 まで	1号	4歳以上児 3 歳 児	+	500	+	5×加算率	+	190×週当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率	151人~	180人 3, 110
	181人 から 210人 まで	1号	4 歲以上児 3 歲 児	+	500	+	5×加算率	+	170×週当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率	181人~	210人 2,760
	211人 から 240人 まで	1号	4歳以上完 3 歳 児	+	500	+	5×加算率	+	170×選当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率	211人~	240人 2,500
	241人 から 270人 まで	1号	4歳以上児 3 歳 児	+	500	+	5×加算率	+	150×選当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率	241人~	270人 2, 400
	271人 から 300人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	500	+	5×加算率	+	130×週当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率	271人~	300人 2, 330
	301人 以上	1号	4 歳以上児 3 歳 児	÷	500	+	5×加算率	+	120×選当たり実施日数	+	1×週当たり実施日数×加算率	301人~	. 2, 120

地域区分	定員区分	認定区分	年齡区分		主幹教諭等の専任化 により子育て支援の 取り組みを実施して いない場合		年齢別配置基準を 下回る場合		配置基準上求められる 職員資格を有しない場合				る経過措置が れる場合	定員を恒常的 に超過する場
													処遇改善等 加算	
0	2	(3)	(4)		- 09		- 69	ļ		-		-	0	
	15人 まで	1号	4歲以上児	_	(7. 500	-	(28, 820	-	(20, 850	+	17, 000	+	170×加算率	(\$~@) × 63/10
	-		3 歲 児		+70×加算率)		+280×加算率)×人数		+200×加算率)×人数	2				
	16人 から 25人 まで	1号	4歳以上児	-	(4,500 +40×加算率)	-	(17. 290 +170×加算率)×人数	-	(12,510 +120×加算率)×人数	+	10, 200	+	100×加算率	(5~®) × 78/10
	26人					1		1		1			-	
	から 35人 まで	1号	4歳以上児3歳児	-	(3, 210 +30×加算率)	-	(12, 350 +120×加算率)×人数	-	(8,930 +80×加算率)×人数	+	7, 280	+	70×加算率	(⑤~⑤) × 83/10
	36人		4歳以上児	ve)	(2, 500		(9, 600	1	(6, 950	1				-
	から 45人 まで	1号	3 歳 児	1	+20×加算率)	-	(8,000 +90×加算率)×人数	-	+70×加算率)×人数	+	5, 660	+	50×加算率	(⑤~®) × 94/10
	46人		4歲以上児		(1, 870		(7, 200	1	(5, 210					
	から 60人 まで	1号	3 歳 児	-	+10×加算率)	-	+70×加算率)×人数	-	+50×加算率)×人数	+	4, 250	+	40×加算率	(⑤~@) × 89/10
	61人 から	-	4歳以上児		(1, 500		(5, 760	1	(4, 170	1				
	から 75人 まで	号	3 歳 児	-	+10×加算率)	-	+50×加算率)×人数	-	+40×加算率)×人数	+	3, 400	+	30×加算率	(⑤~⊕) × 92/10
	76人 から		4歳以上売		(1, 250		(4, 800		(3, 470					(5~@)
	90人 まで	1号	3 歳 児	-	- +10×加箕寒)	-	+40×加算率)×人数	-	+30×加算率)×人数	+	2, 830	+	20×加算率	× 91/10
	91人 から		4歳以上児	1	(1, 070		(4, 110		(2, 970					(G~B)
	105人 まで	1号	3 歳 児	-	+10×加算率)	F ****	+40×加算率)×人数	-	+30×加算率)×人数	†	2, 420	+	20×加算率	× 93/10
16/100	106人 から	1号	4歳以上児	_	(930		(3, 600		(2, 600		2 120		DO to Answerter	(⑤~®)
地域	120人 まで	195	3 歳 児		+9×加算率)		*+30×加算率)×人数	-	+20×加算率)×人数	T	2, 120	-	20×加算率	× 94/10
	121人 から	1母	4歳以上児		(830		(3. 200		(2, 310		1 000		TO LABORITO	(G)~(B)
	135人 まで	15	3 歳 児		+8×加算率)	_	÷30×加算率)×人数	-	+20×加算率)×人数		1, 880	+	10×加算率	× 95/10
	136人 から	1号	4歳以上児		(750		(2, 880		(2, 080	I.I	1, 700	+	10×加算率	(G~@)
	150人 まで		3 歳 児		+8×加算率)		+20×加算率)×人数		+20×加算率)×人数		1, 700	+	10×加集率	× 99/10
	151人 から	1号	4歳以上児	_	(620	_	(2, 400		(1, 730	4	1, 410	_	10×加賀家	(\$~@)
	180人 まで	.	3 歳 児		+6×加算率)		+20×加算率)×人数		+10×加算率)×人数		1,410		10 / ///	× 92/10
	. 181人 から	1号	4歳以上児	_	(530	_	(2.050	_	(1, 490		1, 210	+	10×加算率	(\$~@)
	210人 まで		3 歳 児		+5×加算率)		+20×加算率)×人数		+10×加算率〉×人数					× 95/10
	211人 から 240人	1号	4歲以上児	-	(460	_	(1, 800	_	(1, 300		1,060	+	10×加算率	(5~3)
	まで	533	3 歳 児		+5×加算率)		+10×加算率)×人数	ļģ.	+10×加算率)×人数		i interes			× 99/10
	241人 から 270人	1号	4歳以上児	_[	(410	_	(1, 600	_	(1, 150	4	940	+	9×加算率	(5~@)
	まで		3 歳 児		+4×加算率)		+10×加算率)×人数		+10×加算率)×人数	П				× 99/100
	271人 から 300人	1号	4歲以上児	-[	(370	_	(1, 440	-	(1, 040	_	850	+	8×加算率	(5~@) × 98/100
	まで		3 款 児		+4×加算率)		+10×加算率)×人数	Ì	+10×加算率)×人数					× 98/100
	301人	1号	4歳以上児	-[	(340	_	(1, 310	_	(940	4	770	+	7×加算率	(5~@)
	-21		3 歳 児		+3×加算率)	I	+10×加算率)×人数		+9×加算率)×人数					× 98/100

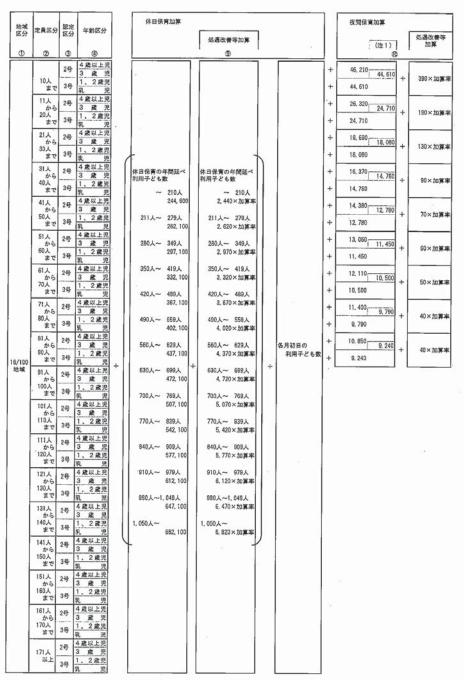
#### 加算部分2

Visit of the second	-		Serve Library								
		A	(	基本額 18, 280 +		180×加 180×加 ÷各月	n奔s	K	) 用子ど	も数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単値に加算
療育支援加算	20	В	(	基本額 12,190 +		1週改善 120×t ÷各月	D 算 B	K	) 用子と	も数	- A:特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B:それ以外の障害児受入施設
											48
<b>李</b> 務職員雇上費加算	2		(	基本額 78,020 +		遇改善 780×加 ÷各月	0算3	Z	) 用子ど	も数	※認定こども固全体(1号~3号)の利用定員が91人以上の場合 各月初日の利用子どもの単価に加算
	7	1	級	地	1, 650	4	級	地		1, 150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算
冷暖房費加算	@	2	級	地	1, 480	その	色 地	域		110	<ul><li>1 仮地から4級地・国家公務員の表庁地手当に関する法律(昭和</li></ul>
		3	級	地	1, 460			4			その他 地 域:1級地から4級地以外の地域
施設関係者評価加算	23			29, 710÷	3月初日	日の利用	子と	ごも数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
除營費加算	8	-			5, 8	350					※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	ශි			72, 730÷ 3	3月初日	日の利用	子と	:も数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	<b>⊗</b>		75	,000(限度額	) ÷3	月初日	の利	用子と	ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	0			48, 420÷ 3	3月初日	の利用	1子と	* も数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	@			75, 000÷ 3	3月初E	の利用	子と	/ も数			※3月初日の利用子どもの単価に加算

#### (注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

認定こども園 (保育認定)

				保資水差	■区分 ⑤	1	処遇改善	等等加度.	1 [	
地坡		認定	****	保育標準時間認定		1	保育標準時間認定	保育短時間認定	1	3歲児配置改善加算
区分	定員区分	区分	年龄区分	基本分单值	基本分単価	1	3111 III - 47 III BANK	THE PARTY OF THE P	1	
				(注1)	(注1)	1	(注1)	(注1)		妈遇改善等加
0	2	<b>3</b>	4	6	6		0		IJ	' ®
		28	4歳以上児	229, 210 (236, 350)	180, 800 (187, 940)	1+	2, 220 (2, 290)  ×加算率	1,740 (1,810) ×加算率	1+1	(7, 140) (70×加算5
		2号	3 歳 児	236, 350 (289, 510)	187, 940 (241, 100)	+	2,290 (2,790) ×加算率	1,810 (2,310) ×加算率	+	7, 140 70×2039
	10人	3号	1、2歲児	289, 510 (360, 940)	241, 100 (312, 530)	+	2,790 (3,500) ×加算率	2,310 (3,020) ×加算率		
	まで	0.7	乳児	360, 940	312, 530	+	3,500 ×加算率	3,020 ×加算率	١.	
	11人	2号	4歳以上児	126, 320 (133, 460)	102, 120 (109, 260)	+	1,190 (1,260) ×加算率	950 (1,020) ×加算率		(7, 140) (70×加算)
	から 20人		- Mc 76	133, 450 (186, 620) 186, 620 (258, 050)	109, 260 (162, 420) 162, 420 (233, 850)	+	1,260 (1,760) ×加算率 1,760 (2,470) ×加算率	1,020 (1,520) ×加算率 1,520 (2,230) ×加算率	+[	7.140 70×加算
	まで	3号	1、2歳児	258, 050	233, 850	+	2,470 ×加算率	2,230 ×加算率		
	21人		4歲以上児	91, 920 (99, 060)	75, 780 (82, 920)	+	850  (920) ×加速率	690 (760)   ×加算本	+1	(7,140) (70×加算
	から	2号	3 歲 児	99, 060 (152, 220)	82, 920 (136, 080)	+	920 (1.420) ×加算率	760 (1.260) ×加算率	+	7.140 70×203
	30人	3号	1、2歲児	152, 220 (223, 650)	136, 080 (207, 510)	+	1,420 (2,130) ×加算率	1,260 (1,970) ×加算率	1	
	まで		乳 児	223, 650	207, 510	+	2.130 ×加算率	1,970 ×加算率	١,	
	31人	2号	4歳以上児	74, 880 (82, 020) 82, 020 (135, 180)	62, 780] (69, 920) 69, 920] (123, 080)	+	680 (750) ×加算率	560 (630) ×加算率		(7,140) (70×加算3
	から 40人		700 30	135, 180 (206, 610)	123, 080 (194, 510)	+	750 (1,250) ×加算率 1,250 (1,960) ×加算率	630 (1,130) ×加算率 1,130 (1,840) ×加算率	+[	7.140 70×加到
	まで	3号	1、2歳児 乳 児	205, 610	194, 510	1	1,960 ×加算率	1,840 ×加算率		
	41.4	0.00	4歲以上児	69, 810 (76, 950)	60, 130 (67, 270)	+	630 (700) ×加算率	530 (600) ×加算率	+[	(7,140) (70×加算
	から	2号	3 歳 児	76, 950 (130, 110)	67, 270 (120, 430)	+	700 (1,200) ×加算率	600 (1,100) ×加算率	+	7.140 70×加算
	50人	3号	1、2歲児	130, 110 (201, 540)	120, 430 (191, 860)	+	1,200 (1,910) ×加算率	1,100 (1,810) ×加算率	ैं	
	まで	0.5	乳児	201, 540	191, 860	+	1.910 ×加算率	1,810 ×加算率		
	51人	2号	4歲以上児	61, 580 (68, 720)	53, 510 (60, 650)	+	540 (610) ×加算率	460 (530) ×加算率		(7, 140) (70×加賀
	から 60人		3 歲 児 1、2歳児	68, 720 (121, 880) 121, 880 (193, 310)	60, 650 (113, 810) 113, 810 (185, 240)	+	610 (1,110) ×加算率 1,110 (1,820) ×加算率	530 (1,030) ×加算率 1,030 (1,740) ×加算率	+L	7.140 70×加第
	まで	3号	到明	193. 310	185, 240	+	1,820 ×加算率	1,740 ×加算率		
	61人		4歲以上児	55, 770 (62, 910)	48, 860 (56, 000)	+	490 (560) ×加算率	420 (490) ×加算率	+1	(7,140) (70×加算)
	から	2号	3 歲 児	62, 910 (116, 070)	56,000 (109,160)	+	560 (1,060) ×加算率	490 (990) ×加算率	+	7, 140 70× 203
	70人 まで	3号	1、2歲児	116, 070 (187, 500)	109, 160 (180, 590)	+	1,060 (1,770) ×加算率	990 (1,700) ×加算率	-	
	# 6	0.7	乳 児	187. 500	180, 590	+	1,770 ×加算率	. 1,700 ×加算率		
	71人	2号	4歳以上児	51, 470 (58, 610)	45, 420 (52, 560)	+	440 (510) ×加算率	380 (450) ×加算率		(7, 140) (70×加算2
	から 80人	-	3 歲 児 1、2歳児	58. 610 (111, 770) 111, 770 (183, 200)	52, 550 (105, 720) 105, 720 (177, 150)	++	510 (1,010) ×加算率 1,010 (1,720) ×加算率	450 (950) ×加算率 950 (1,660) ×加算率	+	7,140 70×加算
	まで	3号	到. 原	183, 200	177, 150	4	1.720 ×加算率	1,660 ×加算率		
- 1	81人	20	4歲以上児	48, 080 (55, 220)	42, 700 (49, 840)	+	410) (480) ×加算率	360 (430) ×加算率	+[	(7, 140) (70×加算
	から		3 歳 児	55, 220 (108, 380)	49, 840 (103, 000)	+	480 (980) ×加算率	430 (930) ×加算率	+	7,140 70×加算
	90人 まで	34	1、2歲児	108, 380 (179, 810)	103. 000 (174, 430)	+	980 (1,690) ×加算率	930 (1,640) ×加算率	-	
6/100 16:16	4.4		乳 児	179, 810	174, 430	+	1,690 ×加算率	1,640 ×加算率		
ASAK	91人		4歳以上児 3歳児	42, 260 (49, 400) 49, 400 (102, 560)	37, 420 (44, 560) 44, 560 (97, 720)	++	350 (420) ×加算率 420 (920) ×加算率	300 (370) ×加算率 370 (870) ×加算率	+	(7,140) (70×加算3
	100人	*****	1、2歲児	102, 560 (173, 990)	97, 720 (169, 150)	+	920 (1,630) ×加算率	870 (1,580) ×加算率	ΤL	7,140 70×加算
	まで		乳児	173, 990	169, 150	+	1,630 ×加算率	1,580 ×加算率		
- 1	101人	2号	4歳以上児	40, 360 (47, 500)	35, 960 (43, 100)	+	330 (400) ×加算率	290 (360) ×加算率	+[	(7, 140) (70×加算
	から	200	3 歲 児	47, 500 (100, 660)	43, 100 (96, 260)	+	400 (900) ×加算率	360 (860) ×加算率	+[	7.140 70×加算
	110人まで	3号	1、2歲児	100, 660 (172, 090)	96, 260 (167, 690)	+	900 (1,610) ×加算率	860 (1,570) ×加算率		
- 1	-	-	乳 児	172, 090	167, 690	+	1,610 ×加算率	1,570 ×加算率		(2 - 14)
- 1	111人		4歳以上児 3歳児	38, 740 (45, 880) 45, 880 (99, 040)	34, 710 (41, 850) 41, 850 (95, 010)	++	320 (390) ×加算率 390 (890) ×加算率	280! (350) ×加算率 350 (850) ×加算率	+	(7, 140) (70×加算3 7, 140) 70×加算
	120人	-	1、2歲児	99, 040 (170, 470)	95, 010 (166, 440)	+	890 (1,600) ×加算率	850 (1,560) ×加算率	ŦL	7, 140 70×加算
	まで	3号	乳児	170, 470	166, 440	+	1,600 ×加算率	1,560 ×加算率		
	121人		4歲以上児	37, 370 (44, 510)	33, 650 (40, 790)	+	300 (370) ×加算率	270 (340) ×加算率	+[	(7,140) (70×加算3
	p.5		3 歳 児	44. 510 (97, 670)	40, 790 (93, 950)	+	370 (870) ×加算率	340 (840) ×加赛率	+L	7,140 70×加算
	130人まで	3号	1、2歲児	97, 670 (169, 100)	THE PROPERTY AND PARTY AND ADDRESS OF THE PARTY.	+	870 (1,580) ×加算率	840 (1,550) ×加算率		The same of the sa
1			乳 児 4章以上日	169, 100 36, 230 (43, 370)	165. 380 32. 770 (39, 910)	+	1,580 ×加賀率	1,550 ×加算率	, -	(7.140)
	131人		4歳以上児 3歳児	43, 370 (96, 530)	39, 910 (93, 070)	+	290 (360) ×加算率 360 (860) ×加算率	260 (330) ×加算率 330 (830) ×加算率	+ -	(7,140) (70×加算3 7,140 70×加算
	140人		1、2歲児	96, 530 (167, 960)		+	860 (1,570) ×加算率	830 (1,540) ×加算率	. 1	70人加票
	まで	3.5	兒 児	167. 960	164, 500	+	1,570 ×加算率	1,540 ×加算率		
-	141人		4歲以上児	35. 210 (42, 350)	31, 990 (39, 130)	+	280 (350) ×加算率	250 (320) ×加算率	+[	(7, 140) (70×加算X
	から	-	3 歳 児	42, 350 (95, 510)	col.ton fem Menh	+	350 (850) ×加算率	320 (820) ×加算率	+[	7,140 70×加算
	150人まで	3号	1、2歳児	95, 510 (166, 940) 166, 940	92, 290 (163, 720) 163, 720	+	850 (1,560) ×加算率 1,560 ×加算率	820 (1,530) ×加算率		
-		- 1	4歳以上児	35, 190 (42, 330)		‡	1.560 ×加算率 280 (350) ×加算率	1,530 ×加算率 250 (320) ×加算率	40	(7, 140) (70×30%×
	151人		3 歲 児	42, 330 (95, 490)		7	350 (850) ×加算率	320 (820) ×加算率	1	7,140) (70×加算)
	160人	-1	1、2歲児	95, 490 (166, 920)		4	850 (1,560) ×加算率	820 (1,530) ×加算率	-	
	まで	3号	見り	166, 920	163, 900	+	1,560 ×加算率	1,530 ×加算率		
	161人		4歲以上児	34, 380 (41, 520)		+	270 (340) ×加算率	240 (310) ×加算率	+[	(7, 140) (70×加算3
	から		3 歳 児	41, 520 (94, 680)		+	340 (840) ×加算率	310 (810) ×加算率	+	7,140 70×加算
	170人まで		1、2成児	94, 680 (166, 110)		+	840 (1.550) ×加算率	810 (1,520) ×加算率		
- }			4歳以上兜	166, 110 33, 6301 (40, 770)	163, 260 30, 950 (38, 090)	+	1,550 ×加算率	1,520 · ×加算率		(7.140)
- 1	171人	24th	4 酸以上光	33, 630 (40, 770) 40, 770 (93, 930)		‡	270 (340) ×加算率 340 (840) ×加算率	The same of the sa	+	(7, 140) (70×加算時
- 1			1、2歲児	93, 930 (165, 360)	20, 200 (01, 200)	‡	840 (1,550) ×加算率	310 (810) ×加算率 810 (1,520) ×加算率	TL	7,140 70×加算
- 1	以上	3号								



	Γ			7		減信	情却費力	加算		7		3	(借料加)	¥.		No. of the Rev.		7	1号8	定:	どもの利用
地域	定員区分	認定	年齢区分					车額		1				#額		外部監查	E費加多	ř.			としない場合
区分		区分	1	ı		短可 煙	VIII-1	機能		ŀ		認可		機能							处遇改善等
0	2	3	40			( 本	an man (I)	標準	都内部	ļ		標準	TO THE PERSON	標準	都市部	. 6	ъ				加算 ®
		2号	4歳以上男	9	A地域	11,900	13, 100	8, 300	8, 300	กี	a地域	11, 900	13, 100	8, 300	8, 300			Ť	_	ī	
	10.4	<u></u>	3 競 . 男	*I +	B 地域 C 地域	11, 300	12, 400	7, 900	7, 900		b地域	11, 300	12, 400	7, 900	7, 900			_	21, 770	1	210×加減
	まで	3号	1、2歳男		D地域	10, 700	11,800	7, 500	7, 500 7, 100		c 地域 d 地域	10, 700	11, 800	7, 500	7, 500 7, 100			Ι.		ľ	
	11人	2号	4歲以上男		A地域	5, 900	6, 500	4, 100	4, 100	1	a 地域	5, 900	6, 500	4, 100	4, 100					1	
	から 20人		3 歲 男 1、2歲男		B地域 C地域	5, 600	6, 200 5, 900	3, 900	3, 900		b 地域 c 地域	5, 600 5, 300	6, 200 5, 900	3, 900 3, 700	3, 900 3, 700			+	10, 880	+	110×加算
	まで	3号	乳児	Ž	D地域	5, 000	5, 600,	3, 500	3, 500	1	d地域	5, 000	5, 600	3, 500	3, 500						
	21人 から	2号	4歳以上児	-	A 地域 B 地域	4, 100 3, 900	4, 500	2, 900	2, 900		a 地域 b 地域	4, 100	4, 500 4, 300	2, 900 2, 700	2, 900 2, 700					1	
	30人	3号	1、2歳児	4	C地域	3, 800	4, 200	2, 700	2,700	+	c地域	3, 800	4, 200	2, 700	2, 700	認定こと 体の利用		+	7, 260	+	70×加算
	まで		乳 児 4歳以上児		D地域 A地域	3,600	4, 000	2, 500	2, 500		d 地域 a 地域	3, 600	4,000	2, 500	2,500	N V V V V V V V V V V V V V V V V V V V		П			
	31人 から	2号	3 歳 児		B地域	3, 400	3, 700	2, 300	2, 300		b 地域	3, 400	4, 000	2, 500 2, 300	2, 500	1 ^	· 15人 28, 660				
	40人 まで	3号	1、2歲児	1	C地域	3, 200	3, 600	2, 200	2, 200		c地域	3, 200	3, 600	2, 200	2, 200			+	5, 440	+	50×加算3
	41人	^-	4歳以上児		D地域 A地域	3, 100	3, 400	2, 100	2, 100	1	d 地域 a 地域	3, 100	3, 400	2, 100	2, 100	16人~	· 25人 16,400		<u> </u>		
	から 50人	2号	3 歳 児		B地域	3, 100	3, 400	2, 200	2, 200	+	b地域	3, 100	3, 400	2, 200	2, 200			1	4, 350	_	40×加算2
	まで	3号	1、2歲児 乳 児		C 地域 D 地域	2, 900	3, 200	2, 000 1, 900	2,000		C 地域 d 地域	2, 900	3, 200 3, 100	2, 000 1, 900	2, 000	26人~	· 35人 12,000	1.1	1,000	ľ	1077,339
	51人	2号	4歳以上児		A地域	2, 700	3, 000	1, 900	. 1, 900		a地域	2, 700	3, 000	1, 900	1, 900	1 .		11		1	,
	から 60人		3 歲 児		B地域 C地域	2, 600	2, 800	1, 800	1,800	+	b 地域 c 地域	2, 600	2, 800	1, 800	1, 800	36人~	· 45人 9,550	: +	3, 620	+	40×加第
- 1	まで	3号	乳 兜		D地域	2, 300	2, 600	1, 600	1,600		d地域	2, 300	2, 600	1, 600	1, 600		9, 550	Ή		Ш	
	61人 から	2号	4歳以上児 3歳児	1	A 地域 B 地域	2, 300	2, 600	1, 600	1,600		a 地域 b 地域	2, 300	2, 600	1, 600 1, 500	1, 600 1, 500	46人~				1	
-	70人	3号	1、2歲児	+	C地域	2, 100	2, 300	1, 400	1, 400	+	C地域	2, 100	2, 300	1, 400	1, 400	1	7, 330	1+1	3, 110	+	30×加算
}	まで	077	乳 児 4歳以上児	4	D地域 A地域	2,000	2, 200	1, 400	1, 400		d垃圾	2, 000	2, 200	1, 400	1, 400	61人~		.		IJ	
	71人 から	2号	3 歲 児		B地域	2, 500	2, 900	1, 800	1,800	١.	a 地域 b 地域	2, 600	2, 900	1, 800	1, 800		6, 000	1			
	80人 まで	3号	1、2歲児	[+	C垃圾	2, 400	2,600	1, 700	1,700	+	c 地域	2, 400	2, 600	1, 700	1. 700	76人~		†	2, 720	+	30×加算
ŀ	81人		乳 児 4歳以上児	1	D地域 A地域	2, 300	2, 500	1, 600	1,600		d 地域 a 始域	2, 300	2, 500	1, 600	1,600		5, 110	1			
[	から	2号	3 歳 児	1.1	B地域	2, 200	2, 500	1,600	1,600	+	b地域	2, 200	2, 500	1, 600	1,600	91人~	,		2, 420		20×加賀
6/100	90人 まで	3号	1、2 歲児 乳 児	1	C地域 D地域	2, 100	2, 300	1,500	1,500		C 垃圾 d 地域	2, 100	2, 300 2, 200	1, 500	1, 500 1, 400	1	4, 570	T	2, 420		20 ^ // // //
治域	91人	2号	4歳以上児	1	A地域	2, 100	2, 300	1, 500	1,500		a地城	2, 100	2, 300	1, 500	1,500	106人~	120人	1		1	
	から 100人		3 歲 児 1、2歳児	+	B地域 C地域:	2, 000 1, 900	2, 200	1, 400	1, 400	+	b 地域 c 地域	2, 000 1, 900	2, 200	1, 400 1, 300	1, 400 1, 300		4, 160	+	2, 170	+	20×加算
Ĺ	まで	3号	乳 児	П	D地域	1, 800	2, 000	1, 300	1, 300		d地域	1, 800	2, 100	1, 300	1, 300	121人~	135人	Ш		П	
	101人	2号	4歳以上児3歳児	П	A地域 B地域	2, 300	2, 500	1,600	1, 600		a地域	2, 300	2, 500	1,600	1.600		3, 850	11		ll	
	から 110人	3₽	1、2歳児	+	C地域	2, 200	2, 300	1. 400	1, 400	+	b 地域 o 地域	2, 200	2, 400	1, 500	1, 500	136人~	150 A	+	1,980	+	20×加算3
-  -	まで	315	乳 児	11	D地域	2. 000	2, 200	1,400	1, 400	П	d 地域	2, 000	2, 200	1, 400	1, 400		3, 600				
- 1	111人	2号	4歳以上児3歳児	Ш	A 地域 B 地域	2, 100	2, 300	1, 500	1,500		a 地域 b 地域	2, 100	2, 300	1, 500	1,500 1,400	151人~	180 1	П			
	120人	3县	1、2歲児	+	C地域	1, 900	2, 100	1,300	1,300	+	o 地域	1, 900	2, 100	1, 300	1,300	1012	3, 110	+	1, 810	+	10×加算3
- }			乳 児 4歳以上児		D地域 A地域	1, 800	2,000	1, 300	1, 300		d 地域 a 地域	1, 800	2,000	1, 300	1,300	181人~	2101	Н			
- 1	121人	2号	3 歳 児		B地域	1, 900	2, 000	1, 300	1, 300	_	b地域	1, 900	2, 000	1, 300	1, 300	1817~	2, 760	l.l	1, 670		
- 1	130人 まで	3号	1、2歲児 乳 児	ľ	C地域 D地域	1, 700	1, 900	1, 200 1, 200	1, 200	,	c地域	1, 700	1,900	1, 200	1, 200			ľ	1, 0/0	+	10×加算1
	131人	2号	4歳以上児		A 地域	2, 100	2, 300	1, 400	1, 400		d 地域 a 地域	1, 700 2, 100	1, 800 2, 300	1, 200	1, 200	211人~	240人 2,500	H			
	から 140人		3 歳 児	+	B地域 C地域	2, 000 1, 900	2, 200	1, 400	1, 400	+	b地域	2, 000	2, 200	1, 400	1, 400			_[	1,550	+	10×toxx
	まで	3号	1、2歲児 乳 児		D地域	1, 800	2, 100	1, 300	1, 300		C 地域 d 地域	1, 900	2, 100	1, 300	1, 300	241人~	270人 2, 400				
	141人	2号	4歳以上児		A地域	. 2, 000	2, 200	1, 300	1, 300		a 地域	2, 000	2, 200	1, 300	1, 300	[			$\neg$		•
	から 150人		3 歳 児 1、2歳児	+	B地域 C地域	1, 900	2, 100 1, 900	1, 300	1, 300	+	b 地域 c 地域	1, 900	2, 100	1, 300	1. 300 1. 200	271人~	2,330	+	1, 450	+	10×加算3
	まで	3号	乳 児		D地域	1, 700	1.900	1. 200	1, 200		d地域	1,700	1. 900	1, 200	1, 200	1	000				
	151人 から	2号	4 歲以上児 3 歲 児	Ш	A地域! B地域	1, 800	2, 000 1, 900	1, 300	1, 300		a 地域 b 地域	1,800 1,800	2, 000 1, 900	1, 300	1, 300	301人~	2, 120				
	160人	3号	1、2歲児	+	C地城	1, 600	1, 800	1, 100	1,100	+	c地域	1,600	1,800	1, 100	1, 100		2, 120	+	1, 360	+	10×加算3
H	まで	-	乳 児 4歳以上児	}	D地域 A地域	2,000	1, 700	1, 100	1,100		d 地域 a 地域	1, 600 2, 000	1, 700	1, 100	1, 100	was a	. 165			ļ	
	161人 から	2号	4 放以正咒	إرا	A 地域 B 地域	1, 900	2, 200	1, 400:	1, 400	ļ	a 地域 b 地域	1, 900	2, 200	1, 400	1, 400	※3月分の に加算	)単価	Ш			
	170人	3号	1、2歲児	+	C地域	1,800	1,900	1, 200	1, 200	+	Ç地域	1,800	1, 900	1, 200	1, 200			+	1,280	+	20×加算3
H	- 1		乳 児 4歳以上児	-	D地域!	1, 700	1,800	1, 100	1, 100	1	d地域!	1, 700	1, 800	1, 100:	1, 100				_	1	
	171人	2号	3 歳 児	+	B地域	1, 800	1, 900	1, 200	1, 200	4	b地域	1,800	1, 900	1, 200	1, 200				1. 210	+	10×加赛河
	以上	3号	1、2歲児		C地域	1,700	1,800	1, 200	1, 200	- 1	C地域	1, 700	1, 800	1, 200	1, 200	1		$  \cdot  $	1. 210	1	いへ加昇斗
		3号	乳児		D地域	1. 600	1, 700	1. 100	1. 100		d线域	1, 600	1, 700	1, 100	1.100	<u></u>					

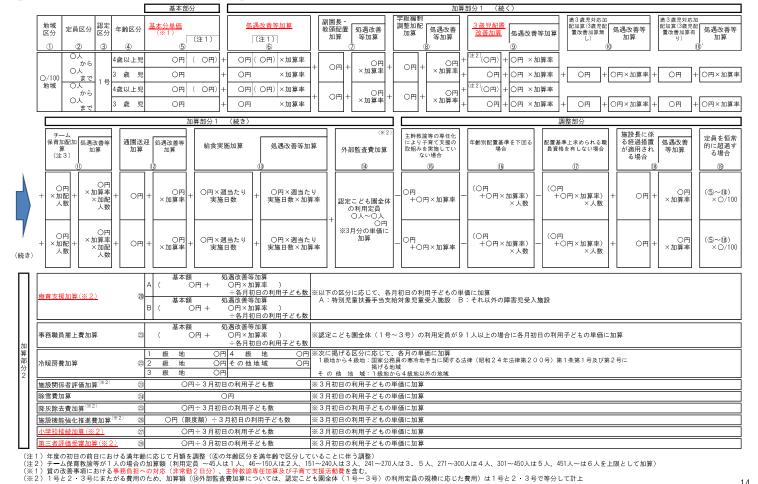
_						_			4	_		_									
地区		定員区分	認定区分	年齢区分	分園の場合		常態的に土 曜日に閉所 する場合		主幹教諭等の専任 化により子育て支援の取り組みを実 施していない場合		年齢別配置基準 を下回る場合		配置基準上求め られる職員資格 を有しない場合				る経過措置が れる場合 処遇改善等 加算	定員を恒常的 に超過する場 合			
	D	0	3	4	®		39		. 0				- (8		L		39	@			
		10人 まで	2号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児		]-	(©+⑦ +②+③) × 5/100	-	(12,440 +120×加算率)	-	(42, 850 +420×加算率) ×人数	-	(26,750 +260×加算率) ×人数	+	25, 040	+	250×加算率	(©~@) × 62/10			
		11人 から 20人 まで	2号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児		-	(6+0) +6+0) × 5/100	-	(6, 220 -1-60×加赛率)	-	(21,420 +210×加算率) ×人数	_	(13, 370 +130×加算率) ×人数	+	12, 520	+	120×加算率	(©~@) × 79/10			
		21人 から 30人 まで	2号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児		-	(©+(Z) +(B)+(B) × 6/100	-	(4,140 +40×加海率)	_	(14, 280 +140×加算率) ×人数	-	(8, 910 +80×加算率) ×人数	÷	8, 340	+	80×加算率	(6~30) × 87/10			
		31人 から 40人 まで	2号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児		-	(©+() +()+()) × 6/100	-	(3,110 +30×加算率)	-	(10,710 +100×加算率) ×人数	-	(6,680 +60×加算率) ×人数	+	6, 260	+	60×加算率	(©~@) × 96/10			
		41人 から 50人 。まで	2号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児		-	(@+Ø +@+@) × 6/100	-	(2, 480 +20×加算率)	-	(8,570 +80×加算率) ×人数	-	(5, 350 +50×加算率) ×人数	÷	5, 000	÷	50×加算率	(⑤~②) × 92/10			
		51人 から 60人 まで	2号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児		-	(\$+\$) +\$)+\$) × 6/100	-	(2,070 +20×加算率)	-	(7,140 +70×加算率) ×人数	-	(4, 450 +40×加算率) ×人数	+	4, 170	+	40×加第率	(6~@) × 90/10			
-		81人 から 70人 まで	2号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳 児		-	-	-	-	(6+7) +30+30) × 6/100	-	(1,770 +10×加算率)	-	(6,120 +60×加算率) ×人数	-	(3,820 +30×加算率) ×人数	+	3, 570	+	30×加算率	(6)~@) × 92/10
		71人 から 80人 まで	2号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳 児		-	(6+0 +8+9) × 6/100	~	(1,550 +10×加資率)	-	(5,350 +50×加算率) ×人数	-	(3,340 +30×加算率) ×人数	+	3, 130	+	30×加算率	(6~@) × 90/100			
16/1 地址		81人 から 90人 まで	2号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児	(G+D)	-	(6)+(7) +(8)+(9) × 7/100	-	(1,380 +10×加算率)	_	(4,760 +40×加算率) ×人数	-	(2, 970 ÷30×加算率) ×人数	÷	2, 780	+	20×加算率	(6~3) × 91/10			
1 702	*	91人 から 100人 まで	から まで 3 歳 児 1、2歳児 乳 児 101人 から 1110人 まで 3号 4歳以上児 3 歳 児 1110人 まで 3号 1、2歳児 乳 児	3 歳 児 1、2歳児 乳 児	× 10/100	-	(@+0/ +@+0/ × 7/100	-	(1,240 +10×加算率)	-	(4, 280 +40×加算率) ×人数	-	(2,670 +20×加算率) ×人数	+	2, 500	+	20×加算率	(⑤~@) × 96/100			
		101人 から 110人 3 歳 児 1、2歳児			-	(⑤+⑦ +⑥+⑩) × 7/100	-	(1,130 +10×加算率)	-	(3,890 +30×加算率) ×人数	-	(2, 430 +20×加算率) ×人数	+	2, 270	+	20×加算率	(⑥~②) .× 95/10				
			~ 7	3 歳 児 1、2歳児 乳 児		-	(⑥+⑦ +⑥+⑭) × 7/100	-	(1,030 +10×加算率)	-	(3,570 +30×加算率) ×人数	-	(2, 230 +20×加算率) ×人数	+	2, 080	÷	20×加算率	(6~@) × 95/10			
		121人 から 130人 まで	2号 3号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児			(®+⑦ +®+®) × 7/100	(950 +10×加算率)	-	(3, 290 +30×加算率) ×人数	-	(2,050 +20×加算率) ×人数	+	1, 920	+	10×加算率	(6)~(9) × 97/100				
		131人 から 140人 まで	2号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児		-	(\$+Ø +8+@) × 7/100	-	(880 +9×加算率)	-	(3,060 +30×加算率) ×人数	-	(1,910 +10×加算率) ×人数	÷	1, 780	+	10×加算率	(©~@) × 98/100			
		141人 から 150人 まで	3号	3 歳 児 1、2歳児 乳 児		-	(⑤+⑦ +⑧+⑥) × 7/100	-	(820 ÷8×加算率)	-	(2,850 +20×加算率) ×人数	-	(1,780 +10×加算率) ×人数	+	1, 660	+	10×加算率	(6~@) × 98/100			
		151人 から 160人 まで	3号	4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児		-	(@+Ø +@+@) × 7/100	-	(770 +8×加算率)	-	(2, 670 +20×加算率) ×人数	-	(1,670 +10×加算率) ×人数	+	1, 560	+	10×加算率	(60~39) × 98/100			
		16I人 から 170人 まで	3号	4 歲以上児 3 歲 児 1、2 歲児 乳 児		-	((\$+(7) +(8)+(8) × 7/100		(730 +7×加算率)	-	(2,520 +20×加算率) ×人数	-	(1,570 +10×加算率) ×人数	+	1, 470	+	10×加算率	(6~30) × 99/100			
L		171人以上	3号	4 歳以上児 3 歳 児 1、2 歳児 乳 児		-	(\$+Ø +@+@) × 8/100	-	(690 +7×加算率)	-	(2, 380 +20×加算率) ×人数	-	(1, 480 +10×加算率) ×人数	+	1, 390	÷	10×加算率	(6~6) × 99/100			

#### 加算部分2

(#2)		基本額	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子ともの単価に加算				
振育支援加算 <sup>(注2)</sup>	Ø	基本額     処遇改善等加算       B ( 16,620 + 160×加算率 )     ÷各月初日の利用子ども数	A:特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B:それ以外の輝客児受入施設				
		1 級地 1,650 4 級地 1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算				
冷暖房費加算	8	[18] [18] [18] [18] [18] [18] [18] [18]	「				
		3 級 地 1,460	2号に掲げる地域 その他 域:1級地から4級地以外の地域				
施設関係者評価加算 <sup>(注2)</sup>	Ø	29,710÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算				
除雪費加算	8	5, 850	※3月初日の利用子どもの単価に加算				
降灰除去費加算 <sup>(注2)</sup>	Ø	72, 730÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算				
		400時間以上 800時間未満 448,000 ÷3月初日の利用子ども数					
入所児童処遇特別加算	0	746,000 800時間以上1200時間未満 ÷3月初日の利用子ども数	・ ※加算額は、高齢者者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算				
		200時間以上 1,045,000 ÷3月初日の利用子ども数	一 マンメン コンプラロス こ ロップ 日 日 一 川 子				
施設機能強化推進費加算 (注2)	@	75,000(限度額)÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算				
小学校接続加算 <sup>(注2)</sup>	@	48, 420÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加第				
22 20 200000		120,000÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算				
栄養管理加算	00						

(注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

(注2) 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定



#### (各項目の説明:認定こども園(教育標準時間認定(1号)))

①地域区分 ・・・施設の所在する地域(市町村)に応じて8区分設定

| 20/100地域 | 16/100地域 | 15/100地域 | 12/100地域 | 10/100地域 | 6/100地域 | 3/100地域 | その他地域

②定員区分 ・・・施設の利用定員に応じて17区分設定

| 15人まで | 16~25人| …(10人単位)… | 36~45人 | 46~60人| …(15人単位)… | 136~150人| 151~180人| …(30人単位)… | 271~300人| 301人以上

③ **認定区分** ・・・認定区分に応じて設定(教育標準時間認定: 1号)

④年齢区分 ・・・子どもの満年齢に応じて2区分(4歳以上児、3歳児)

⑤<mark>基本分単価</mark> <sup>(注)</sup> ・・・①~④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価 (⇒基本分単価の内訳はP18参照)

※ 質の改善事項における<u>事務負担への対応(非常勤2日分)</u>、<u>主幹教諭専任加算及び子育て支援活動費を含む</u>。

<mark>◎処遇改善等加算</mark> <sup>注)</sup> ・・・職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

⑦副園長・教頭配置加算(\*1) ・・・副園長又は教頭を配置する場合に必要な人件費(保育教諭との差額)を加算

**⑧学級編制調整加配加算**(\*1) ・・・全ての学級に専任の学級担任を配置するため、認定こども園全体の3歳以上児(1号・2号)の利用 定員の規模等に応じて保育教諭等を1人(常勤)加配するための費用を加算(利用定員36人以上300人以下 の施設を対象)

⑨<mark>3歳児配置改善加算</mark> <sup>(注)(\*1)</sup> ・・・3歳児の配置基準を15:1により実施する場合に必要な人件費等を加算

**⑩・⑩′満3歳児対応加配加算**<sup>(\*1)</sup> ・・・満3歳児を担当する保育教諭等を配置する(6:1)場合に必要な人件費等を加算

「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児(1号子ども)をいう。

X 当該加算単価は、満3歳児(1号子ども)にのみ反映(加算単価に満3歳園児数を乗じた額が施設当たりの加算額)

上記⑨「3歳児配置改善加算」を適用する場合は、⑩でなく⑩'を適用する。

- $\mathfrak{M}$ チーム保育加配加算 $^{(*1)}$ ・・・認定こども園全体の3歳以上児(1 号・2 号)の利用定員の規模等に応じてチーム保育を担当 する保育教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算
  - ジェチーム保育を行う保育教諭等が1人の場合の加算額(利用定員~45人は1人、46~150人は2人、151~240人は3人、241~270人は3.5人、271~300人は4人、301~450人は5人、451人~は6人を上限として加算)
- ⑫**通園送迎加算<sup>(\*1)</sup>・・・・**通園送迎を行う施設に、送迎バスの運転手の人件費等(外部委託費を含む)を加算
  - ※ 定員規模に応じた加算額を設定
- (3)給食実施加算(\*1) ・・・給食を実施する施設に、調理員の人件費等(外部委託費を含む)を加算 ※ 定員規模及び週当たりの給食実施日数に応じた加算額を設定
- **⑭外部監査費加算** ・・・公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算
  - ※ 認定こども園全体(1号~3号)の定員規模に応じた加算額(1号と2・3号で費用を等分)を設定
- ⑥主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合
  - ・主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合等に費用を定額で調整
- 16年齢別配置基準を下回る場合 ・・・年齢別の保育教諭等の配置が、公定価格(基本分)における配置基準を下回る状態にある場合に 費用を定額で調整
- ⑰配置基準上求められる職員資格を有しない場合・・・・公定価格(基本分)における配置基準上の職員(学級担任、保育従事者)につい て、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない場合に費用を定額で調整
- ⑱施設長に係る経過措置が適用される場合<sup>(\*1)</sup>
  - ・・・新制度施行前に既に幼保連携型認定こども園であった施設のうち、施行前の幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び 保育所それぞれに施設長を配置しており、かつ、現にそのいずれも配置している場合に、5年を限度として、必要な人件費等 定額で調整
- ⑩定員を恒常的に超過する場合・・・・連続する過去2年度間常に認定こども園全体の利用定員を超過しており、かつ、各年度の 年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整(※
  - ※ 入所子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整
- ⑩<u>療育支援加算<sup>(\*1)</sup> ・・・障</u>害児を受け入れている施設について、主幹(主任)を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む 場合に、主幹(主任)を補助する者に要する経費(1号と2・3号で費用を等分)を加算
  - ※ A特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、Bそれ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算
- **ூ事務職員雇上費加算**<sup>(\*1)</sup> ・・・認定こども園全体(1号~3号)の利用定員が91人以上の場合に事務職員(非常勤)を加配するため の経費を加算
- **②冷暖房費加算** ・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて加算
  - ※ 地域の区分(5区分)
    - 1級地から4級地:国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他 地域:1級地から4級地以外の地域
- **⑳施設関係者評価加算** ・・・施設の関係者による評価を実施した施設に対して、実施に係る経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月 分の単価に加算
- ・・・豪雪地帯<sup>※</sup>に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算 ②除雪春加質 ※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域
- ②降灰除去費加算 ・・・降灰防除地域<sup>※</sup>に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費(1号と2・3号で費 用を等分)を3月分の単価に加算
- ※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域
- ・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対 您施設機能強化推進費加算 策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況<sup>(\*2)</sup>に応じて必要な経費(1号と2・3号で費用を等 分) を3月分の単価に加算
- ② 小学校接続加算 ・・・小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単 価に加算
- ❷<mark>第三者評価受審加算</mark> ・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算
- (注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
- (\*1) それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算(加算率は全て同率)
- (\*2) 一時預かり事業、満3歳児の受け入れ又は障害児受入施設等のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算

# (基本分単価の内訳:認定こども園(教育標準時間認定(1号)))

区	分	内容
	人件	(1)常勤職員給与
		①本俸、教職調整額
		②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等)
	費	③社会保険料事業主負担金等(私立学校教職員共済等)
	注	(2) 非常勤職員雇上費
	<u></u>	①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当 <sup>(※)</sup>
事		②非常勤職員雇上費(講師、事務職員)
事務費		③年休代替要員費
		<職員の数に比例して積算しているもの>
		旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務委託費
	管理	<子どもの数に比例して積算しているもの>
	費	保健衛生費、減価償却費
		<1施設当たりの費用として積算しているもの>
		補修費、特別管理費 <sup>(※)</sup> 、苦情解決対策費 <sup>(※)</sup> 、 <u>子育て支援活動費</u> <sup>(※)</sup>
車	業費	<生活諸費>
<sup>#</sup>	未貞	一般生活費(教材費、光熱水費)

- (注) 職員数の考え方
  - ·園 長<sup>(※)</sup> 1人
  - ·保 育 教 諭 (配置基準)
    - 3 歳 児 20:1 \*質の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施
    - 4歳以上児 30:1
    - ・保育教諭のうち1人は主幹(主任)として費用を算定し、主幹(主任)を専任化させるための代替要員を1人加配
    - ・また、非常勤講師を1人加配(利用定員35人以下及び121人以上)
  - ・事務職員 1人 <sup>(※)</sup> \*このほか、非常勤事務職員を1人加配(認定こども園全体(1号~3号)の利用定員91人以上) \*質の改善事項における事務負担への対応については、<u>非常勤2日分</u>を基本分として追加 <sup>(※)</sup>
  - ※ 1号と2・3号で費用を等分して計上

施設機能強化推進資加昇 小学校接続加算(注2)

【認	定こる	ども園	(保	育認定	(2号・3	号))	1														赤字	: 質改善事項	<u> </u>
						基本部	分		Г						加算部分1	(∦	売く)						7
	地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	<u>保育標準時間</u>	育必要量区 認定 (注1)		時間認定	Ē	保育標準時間	<u>処遇改善等</u> 認定		<b>保育短時間認定</b>	1	3歳児配 置改善加 算	1.遇改	善等加算		休日保育加算	処遇	汝善等加算		1
	1	2	3	4	6	(22.17		6		(注1)			(注1)	╛		8		Ļ				 	
		O人 から O人	2号	4歳以上児 3 歳 児 1、2歳児	O円 ( O円 (	O用) O用) O用)	0	円 ( O円) + 円 ( O円) + 円 ( O円) +	E	O円 (O円) × O円 (O円) × O円 (O円) ×	加算率	O円 O円 O円		++			×加算率) ×加算率	延数			保育の年間 利用子ども	各月初	,
	○/100 地域	まで 〇人 から 〇人 まで	2号	乳 児 4歳以上児 3 歳 児 1、2歳児 乳 児	○円 ○円 ○円 ○円 ○円	O円) O円) O円)	0	円 ( O円) + 円 ( O円) + 円 ( O円) +		O円 (O円) × O円 (O円) × O円 (O円) ×	加算率	O円 O円 O円 O円	( 〇円) ×加算率   ( 〇円) ×加算率   ( 〇円) ×加算率	+			×加算率) ×加算率		O人~O人 O円 O人~O人 O円 II	양	.~○人 円×加算率 .~○人 円×加算率	÷ 日の利用子とも数	f
				į,	加算部分1 (続	き)			] [							38	]整部分						
	夜	間保育加算	_ L :	1遇改善	減価償却費 加算	賃借料力	10算	(注2 外部監査費加算		1号認定子 どもの利用 定員を設定 しない場合	分園の場合	à	常態的に土曜日に閉所する場合	化接	幹教諭等の専任 により子育て支 の取組みを実施 していない場合	年	齢別配置基準を 回る場合	7	配置基準上求めら る職員資格を有し い場合		施る 長経 経 経 選 経 道 さ れ る る る る る る る る る る る る る る る る る る	処遇改善 等加算	定員を恒常 的に超過す る場合
		(注)	00 L_		10	(12)		(3)		(4)	(15)		(6)	L	17	L	(8)		19		物口	20	20
		М (ОН)	+	×加算率	〇地域 〇円 〇地域 〇円 十	○地域 ○地域 ・	OM	認定こども園全 体の利用定員 ○人~○人	ľ	〇円 +〇円 ×加算率	(©+⑦)	-	(6+7) +8+(0) ×O/100		)円 ・〇円×加算率		○円 ○円×加算率) ×人数	_	(○円 +○円×加算率) ×人		O円 H	〇円 ×加算率	(6~@) ×○/10
(続き)	-	円 <sub>((O円)</sub> 円	+	〇円 ×加算率	○地域 ○円 ○地域 ○円 +	○地域 ○地域 :	OM OM	○円 ※3月分の単価 に加算	+	〇円 +〇円 ×加算率	×O/10		(⑥+⑦ +⑧+⑩) ×○/100		)円 ・○円×加算率		○円 ○円×加算率) ×人数	_ -	(〇円 +〇円×加算率) ×人		OH-	〇円 ×加算率	(⑥~囫) ×○/10
	療育支援	爰加算(注 2	)	@	基本額	円 +	□遇改善等 ○円×加	1算率 ) 『日の利用子ども 加算 1算率 )		※以下の区分にM A:特別児童打		目初日 合対象	日の利用子どもの単 象児童受入施設 B	価に : そ	- 加算 - れ以外の障害児	見受入	施設						
ħΠ	冷暖房費	<b>党加</b> 算			1 級 地 2 級 地 3 級 地	O円 O円 O円	4 級 その他				と地:国家公司	务員の	単価に加算 )寒冷地手当に関する ! 級地以外の地域	法律	単(昭和24年法	(律第2	200号)第1	条第 1	号及び第2号に掲	げる地	b域		
箅	施設學母	系者評価加算	宜(注2)	24		÷3月初日	の利用子	ども数		※3月初日の利月	 用子どもの!	単価に	二加算										=
部分	除雪費力		-	25			)円			※3月初日の利用													=
2		費加算(注)	()	26		÷3月初日	の利用子	ども数		※3月初日の利月	用子どもの単	単価に	加算										=
		型奶週特別加 型奶週特別加		Û	400時間以上 80	0時間未満	〇円÷3 〇円÷3	月初日の利用子ども 月初日の利用子ども 月初日の利用子ども	数数		齢者者等の年	F間総	※雇用時間数を基に	区分	<b>)</b>								
11	施設機能	と強化推進	かり	(注2) ②	OF!	÷3月初日	の利用子	ども数		※3月初日の利用	用子どもの単	単価に	-加算										

・ 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整) 1 号設定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定(1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額(⑬外部監査加算については、認定こども園全体(1号~3号)の利用定員の規模に応じた費用)を1 ・3号で等分して計上していることに伴う調整)

※3月初日の利用子どもの単価に加算

# (各項目の説明:認定こども園(保育認定(2号・3号)))

①地域区分 ・・・施設の所在する地域(市町村)に応じて8区分設定

〇円÷3月初日の利用子ども数

| 20/100地域 | 16/100地域 | 15/100地域 | 12/100地域 | 10/100地域 | 6/100地域 | 3/100地域 | その他地域

②定員区分・・・施設の利用定員に応じて18区分設定

161~170人 ~10人 11~20人 21~30人 ···(10人単位)··· 171人~

③認定区分 ・・・認定区分に応じて設定(満3歳以上:2号、満3歳未満:3号)

④年齢区分・・・・子どもの満年齢に応じて4区分(4歳以上児、3歳児、1、2満児、乳児)

⑤保育必要量区分 · · · 保育必要量の区分に応じて設定(保育標準時間認定、保育短時間認定)

**⑥基本分単価** <sup>注1)</sup> ・・・①~⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価 (⇒基本分単価の内訳はP24参照)

⑦<mark>処遇改善等加算</mark> <sup>(注1)</sup> ・・・職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

❸3歳児配置改善加算 (注1)(\*1) ・・・3歳児の配置基準を15:1により実施する場合に必要な人件費等を加算

⑨休日保育加算(\*1) ・・・休日保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模(※)に応じて保育教諭等の職員を 休日に確保するための経費等を加算

加算額の区分(年間延べ利用子ども数(14区分))

211~279人 280~349人 ···(70人単位)··· | 980~1,049人| ~210人 1,050人~

**⑩夜間保育加算** (注1)(\*1) ・・・夜間保育所に対して、夕食に係る費用や保育教諭等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加

・・・施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域(※)に ⑪<u>減価償却費加算</u> 応じて減価償却費の一部を加算

※ 加算額の区分(4区分(A~D)×2区分(標準・都市部))\*都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

Α±	也域	В±	也域	С±	也域	D地域		
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	

- ⑩賃借料加算・・・・賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域に応じて賃借料の一部を加算
  - 加算額の区分(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部))\*都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km以上の市町村

а±	也域	b ±	也域	Сİ	也域	d 地域		
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	

- **⑬外部監査加算**(注2) ・・・公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算 ※ 認定こども
  園全体(1号~3号)の定員規模に応じた加算額(1号と2・3号で費用を等分)を設定
- 41号認定子どもの利用定員を設定しない場合 ・・・1号認定子どもの利用定員を設定しない施設の場合に費用を調整
  - ⑥の基本分単価において、1号と2・3号にまたがる費用について、1号と2・3号の基本分単価にそれぞれ等分して計上していることに伴う調整(またがる費用について「2」を乗じて算定した場合の差額を加算)及び事務職員に係る費用を調整(事務職員に係る経費を削減)
- ・・・分園の場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整
  - ※ 本園と分園にまたがる経費について、別途補助事業として実施されている分園推進事業による水準も踏まえて、定率で調整 分園を設置する施設における⑥及び⑦の定員区分の適用に当たっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定する。 (その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定)
- **⑯常態的に土曜日に閉所する場合**・・・・常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整
  - ※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整
- ⑪主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合
  - ・・主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合等に費用を定額で調整
- 18年齢別配置基準を下回る場合 ・・・年齢別の保育教諭等の配置が、公定価格(基本分)における配置基準を下回る状態にある場合に 費用を定額で調整
- ⑩配置基準上求められる職員資格を有しない場合 ・・・公定価格(基本分)における配置基準上の職員(学級担任、保育従事者)につい て、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない場合に費用を定額で調整
- ②施設長に係る経過措置が適用される場合(\*1)
  - ・新制度施行前に既に幼保連携型認定こども園であった施設のうち、施行前の幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び 保育所それぞれに施設長を配置しており、かつ、現にそのいずれも配置している場合に、5年を限度として、必要な人件費等 定額で調整
- ②定員を恒常的に超過する場合 ・・・連続する過去2年度間常に認定こども園全体の利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均 在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整(※)
  - ※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

22

- **②療育支援加算**(注2)(\*1) ・・・障害児を受け入れている施設について、主幹(主任)を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り 組む場合に、主幹(主任)を補助する者に要する経費(1号と2・3号で費用を等分)を加算
  - ※ A特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、Bそれ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算
- ②冷暖房費加算・・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域(※)に応じて加算
  - ※ 地域の区分(5区分)
    - 1級地から4級地:国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域
    - その他 地 域:1級地から4級地以外の地域
- **砂施設関係者評価加算**(注2) ・・・施設の関係者による評価を実施した施設に対して、実施に係る経費(1号と2・3号で費用を等分)を 3月分の単価に加算
- ・・・豪雪地帯<sup>※</sup>に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算 25除雪春加算 ※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域
- **26降灰除去費加算**(注2) ・・・降灰防除地域\*\*に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費(1号と2・3号 で費用を等分)を3月分の単価に加算

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

- ②入所児童処遇特別加算 ・・・高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状 況(\*2)に応じて高齢者等を配置するための経費を3月分の単価に加算
- **⑱施設機能強化推進費加算**<sup>(注2)</sup> ・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防 災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況<sup>(\*2)</sup>に応じて必要な経費(1号と2・3号 で費用を等分)を3月分の単価に加算
- **29<u>小学校接続加</u>算**<sup>(注2)</sup> ・・・小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分 の単価に加算
- 30栄養管理加算 ・・・栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算
- ・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算
- (注1)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
- (注2) 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定(費用を1号と2・3号の公定価格にそれぞれ等分して 計上していることに伴う調整)
- (\*1)それぞれの費用について、⑦の加算率を基に加算(加算率は全て同率) (\*2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設等のうち、複数の事業等を実施する場合に 費用を加算

# (基本分単価の内訳:認定こども園(保育認定(2号・3号)))

区	分	内容
		(1)常勤職員給与
		①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当
	人	②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等)
	件	③社会保険料事業主負担金等(健康保険、厚生年金、労働保険等)
	費	(2)非常勤職員雇上費
	注	①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当 <sup>(※)</sup>
事		②非常勤職員雇上費(保育士、事務職員、調理員)
務		③年休代替要員費
費		④ <u>研修代替要員費</u>
		<職員の数に比例して積算しているもの>
		旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費
	管理	<子どもの数に比例して積算しているもの>
	費	保健衛生費
		<1施設当たりの費用として積算しているもの>
		補修費、特別管理費 <sup>(※)</sup> 、苦情解決対策費 <sup>(※)</sup> 、 <u>子育て支援活動費</u> <sup>(※)</sup>
車主	業費	<生活諸費>
尹之	未具	一般生活費(給食材料費*、保育材料費等) *3歳以上児:副食費、3歳未満児:主食費、副食費

- (注) 職員数の考え方
  - 長 (※) 1人 - 東
  - 保育教諭
    - (配置基準)

      - 乳 児 3:1 1、2歳児 6:1 3 歳 児 20:1 \*質の改善事項における配置基準の改善 (15:1)については、実施している場合の加算として実施
      - 4歳以上児 30:1
      - ・保育教諭のうち1人は主幹(主任)として費用を算定し、主幹(主任)を専任化させるための代替要員を1人加配・上記の他、休けい保育士を1人加配(定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤)・また、保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士(3時間)1人を加配

      - また、<u>保育標準時間認定の場合は</u>
  - ・調 理 員 2人(定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人(うち1人は非常勤))
  - ・事務職員 1 人  $^{(**)}$  \*質の改善事項における事務負担への対応については、 $\frac{非常勤2日分}{}$ を基本分として追加  $^{(**)}$ 
    - (1号認定子どもの利用定員を設定しない場合:1人(非常勤)\*)
      - \*現行の保育所の事務職員(非常勤5日分(3日+2日(加算)))に加え、直接契約に伴う事務負担に対応するための<u>非常勤2日分</u>を追加
  - ※ 1号と2・3号で費用を等分して計上

※以下の助成項目や単価は、平成 27 年度のものです。平成 28 年度については、変更となることがあります。

#### ≪概要≫

保育・教育の質の向上を図るため、国基準を超える職員配置や障害児保育等、保育の実施内容に応じ、国の公定価格に上乗せして助成します。

# 助成項目(単価は基本的に月額です)

## (1) 3歳児職員配置加算(1号)

3歳児保育に対し、配置基準を15:1により実施する場合に加算します。公定価格の「質の改善」において加算が行われる予定でしたが、27年度より反映されることとなったため、公定価格に上乗せする事業費分を助成します。

事業費の対象としては、児童の健康・安全に関する経費や教材費等が考えられます。 各園の判断で保護者の実費・特定負担の一部や必要な経費に充当してください。

# ア 支給条件

月初日の『雇用状況表』の「2 国基準による保育教諭配置」で保育教諭の配置基準を満たすこと

#### イ 単価

年齢	児童一人あたり単価 (定員等に関わらず一律同額)
3歳児	1,000円

#### (2) 職員配置加算(2号・3号)

## 横浜市の保育教諭配置基準

児童の年齢	0歳児	1 歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児
児童:保育教諭	3:1	4 : 1	5:1	15:1	24:1

# 加配分の考え方

	国基準	市基準
1歳児	6:1	4:1
2歳児	6:1	5:1
4歳以上児	30:1	24:1

**※**3歳児を20:1から15:1にするための加算は公定価格に反映されています。 ア 支給条件

月初日の『雇用状況表』の「3 横浜市基準の保育教諭数」で配置基準を満たすことを確認し、年齢区分に応じた単価を助成します。

	児童一人あたり	児童一人あたり単価(定員等に関わらず一律同額)						
年齢	配置加算基礎分	処遇改善等加算分※	事業費分					
0 歳児	0円	0円	1,000円					
1歳児	35,700円	3 4 0 円	1,000円					
2歳児	14,280円	140円	1,000円					
3歳児	0 円	0円	1,000円					
4・5歳児	3,570円	30円	1,000円					

※加算額は、単価に施設の平均勤続年数と職員の賃金改善及びキャリアパスの取組 状況に応じて決定する加算率(%)を乗じて得た額とします。

#### ウ 手続き

- □『雇用状況表』に、毎月1日現在の利用子ども数及び利用子どもに対する保育教諭数と、実際に雇用している非常勤を含めた対象保育教諭の氏名・幼稚園教諭免許状・保育士証等登録番号等を記載します。
  - ※5年間の経過措置中は幼稚園教諭免許状又は保育士資格証のどちらかの免許・資格で可。両方保有している場合、両方の登録番号を記載してください。
- □ 平成28年4月分の『雇用状況表』に記載する保育教諭については、全員分の幼稚園 教諭免許状や保育士証等の資格証の写しを添付してください。
- □ 5月以降、新たに雇用した保育教諭については、資格証の写しを添付してください。
- □横浜市の保育教諭配置基準を満たすことを確認し、『向上支援費加算状況等届出書』 の「1 3歳児職員配置加算(1号)」、「2 職員配置加算(2号・3号)」の実 施状況等の「有」の□にチェックします。
- □毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
- □『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

#### (3)職員処遇改善費

職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた公定価格の加算率に、市独自助成として加算率を上乗せし、助成します。 (別途説明参照)

#### (4)連携施設受諾促進加算

地域型保育事業の卒園後の進級先の確保や保育の助言・相談、合同保育、行事参加、 園庭開放等の保育内容の支援等の連携を促進するため、雇用費等の経費の一部に充当す るための助成です。

#### ア 支給条件

下記の条件①②③のいずれかに該当すること

条件ア 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している

条件イ 保育内容の支援を行っている(以下のうち3項目以上該当する)

- ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている
- ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う
- ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する
- ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づく りの一環として交流保育等を実施する
- ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う
- ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する
- ・連携施設への給食の提供を実施している

条件ウ 3号認定の保育を実施している

条件①ア、イ、ウ全てに該当する場合 条件②ア、イ両方に該当する場合 条件③アのみに該当する場合

# イ 単価

条件①ア、イ、ウ全てに該当する場合

A区分 229, 500円

条件②ア、イ両方に該当する場合

B区分 85,000円

条件③アのみに該当する場合

C区分 57,400円

※複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。

# ウ 手続き

Ш	連携美施(変更)庙田香』の「2」連携内谷(1)」に連携する地域型保育事業を
	記載し、「2 連携内容(2)」の該当箇所の□にチェックします。
	支給の条件を満たす場合は、『連携実施(変更)届出書』の「1 連携施設受諾促進
	加算区分」の該当する加算区分の□にチェックします。
	『向上支援費加算状況等届出書』の「3 連携施設受諾促進加算」の実施状況等の
	該当する区分の□にチェックします。

毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(糸	合付
担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある	5場
合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。	

□『連携実施(変更)届出書』は助成開始月や変更適用月のみ添付します。

□ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

# (5)システム化経費助成

請求明細作成ソフトを用いて請求を行うための経費を助成します。

#### ア 支給条件

請求明細作成ソフト等を用いて請求明細を作成し、電子データでインターネットを 経由して『請求明細書(児童・施設)』を提出していること

※市の規定する書式の請求明細のデータを、電子データでインターネットを経由して送付していただければ、市販のソフトを利用した場合も対象となります。

# イ 単価

請求を行った月の初日児童数(市外児含む)助成に応じて助成

月初日利用児童数	
~59人	1 施設あたり 30,000円
60~300人	児童1人あたり 500円
	$(30, 000 \sim 150, 000 )$
301人~	1施設あたり 150,000円

## ウ 手続き

- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の「4 システム化経費助成」の実施状況等の「有」 の□にチェックします。
- □ 毎月1日の状況を、当月15日までに提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

#### (6)食育推進助成①

食事の提供をとおして、創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う園に対して助成します。

#### ア 支給条件

自園調理していること ※調理業務委託の場合も助成対象

# 【1号】

1	①1号の利用定員数に応じて、調理人等を雇用するための経費の助成				
単価は週1日当たりのもので、週当たり自園調理実施日数を掛けた額を助成。					
	・利用定員40人まで 15,250円 1人分				
	・利用定員41~90人まで	30,500円	2人分		
	・利用定員91人~150人まで	38,120円	2. 5人分		
	・利用定員151人以上	45,750円	3人分		

# 【2号・3号】

①2号・3号の利用定員数に応じて、調理人等を雇用するための経費の助成			
	・利用定員40人まで	91,500円	1 人分
	・利用定員41~90人まで	183,000円	2 人分
	・利用定員91人~150人まで	228,750円	2. 5人分
	・利用定員151人以上	183,000円	3人分

# ウ 手続き

- □ 『雇用状況表』の「7 食育推進助成①」の【1号】は給食実施日数と自園調理を実施している日数を記入します。【2号・3号】は実施体制の□にチェックします。
- □ 【1号】は、向上支援費加算状況等届出書』の「5 食育推進助成①(1号)」の実施状況等の「有」の□にチェックし、週あたりの自園調理日数を記載します。
- □【2号・3号】は、向上支援費加算状況等届出書』の「6 食育推進助成①(2 号・3号)」の実施状況等の「有」の□にチェックします。
- □ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

#### (7)食育推進助成②

食事の提供をとおして、創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う園に対して助成します。

# ア 支給条件

②栄養士を雇用している場合の格付け加算

1人で月の所定労働時間が120時間以上の栄養士を雇用していること ※派遣による雇用は助成対象ですが、調理業務委託の場合は助成対象外

#### イ 単価

#### 【施設全体】

②施設全体の利用定員数に応じ、栄養士の格付け加算を助成

1人あたり34,400円

- ・利用定員40人までは、1人まで
- 利用定員41~150人までは、2人まで
- ・利用定員151人以上は、3人まで

# ②栄養士を雇用している場合の格付け加算

- □ 『雇用状況表』の「7 食育推進助成②」に調理員の雇用状況を記載します。
- □ 平成 28 年 4 月分の雇用状況表に記載する栄養士については、全員分の栄養士 免許証の写しを添付します。
- □ 5月以降、新たに雇用した栄養士については、栄養士免許証の写しを添付します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の「7 食育推進助成②」の実施状況等の「有」 の□にチェックし、条件に適合する栄養士数を記載します。対象人数は利用定 員に応じた上限までです。
- □ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当 月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』 に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

#### (8) アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費です。利用定員に対するアレルギーの「生活管理指導表」が提出されている児童の割合に応じて、加算します。自園調理で、調理業務委託の場合も助成対象です。

#### ア 支給条件

以下の条件全てを満たすこと

- □ アレルギー対応マニュアルを作成し※1、マニュアルに沿って対応していること
- □ アレルギー児童の生活管理指導表※2が提出されていること
- □ 利用定員に対する対象児童(月初日時点)の割合が3%(小数点以下切り捨て)以上であること
  - ※1本市作成の『保育所における食物アレルギー対応マニュアル』でも可です。

- ※2生活管理指導表は、保育所における食物アレルギー対応マニュアルに規定された様式で、全施設・事業共通です。
- ※生活管理指導表の提出日の属する月の翌月(ただし、提出日が月初日の場合、当 月)から対象児童とします。
  - 例 提出日が4月1日の場合は4月から対象、4月2日の場合は5月から対象

利用定員に占める対象児童の割合に応じて施設あたり月額		
$3 \sim 9 \%$	24,400円	
10~14%	48,800円	
15~19%	73,200円	
20%~	97,600円	

#### ウ 手続き

- □ 『アレルギー児童数報告書』にアレルギーの『生活管理指導表』及び事業者独自のマニュアルを作成している場合は、その写しを添付し、助成を受けようとする月の15日までに所在区こども家庭支援課に提出します。
- □ アレルギー児童対応費の助成区分に変動があった場合には、変動があった月の15日までに所在区こども家庭支援課に『アレルギー児童数報告書』と変動があった児童の『生活管理指導表』の写しを添付し、提出します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の「8 アレルギー児童対応費」の実施状況等の「有」 の□にチェックします。
- □ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
- □ 『アレルギー児童数報告書(写)』は助成開始月や変更適用月のみ添付します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の 請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』に、「請求内 容」「金額」を記入し、請求します。

# (9) 産休代替職員雇用費

認定こども園の常勤職員(保育教諭・看護職・調理員・栄養士)が出産や疾病のため 有給で2週間以上療養する場合、その職員の職務を他の職員に行わせたり、代替職員を 雇用するための経費です。

代替で雇用した職員の職種・雇用実績ではなく、有給で2週間以上産休・病休が継続する常勤職員の職種と休暇・療養期間に応じた助成になります。

#### ア 支給条件

・認定こども園の常勤職員(保育教諭・看護職・調理員・栄養士)が、年次有給休暇 ではない産休・病休を有給(全額支給)で取得し、期間が2週間以上継続すること

- ・助成対象の病休期間は最大で90日までです。
- ・なお、平成28年4月1日以降の休暇・療養期間が対象になります。 以下の書類を確認します。
  - ・産休・病休期間が有給であると分かる就業規則
  - ・休暇・療養職員の療養前の勤務実績と勤務時間が分かる書類
  - ・休暇・療養期間・理由が分かる書類(診断書など)
  - ・賃金を支払ったことが分かる書類(賃金台帳など)

休暇・療養している職員の休暇・療養前の勤務実態及び資格種別に応じた助成です。例)1日8時間・週5日勤務の幼稚園教諭が有給で産後休暇を8週間取得した場合8(時間)×8(週間)×5(日)×1,224円=391,680円

資格種別	単価
幼稚園教諭・保育士	1,224円
看護職・調理師・栄養士	1,156円
無資格 (上記以外の資格)	1,056円
※単価はすべて時給	

## ウ 手続き

- □ 請求は休暇・療養期間が終了してから行います。ただし、休暇・療養期間が年度 をまたぐ場合、年度ごとに請求します。
- □ 休暇・療養期間終了日の次の15日(年度をまたぐ場合、4月10日)までに『産休等代替職員雇用費実績報告書』と挙証資料を添付し、こども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』と併せて提出します。
  - 例 4月28日に終了する場合、5月15日までに『産休等代替職員雇用費実績報告 書』と挙証資料を添付し、提出します。
- □ 請求を行う月分の『向上支援費加算状況等届出書』の「9 産休代替職員雇用費」 実施状況等の「有」の□にチェックします。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月 分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』に、 「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

#### (10) 障害児等受入加算

「横浜市特別な支援を必要とする児童の保育・教育実施要綱」に基づき、障害児又は 特別支援児童を保育するのに必要な保育教諭を加配するための経費です。

※園からの申請を受け、区福祉保健センターが対象児童を認定してから初めて請求可能となります。

#### ア 支給条件

区福祉保健センター長による対象児童の認定

※『障害児保育教育対象児童等加配区分認定(変更)通知書(写)』の加配区分開始日の属する月の翌月(ただし、加配区分開始日が月の初日であった場合は、当月)から助成します。

# イ 単価

対象児童の障害等の程度の判定と、保育を必要とする時間の区分により単価設定 対象児童の入所日・退所日に応じて日割りします。

## 【1号】

	(対象児童1人あたり)	
<b>1</b> □ <del>-</del> 50 ← →	重度(1:1)	143,500円
	中度(2:1)	104,700円
1号認定	軽度 (3:1)	68,000円
	特別支援	43,500円

# 【2号·3号】

	(対象児童1人あたり)	
標準時間認定	重度(1:1)	306,000円
	中度(2:1)	227,200円
	軽度 (3:1)	147,700円
	特別支援	92,800円
	重度(1:1)	229,500円
短時間認定	中度 (2:1)	167,400円
(8時間)	軽度 (3:1)	108,700円
	特別支援	69,600円

#### ウ 手続き

- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の「10 障害児等受入加算」の実施状況等の「有」 の□にチェックします。
- □ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
- □ 『障害児保育教育対象児童等加配区分認定(変更)通知書(写)』は助成開始月や変 更適用月のみ添付します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

## (11) 医療的ケア対応看護師雇用費

医療的ケアが必要な児童のためにすでに看護職が配置されている認定こども園に、 さらに非常勤看護職を配置するための経費です。1号部分と2号・3号部分でそれぞ れ1人分を上限に助成します。

## ア 支給条件

- ・区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童を保育していること
- ・1か月の所定労働時間が120時間以上の看護職を雇用し、かつ、1か月あたりの所定労働時間が40時間以上の医療的ケア対応看護職を雇用していること

# イ 単価

1 施設あたり		
1号	56,000円	
2号・3号	89,500円	

#### ウ 手続き

- □ 『雇用状況表』の「8 看護職雇用加算」及び「9 医療的ケア対応看護師雇用費」 に看護師職の雇用状況を記載します。
- □ 平成28年4月分の『雇用状況表』に記載する看護職については、全員分の看護職の 免許の写しを添付します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の「11 医療的ケア対応看護師雇用費」の実施状況等の「有」の□にチェックします。
- □ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
- □ 『医療的ケア対象児童認定通知書(写)』は助成開始月や変更適用月のみ添付します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

#### (12) 被虐待児対応費

虐待が疑われ認定こども園等を利用する児童で、保育教諭加配が必要と区福祉保健センター長が認める場合に助成します。

#### ア 支給条件

区福祉保健センターによる決定

※『被虐待児保育教育対象児童認定(変更)決定通知書』の加配区分開始日の属する 月の翌月(ただし、加配区分開始日が月の初日であった場合は、当月)から助成し ます。

保育を必要とする時間の区分により単価設定 対象児童の入所日・退所日に応じて日割りします。

1施設あたり		
1号	143,500円	
2号・3号	229,500円	

# ウ 手続き

- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の「13 被虐待児童対応費」の実施状況等の「有」 にチェックします。
- □ 当月分の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
- □ 『被虐待児保育教育対象児童認定(変更)決定通知書(写)』は助成開始月や変更適 用月のみ添付します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

## (13) 看護職雇用加算

看護職(看護師、保健師、助産師、准看護師)の職員を雇用している場合に、保育 教諭の雇用経費との差額相当分(格付け加算)を助成します。

対象:常勤・非常勤の看護師、保健師・助産師、常勤の准看護師

# ア 支給条件

常勤単価を適用する場合は1か月の所定労働時間が120時間以上、非常勤単価を適用する場合は1か月の所定労働時間が75時間以上雇用していること

※派遣職員も助成対象です。1人で月の所定労働時間が75時間以上又は120時間以上の看護職が対象です。

# イ 単価

各施設1人分まで

1施設あたり		
非常勤看護師経費	(非常勤)	56,200円
看護師格付け経費	(常勤)	66,100円
保健師・助産師格付け経費	(常勤)	79,300円
准看護師格付け経費	(常勤)	15,200円

※「非常勤」の保健師・助産師は非常勤看護師の単価が適用になります。

#### ウ 手続き

- □ 『雇用状況表』の「8 看護職雇用加算」に対象となる看護職の雇用状況を記載します。
- □ 平成28年4月分の『雇用状況表』に記載する看護職については、全員分の看護職の 免許の写しを添付します。
- □ 5月以降、新たに雇用した看護職については、看護職の免許の写しを添付します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の「14 看護職雇用加算」の「有」の□にチェックします。
- □ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

## (14) 外国人児童保育事業助成

外国人児童の処遇向上のため、保育教諭を雇用するための経費です。

#### ア 支給条件

利用定員に対する外国人児童(保護者のどちらかが外国籍)の割合が20%以上(小数点以下切り捨て)

「40%~」の単価の助成を受ける場合、市基準保育教諭配置数に加え保育教諭が配置されていること

#### イ 単価

外国人児童の入所率	
20%~39%	229,500円
4 0 %~	459,000円

#### ウ 手続き

- □ 『外国人児童報告書』を助成を受けようとする月の15日までに所在区こども家庭 支援課に提出します。
- □ 「40%~」の単価の助成を受ける場合、『雇用状況表』の「3 横浜市基準の保育 教諭数 その他加算の保育教諭 外国人児童保育事業助成」に「1」と記載します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の「15 外国人児童保育事業助成」の実施状況等 の「有」の□にチェックします。
- □ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
- □ 『外国人児童報告書』(写)』は助成開始月や変更適用月のみ添付します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分

の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書 (施設)』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

# (15) 代休代替職員雇用費【2号・3号】

代休のローテーション保育教諭を確保するための経費を助成します。

#### ア 支給条件

①土曜日の開所時間に応じた助成

2号・3号認定児童に係る土曜日の開所時間が8時間以上であること なお公定価格の「常態的に土曜日に閉所する場合」の調整を受けている場合、対 象外です。

# ②代休代替保育教諭数に応じた助成

代休代替保育教諭※が市の配置基準の必要保育教諭及び他の加算保育教諭に加えて1名以上配置されていること

- ※標準時間認定児童数に応じた上限の人数分(最大4人)までを助成
- ※代休代替保育教諭数は『雇用状況表』の「1 請求月初日の保育教諭数」の「対象保育教諭数 (a+b) ※」から「2 国基準の保育教諭数 国基準による保育教諭配置(c)」の人数及び「2 国基準の保育教諭数 その他加算の保育教諭)」の人数の合計人数(g)、「3 横浜市基準の保育教諭数 横浜市の基準による保育教諭配置(j)」、「3 横浜市基準の保育教諭数 その他加算保育教諭(k+l)」の人数を除いた人数(少数点以下切り捨て)とします。
  - ※教育補助者を雇用している場合、(o)の人数

#### 上限人数の考え方

最大4人まで

標準時間認定児童数(毎月1日時点・市外児含む)×年齢別ポイントの合計(小数点以下切り捨て)

#### 年齢別ポイント

年齢	ポイント
0 歳児	0.133
1歳児	0. 1
2歳児	0.08
3歳児	0.027
4・5歳児	0.017

- □配置基準に応じたポイントとしています。
- □標準時間認定児童数によっては、上限人数が0人の場合があります。
- 例  $0歳\sim5歳まで、標準時間認定児童数が各年齢10人で計60人の場合 (0.133×10)+(0.1×10)+(0.08×10)+(0.027×10)+(0.017×20)=3.74→上限3人(合計の小数点以下切り捨て)$

①土曜の開所時間による

開所時間が8時間以上9時間未満	24,480円
開所時間が9時間以上10時間未満	30,600円
開所時間が10時間以上11時間未満	36,720円
開所時間が11時間以上	42,840円

## ②代休代替保育教諭数による

1人目 306,000円

2人目 306,000円

3人目 306,000円

4人目 229,500円

# ウ 手続き

- ①土曜日の開所時間に応じた助成
  - □ 『向上支援費加算状況等届出書』の「16 代休代替職員雇用費①」の実施状況等 の「有」の□にチェックします。
  - □ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
  - □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

#### ②代休代替保育教諭数に応じた助成

- □ 『雇用状況表』の「2 基準の保育教諭数(有資格者のみ)」に標準時間認定児童 数に応じた助成対象上限人数の範囲で代休代替保育教諭数を記載します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の「17 代休代替職員雇用費②」の実施状況等 の「有」の□にチェックし、対象人数を記載します。
- □ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月 分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』に、 「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

#### (16) 保育補助者雇用経費

「保育補助者」を雇用する場合の経費助成です。

## ア 支給条件

・配置基準やその他助成項目と重複しない保育補助者を雇用していること

- ・月150時間以上勤務していること
- ※「保育補助者」は、保育士資格又は幼稚園教諭免許を持たず、保育教諭として配置基準 に含められない職員
- ※『雇用状況表』の「4 請求月初日の職員の雇用状況」①及び②、「7 食育推進助成②」及び「11 療育支援加算」の対象者並びに『入所児童処遇特別加算職員名簿』の対象者と重複しないこと
- ※複数人雇用している場合は、契約している所定労働時間の合計が 150 時間以上につき 1人分とみなす

利用定員 100 人以下の施設は 1 人分まで、利用定員 101 人以上の施設は 2 人分まで 1 人あたり 1 6 2, 0 0 0 円

#### ウ 手続き

- □ 『雇用状況表』の「10 保育補助者雇用経費」に対象となる保育補助者の雇用状況 を記載します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の「18 保育補助者雇用経費」の実施状況等の「有」 の□にチェックし、対象者数を記載します。
- □ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

#### (17) 産休明け保育児童健康診断助成費

産休明け児童(生後57日目から89日目までにある児童)を対象に、入所時及び定期の健康診断を除き、保護者の同意を得た上で任意で行う臨時の健康診断を行った場合に、1回あたり21,000円(月1回が限度)を助成します。(『産休明け保育児童健康診断実施届』の添付が必要)

#### ア 手続き

- □ 『産休明け保育児童健康診断実施届』に産休明け健康診断の実施状況を記載します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の「19 産休明け保育児童健康診断助成費」の実施状況等の「有」の□にチェックします。
- □ 産休明け保育児童健康診断実施日の次の15日までに『産休等代替職員雇用費実績報告書』と挙証資料を添付し、こども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』と併せて提出します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

## (18) 第三者評価受審費助成

横浜市の指定評価機関で受審した場合に5年に1回受審費用を助成します。 ※認定こども園の第三者評価の内容については、現在検討中です。

## ア 支給条件

- ・横浜市の指定評価機関で受審すること
- ・公定価格の「第三者評価受審加算」が3月分の加算のため、市独自助成の「第三者 評価受審費助成」は3月分の請求時に併せて請求すること

# イ 単価

- ・1施設につき5年に1回60万円を上限に助成
- ・第三者評価受審費は、年額15万円が公定価格化されたため、上限助成額より公 定価格分を差し引いた額を助成

#### ウ 手続き

- □ 『第三者評価受審届』に記入し、受審状況が分かる資料及び領収書の写しを添付します。
- □ 3月分の『向上支援費加算状況等届出書』「20 第三者評価受審費助成」の実施状況 等の「有」の□にチェックします。
- □ 3月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。
  - ※『第三者評価受審届』は公定価格の「第三者評価受審加算」と兼用です。

※以下の内容は、現時点のものです。平成28年度については、変更となることがあります。

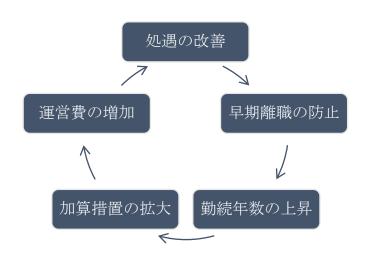
# I 制度の概要

#### 1 趣旨

保育・教育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い保育・教育を安定的に供給していくためには、職員が意欲とやりがいをもって長く働き続けることができる職場を、施設・事業所が自ら構築していく必要があります。

そのためには、職員の勤続年数に応じた昇給の確保や賃金の改善、働く人の権利 の保障、キャリアアップを図ることが大切です。

そこで、国の公定価格及び市の独自助成において、施設・事業所の取組みに応じた人件費等経費を加算します。



#### 2 処遇改善等加算(公定価格)及び職員処遇改善費(市独自助成)

処遇改善に関する加算は国の給付基準である公定価格に含まれる「処遇改善等加算」と横浜市独自の助成である「職員処遇改善費」があります。

それぞれの経費の内訳は、「①①'基礎分」「②②'賃金改善要件分(③③'キャリアパス要件分含む)」があります。さらに、市独自助成の職員処遇改善費には賃金改善要件分に加算額を上乗せする「④賃金改善要件上乗せ分」があります。【図表 1 参照】

「処遇改善等加算」は公定価格の人件費に相当する加算項目に、定員区分や年齢区分に応じた単価が設定されています。この単価に、施設・事業所の平均勤続年数と賃金改善及びキャリアパスの取組みに応じた「加算率」を単価に乗じます。【図表2参照】

「職員処遇改善費」は、公定価格の処遇改善等加算の単価の合算値に、平均勤続 年数に応じた市独自の「加算率」を乗じて算出されます。【図表3参照】

# 【図表1】加算の内訳

	国基準保育士・保育教諭配置基本分	市基準保育士・保育教諭配置加算分※
経験	< 処遇改善等加算(公)> ①基礎分(2~12%)	<職員処遇改善費(市)> ①'基礎分(2~12%)
験年数	< 処遇改善等加算(公)>	<職員処遇改善費(市)>
加算	②賃金改善要件分(3~4%) (③内キャリアパス要件分(1%))	②'賃金改善要件分(3~4%) (③'内キャリアパス要件分(1%))
	<職員処遇改善費加算(市)>④	賃金改善要件上乗せ分(1~5%)

- ※(公):公定価格 (市):市独自助成
- ※ 市基準保育士・保育教諭配置加算分は、保育所及び認定こども園 (2・3号認定) のみ適用されます。

# (参考) 国と市の配置基準の配置基準(保育所・認定こども園(2・3号認定のみ))

	国基準	市基準
0歳児	3:1	3:1
1歳児	6:1	4:1
2歳児	0.1	5:1
3歳児	20:1	15:1
	<b>※</b> (15:1)	
4・5歳児	30:1	24:1

※は質改善後の比率です。公定価格に3歳児の配置基準の改善(15:1)が 加算されることになり、市独自助成を加算していたものが、国の公定価格に含 まれます。

【図表2】 処遇改善等加算単価が設定されている加算項目

事業種別	種別						加算項目						
幼稚園		副園長·教頭配置加算	3歳児配置改善加算	滿3歲児対応加配加算 (3歲児配置改善加算 無し)	滿3歲児対応加配加算 (3歲児配置改善加算 有り)	チーム保育加配加算 ※加配1人あたり単価	通園送迎加算	給食実施加算	主幹教諭等專任 子加算	子育で支援活動費加算	療育支援加算 A:特別児童扶養手当支 B: 社 給対象児童受入施設	加算 B: それ以外の障害 児受入施設	
							療育支援加算	景加算					
保育所		所長設置加算	3歳児配置改善加算	休日保育加算	夜間保育加算	主任保育士専任加算	A:特別児童扶養手当支 給対象児童受入施設	B:それ以外の障害児 受入施設	事務職員雇上費加算				
			学級編成調整加配加算※1-20-20-01日完全の		滿3歲児対応加配加算	心加配加	工一,, 促药 加配 加倍			野長に係る経過	療育支援加算		市效等。而上集
	教育標準時間認定	教育標準時間認定 副園長·教頭配置加算		3歳児配置改善加算	(3歳児配置改善加算 無し)	身 (3歲児配置改善加算 有り)	7一ム医胃が脂が異然が配引人あたり単価	通園送迎加算	給食実施加算	措置が適用される 場合	4:特別児童扶養手当支 給対象児童受入施設	B: それ以外の障害 児受入施設	事命與其權工員 加算 加算
認定こども園							療育支援加算	爱加算					
	保育認定	3歲児配置改善加算	休日保育加算	夜間保育加算	1号認定こどもの利用 定員を設置しない場合	施設長に係る経過措置が適用される場合	A:特別児童扶養手当支 給対象児童受入施設	B:それ以外の障害児 受入施設					
家庭的保育事業		資格保有者加算	家庭的保育補助者加算	障害児保育加算									
	A型	管理者設置加算	障害児保育加算	休日保育加算	夜間保育加算								
小規模保育事業	B型	管理者設置加算	保育士比率向上加算	障害児保育加算	休日保育加算	夜間保育加算							
	C型	管理者設置加算	資格保有者加算	障害児保育加算									
事業所内保育事業	A型の基準適用	管理者設置加算	障害児保育加算	休日保育加算	夜間保育加算								
(定員19人以下)	B型の基準適用	管理者設置加算	保育士比率向上加算	障害児保育加算	休日保育加算	夜間保育加算							
事業所内保育事業 (定員20人以上)		管理者設置加算	障害児保育加算	休日保育加算	夜間保育加算								
居宅訪問型保育事業	,štuk	資格保有者加算	休日保育加算	夜間保育加算									

### <加算率の区分>

#### (1) 処遇改善等加算(公定価格)

### ア 処遇改善等加算(公)基礎分(2~12%)(①)

対象:すべての施設・事業所

定期昇給等に充当するための加算です。平均勤続年数に応じ、2~12%の加算率が適用されます。

※平均勤続年数の算定:Ⅱ1 (2)

### イ 処遇改善等加算(公)賃金改善要件分(3~4%)(②、③)

対象:賃金改善要件に適合する施設・事業所

平均勤続年数 11 年未満の施設・事業所は一律 3 %、11 年以上の施設・事業所は一律 4 %の「加算率」が適用されます。職員の賃金改善に確実に当てることが必要です。(使途制限有)

また、②賃金改善要件分の中には、③キャリアパス要件分(1%)が含まれています。

キャリアパス要件に適合しない施設・事業所は②賃金改善要件分 $(3\sim4\%)$ から1%減算されます。

※賃金改善要件: II 2 (1)、キャリアパス要件: II 2 (4)

### (2) 職員処遇改善費(市独自助成)

### ア 職員処遇改善費(市)基礎分(2~12%)(①')

対象:保育・教育向上支援費「職員配置加算」の要件を満たす施設(保育所・ 認定こども園 (2・3号認定))

市の保育士配置基準を満たし、職員配置加算の適用を受けている施設に、上乗せしている人件費相当分に対する加算です。

公定価格の①処遇改善等加算(公)基礎分に相当する加算率(2~12%)が 適用されます。

### イ 職員処遇改善費(市)賃金改善要件分(3~4%)(②'③')

対象:保育・教育向上支援費「職員配置加算」の要件を満たす施設(保育所・認定こども園(2・3号認定))で、賃金改善要件に適合する施設

市の保育士配置基準を満たし、職員配置加算の適用を受けている施設について、上乗せしている人件費相当分に対する加算です。

公定価格の②処遇改善等加算(公)賃金改善要件分に相当する加算率(3~4%)が適用されます。

また、②'賃金改善要件分の中には、③'キャリアパス要件分(1%)が含まれています。

キャリアパス要件に適合しない施設・事業所は②'賃金改善要件分( $3 \sim 4\%$ ) から1%減算されます。

※賃金改善要件: II 2 (1)、キャリアパス要件: II 2 (4)

### ウ 職員処遇改善費(市)賃金改善要件上乗せ分(1~5%)(4)

対象:賃金改善要件及びキャリアパス要件の両方に適合する施設・事業所職員の賃金改善のための費用(②、②'、③、③')に対して、国の水準以上の改善が行えるよう、平均勤続年数に応じて市独自の加算率(1~5%)を上乗せします。

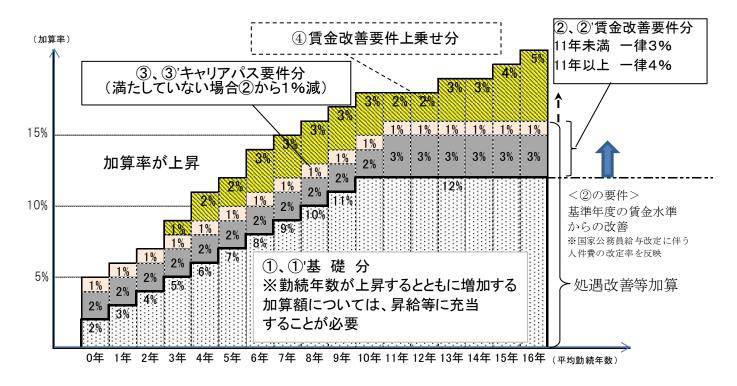
そのため、賃金改善要件及びキャリアパス要件の両方を満たさない場合は、 ④職員処遇改善費(市)賃金改善要件上乗せ分は対象になりません。 また、経過措置(II1(3)イ参照)を適用する場合も対象になりません。

### <加算分の使途>

処遇改善等加算(公)賃金改善要件分及び、職員処遇改善費(市)賃金改善要件上乗せ分の使途は、当該保育所に勤務する職員の賃金改善(法定福利費等の事業主負担額を含む)に要した費用のみです。確実に職員の賃金改善に充ててください。それ以外の費用については、認められません。

また、基礎分についても、適切に定期昇給等に充てる必要があります。

### 【図表3】加算率の区分としくみ



### Ⅱ 加算の手続き

### 1 加算率の算定

1加算率の算定

2賃金改善計画の策定

3賃金改善実績の確認

### (1) 加算率の考え方

「加算率」は、各施設・事業所において、「平均勤続年数の算出」「賃金改善の実施の有無」「キャリアパス要件の適否」をもとに算定します。

施設・事業所に適用される「加算率」は、加算率の区分(I2(1)及び(2)参照)ごとに算出された率を合計した値となります。

例) 平均勤続年数が5年で賃金改善を実施し、キャリアパス要件分に適合する施設基礎分①7%+賃金改善要件分②3%(うちキャリアパス要件1%含む)

+市独自上乗せ分2%=12%

よって、加算率は12%になります。

- ※キャリアパス要件を満たさない場合は、9%になります。
- ※賃金改善を実施しない場合は7%になります。

施設・事業所は算定した加算率を『処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書(第1号様式の1)』をもって市に申請します。市は、その内容を審査し、神奈川県の認定した「加算率」を施設・事業所に対して通知します。

### ア 加算率認定通知前までの請求について

平均勤続年数に応じた加算率で4月から支払いが始まるため、各施設・事業所で平均勤続年数を算定していただき、その加算率で4月から請求をしていただきます。

#### イ 賃金改善計画について

市が『処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書(第1号様式の1)』及び『職員履歴報告書(A票)(第1号様式の2)』を審査し、確認した各施設・事業所に対して「平均勤続年数」をお知らせします。賃金改善を実施する場合は、市からお知らせする「平均勤続年数」に応じた「加算率」により、『賃金改善計画書(第3号様式の1)』を策定してください。

市の審査の結果、「平均勤続年数」の通知において修正があった場合には、給付費の過誤再請求及び『賃金改善計画書(第3号様式の1)』の内容の修正が必要になる場合があります。

### ウ 加算率の認定について

市が『処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書(第1号様式の1)』を審査 し神奈川県に提出します。その後、神奈川県が「加算率」を認定し、市が各施設・ 事業所に通知します。

「加算率」の認定通知において修正があった場合には、再度給付費の過誤再請求及び『賃金改善計画書(第3号様式の1)』の内容の修正が必要になる場合があります。

※市からの「平均勤続年数のお知らせ」及び県の「認定通知」の時期については、 別途お知らせします。

策定した『賃金改善計画(第3号様式の1)』をもとに、1年をとおして処遇改善を行い、『賃金改善実績報告書(第6号様式の1)』を提出していただきます。

賃金改善を実施しない場合は、申請の必要はなく、基礎分のみの加算率で、毎月給付費の請求を行います。

【図表4】平均勤続年数別加算率表

平均勤続年数(年)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16 ~
①、①'基礎分(%)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12	12	12	12
②、②'賃金改善分(%)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4
④上乗せ分(%)	0	0	0	1	2	2	3	3	3	3	3	2	2	3	3	4	5
合計(%)=加算率	5	6	7	9	11	12	14	15	16	17	18	18	18	19	19	20	21
③③'キャリアパス要件 無合計(%)=加算率	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	15	15	15	15	15

	加算率(公定価格	加算率(市)		
職員一人当たり の平均勤続年数	基礎分	賃金改善要件分	うちキャリアパス 要件分	職員処遇 改善費
16 年以上				5%
15 年以上 16 年未満				4%
14 年以上 15 年未満	12%	4%		3%
13 年以上 14 年未満	12%	4%0		3%
12 年以上 13 年未満				2%
11 年以上 12 年未満				2%
10 年以上 11 年未満	12%			3%
9年以上 10年未満	11%			3%
8年以上 9年未満	10%		1%	3%
7年以上 8年未満	9%			3%
6年以上 7年未満	8%			3%
5年以上 6年未満	7%	3%		2%
4年以上 5年未満	6%			2%
3年以上 4年未満	5%			1%
2年以上 3年未満	4%			0%
1年以上 2年未満	3%			0%
1 年未満	2%			0%

### (2) 平均勤続年数の算出

#### ア 算定対象職員

算定対象職員は、毎年4月1日現在における施設・事業所に勤務するすべて の常勤職員です。職種や職位、資格の有無を問わず、施設長や専ら事務に従事す る事務職員などであっても、常勤職員として雇用されていれば対象です。

ただし、非常勤職員やパート就労、派遣職員など常勤職員以外の職員であっても、1日6時間以上かつ、月20日以上勤務している職員も常勤とみなし、対象とします。

また、賃金改善の対象職員(Ⅱ2(1)ア参照)とは異なり、平均勤続年数の算出には施設・事業所に勤務する者であれば、経営に携わる法人の役員も対象となります。

なお、勤務時間や勤務日数が月によって異なる、あらかじめ確定していない、 などの非常勤職員やパート就労の方については、4月1日時点で判断しますので、 就労実績はなく、就労予定の見込みで判断します。

※年度途中において職員の異動や採用退職があっても平均勤続年数の変更は しません。そのため、申請書の再提出は必要ありません。

#### イ 勤続年数の算出方法

職員一人ひとりの勤続年数の算出にあたっては、現在の施設・事業所における勤続年数のほか、対象職員が過去に勤務していた対象施設・事業所(図表5)における勤続年数も合算することができます。その場合は、施設・事業所は、在職証明もしくは、その他勤務履歴が確認できる書類(図表6)で職員の過去の勤務履歴を確認し、勤続年数を積算してください。

#### ※注意

- ① 勤務履歴の確認ができないものについては、勤続年数に合算することは できません。
- ② 過去の勤務履歴に積算できるものは、常勤と常勤以外で1日6時間以上、月20日以上勤務していた期間のみです。
- ③ 施設・事業所が確認した職員の在職証明等は、その写しを施設・事業所で保管していただき、原本は職員本人にお返しください。施設で保管するのは写しのみです。紛失しないように保管してください。写しを本市に提出する必要はありません。
- ④ 国の会計検査や本市監査等で、在籍証明等の写しが必要になる場合があります。

【図表5】過去の勤務履歴の対象施設・事業所

対象事業項目	詳細
教育・保育施設	認可保育所、幼稚園、認定こども園
地域型保育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業他
学校教育法第1条に定める学校及び同 法第百二十四条に定める専修学校	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特 別支援学校、大学及び高等専門学校、専修学校
社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所	保護施設、老人福祉施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム)、婦人保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業、障害者支援施設、障害福祉サービス事業、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設、福祉ホームなど病児保育事業等の第2種社会福祉事業など
児童福祉法第12条の4に定める施設	児童相談所一時保護施設
認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設*1、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設*2及び幼稚園に併設された施設)における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所*3における移行前の認可外保育施設として運営していた期間	※1)横浜保育室や認証保育所 (地方公共団体における単独保育施策による施設として認可された日から) ※2)認可外保育施設のうち、指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された施設 (H17.4.1 以降、証明書の発行期間に勤務していた履歴のみ加算可) ※3)現行制度において家庭保育福祉員、横浜市家庭的保育事業、小規模保育モデル事業等を実施していた期間
医療法に定める病院、診療所、 介護老人保健施設、助産所	看護師のみ

※1、※2 横浜市内の認可外保育施設、横浜保育室は、ホームページをご確認ください。 積算可能な施設、積算可能な期間のみ記入することが出来ます。

http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/shoguu.html

ファイル名 『積算可能な認可外保育施設一覧』

## よくある間違い

Point!

有料老人ホーム → 対象外です。

保育士、調理師等の病院勤務 → 対象外です。(看護師のみ) 病院内にある保育所 → 院内に勤務する職員のための保育所などで、 認可外保育施設として届け出がない施設は対象外です。

【図表6】 勤務履歴の確認資料(在職証明等がない場合)

対象職員の状況	挙証資料の例
過去の勤務先で社会保険に加入していた	厚生年金の加入記録
場合	(勤務先の会社名と加入年月が記載のもの)
社会保険未加入の場合、国民年金に加入	雇用契約書と給与明細書等
していた場合	(勤務先の名称がわかるもの)
派遣職員として、該当の施設に勤務して	派遣先の事業所の発行する証明、
いた場合	派遣会社の派遣証明等
廃園した施設等の場合	上記書類が確認でき、自治体等で上記事業 に該当すると確認できた場合のみ算定

- ※過去に勤務していた施設・事業所が積算対象かどうか、勤務期間などの勤務履歴が 積算に値すると客観的にわかるものであれば可。
- ※1枚の書類で判断できない場合には、複数の書類をもって確認してください。

### ウ 職員の勤続年数算定の留意点

職員一人ひとりの勤続年数は、「現在勤務する施設・事業所における勤続年数」 と「過去に特定の施設・事業所で働いていた場合はその勤続年数」を合算して算 定しますが、その際には次の点に留意して計算してください。

### <留意点>

- 個々の職員の勤続年数の算出については、<u>当該年度の4月1日現在</u>により 算定しますが、年度途中開所の施設、事業者についてが、<u>開所年月日時点</u>での 職員状況で算定します。
- 採用年月日の翌年(又は翌月)において、**翌年(又は翌月)の同一日の前 日をもって1年(又は1か月)**と計算します。

【例:27年4月1日採用 → 27年4月30日で1か月、28年3月31日で1年】

○ 1か月未満の日数の場合は1か月に切り上げます。

【例:27年4月1日採用 → 28年4月1日時点で1年と1日=1年1か月】

ただし、28年4月1日採用の職員は、0年0月とします。

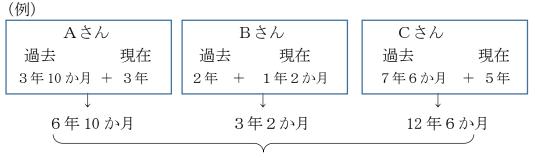
### <期間計算の例>平成28年4月1日現在

事例	経験年数	内 訳
1 27年4月1日採用	1年1か月	27/ 4/ 1→28/ 3/31=1年 28/ 4/ 1=1日→1か月
2 27年4月2日採用	1年	27/4/2→28/4/1=1年
3 27年4月20日採用	1年	27/ 4/20→28/ 3/19=11 かり 28/ 3/20→28/ 4/ 1=10 日→1 か月
4 28年3月31日採用	1 か月	28/ 3/31→28/ 4/ 1= 2 日→1 か月
5 他の社会福祉施設に27年 4月20日から6月1日まで 勤務し、7月1日から現施 設に勤務している場合	現施設:10か月 前 歴:2か月	現職: 27/ 7/ 1→28/ 3/31= 9 か月 28/ 4/ 1= 1 日→1 か月 前職: 27/ 4/20→28/ 5/19= 1 か月 27/ 5/20→27/ 6/ 1=13 日→1 か月
<ul> <li>6 他の社会福祉施設に27年 4月20日から6月1日まで 勤務し、6月2日から現施 設に勤務している場合</li> <li>7 28年4月1日採用</li> </ul>	現施設:10か月 前 歴:2か月 <b>0か月</b>	現職: 27/6/2→28/4/1=10か月 前職: 27/4/20→27/5/19=1か月 27/5/20→27/6/1=13日→1か 月
		28/4/1=1日→0か月 ※このパターンのみ例外

### エ 平均勤続年数の算出方法

平均勤続年数とは、職員全員の勤続年数を合算し、それを職員の人数で割った職員一人あたりの年数です。職員一人あたりの平均勤続年数の算定にあたり、6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切捨てとします。

この平均勤続年数によって、加算率が決まります。



21 年 18 か月÷ 3 人= 7 年 6 か月 → 6 か月以上の端数は 1 年 →施設・事業所の平均勤続年数は 8 年

#### (3)賃金改善要件分の算出

### ア 加算率の確認

賃金改善要件(II 2 (1)参照)を満たす施設・事業所は、(1)で算出した平均勤続年数に応じた加算率 (3~4%)が適用されます。

### イ 加算率の経過措置(保育所・認定こども園(2・3号認定))

平成26年度に「保育士等処遇改善臨時特例事業」による補助を受けた保育所のうち、当該事業の加算率が3%未満であった施設については、平成26年度と同じ加算率を適用できる経過措置を設けます。

その場合、賃金改善要件分の加算率のうち、賃金改善として職員に支払いをする加算見込額の上限を以下の率で積算した金額にすることができます。

ただし、平成 26 年度と比較して平均勤続年数が同様又は下回る施設に限ります。

なお、経過措置を適用する場合、職員処遇改善費(市)賃金改善上乗せ分は 適用できません。

### (例) 平成26年度、27年度ともに平均勤続年数が4年の場合

平成 26 年度 →民改費 (8%) +処遇改善事業分 (1%) = 9% 平成 27 年度 →基礎分 (6%) +賃金改善要件分 (3%) = 9% 経過措置適用→基礎分 (8%) (6%+2%)

+賃金改善要件分 (1% (3%-1%=2%))

※キャリアパス要件分が非適用の場合は、基礎分が8%になり、賃金 改善要件分が0%になります。

【図表7】保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表

	26 年度の l続年数	②職員 1 平均勤	③賃金改善要件分	
7 年以上	8 年未満	7年以上 4年以上 2年未満	8 年未満 6 年未満	2%
5 年以上	6 年未満	4 年以上 2 年未満	6 年未満	2%
		5 年以上	6 年未満	2%
/ 左い L	F 左 土 洪	4 年以上	5 年未満	1%
4 年以上	5 年未満	1 年以上	2 年未満	2%
		1 年未満		1%
1 年以上	2 年未満	2 年未満		2%
1 年土港		1 年以上	2 年未満	2%
1年未満		1年未満		1%

### ウ 加算額の経過措置(幼稚園・認定こども園)

基準年度の前年度以前に私学助成等を受けていた幼稚園又は認定こども園については、公定価格と私学助成等の収入額との比較により賃金改善として職員に支払いをする加算見込額が変わる経過措置が検討されています。国の検討が決まり次第、神奈川県とも調整の上、詳細をお知らせします。

### 2 賃金改善計画の策定

1加算率の算定

2賃金改善計画の策定

3賃金改善実績の確認

### (1)賃金改善要件

賃金改善を実施し、賃金改善要件の適用を受ける施設・事業所は『賃金改善計画 (第3号様式の1)』を策定し、職員に周知した上で市に提出します。

計画策定にあたっては、『賃金改善計画書における加算見込額積算表』で算出した「加算見込額」(Ⅱ2(2)ア、イ参照)以上の賃金改善見込額を積算し、それに基づく改善を行うことが必要です。

給与の改善方法や改善額及び改善を行う職員の範囲は、施設・事業所の実情に応じて決定します。

#### ア 賃金改善の対象範囲

施設・事業所に勤務する職員で、職種を問わず非常勤職員も対象です。

人材派遣職員についても、趣旨を説明のうえ、派遣元と相談していただき、 賃金改善の対象とすることは可能です。

ただし、経営に携わる法人の役員は、この助成額を使っての賃金改善は対象外です。

#### イ 賃金改善の要件

次にあげる要件をすべて満たさなければなりません。

- (ア) 基準年度(ウ参照)の賃金水準(※)に対して、定期昇給とは別に賃金等の改善が図られていること
- (イ) 各施設・事業所において賃金改善に要する見込みである賃金改善見込額(当 該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む)が加算見込額以上 であること

※ 賃金改善する前の金額(年額)や給与表の総額のことをいいます。 賃金改善の起点となる賃金は、人事院勧告等に基づき国が通知する公 定価格における人件費の改定があった場合には、その改定状況(改定率) を踏まえた水準となります。

### 【参考】平成 26 年度人事院勧告による保育士等給与の改定率

所長 約 459 万円→約 466 万円(+1.5%) 主任保育士 約 423 万円→約 430 万円(+1.7%) 保育士 約 356 万円→約 363 万円(+2.0%) 調理員等 約 292 万円→約 299 万円(+2.3%)

※賃金改善の基準となる賃金水準や人事院勧告については別途資料を お配りします。

### ウ 賃金改善の基準年度

イの基準年度は次のいずれかの年度です。

- (ア) 子ども・子育て支援法による確認の効力が発生する年度の前年度
- (イ) 平成27年3月31日以前において既に保育所・認定こども園(保育所部分) として運営していた施設については平成24年改定状況を踏まえた水準

新規開所の施設・事業所は、(ア)があてはまります。例えば、平成 28 年度に新規開所した施設・事業所は、平成 27 年度が基準年度となります。(平成 27 年度中に開所した施設は平成 26 年度が基準年度となります。)

賃金改善については、基準年度の賃金水準と比較した場合の改善分を言います。 基準年度に同じ法人内で保育所等を運営している場合は、同じ法人内の施設・事業所の基準年度の給与表等と比較します。

平成 28 年度からの新規施設・事業所で、基準年度の賃金水準を比較できる施設・事業所がない場合は、賃金改善要件分の加算がされなかった場合の給与表等を想定していただき、その想定した給与表等を平成 28 年度に賃金改善要件分を含めた給与表等と比較します。

賃金改善については、賃金改善を行う給与項目を定め、その項目での対比となります。

ただし、①手当等により賃金改善を実施する場合、特段の事情なく基本給を切り下げること、②基本給により賃金改善を実施する場合に、業績連動ではないその他の手当等を引き下げること、③手当の新設により賃金改善を実施し、一方で別の手当を廃止すること、は賃金改善と認められません。

### エ 賃金改善を行う給与項目と改善内容

『賃金改善計画書(第3号様式の1)』には、賃金改善を行う項目や賃金改善の方法を具体的に記載します。

改善の実施内容によっては、給与規程の変更や、社会福祉法人等の場合は理事 会での承認が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

改善の例:基本給のベースアップ、給料表の改定、手当の増額・新設、賞与の 増、一時金の支給など

賃金改善の内容は、各施設・事業所で決定します。全職員に対し同一の賃金改善とすることも可能ですし、職位、経験年数、能力評価等に応じた賃金改善とすることも可能です。

ただし、賃金改善の基準は明らかにしてください。

### オ 賃金改善計画の職員への周知

施設・事業所は職員に対して、賃金改善計画を周知しなければなりません。全職員に説明をした後、『賃金改善確認書(第3号様式の3)』により、賃金改善の対象者から署名をもらい、写しを取った上で原本を市に提出します。

※実績報告の際は、賃金改善の対象者から再度、署名をもらうことになります ので、写しは必ず保管してください。

### (2) 賃金改善を行う場合の加算見込額の算定

賃金改善要件を満たすためには、I(2)で算出した加算率により計算した「加算見込額」以上の賃金改善計画を策定する必要があります。

#### ア 加算見込額の算定

加算見込額は、各月初日に利用することが見込まれる1日当たりの平均利用の子どもの数(広域利用の子ども数を含む)に、処遇改善等加算の各項目の単価の合計額を乗じ、さらに、当該年度の施設・事業所に適用される②②'賃金改善要件分と④市独自助成を足した加算率を乗じた額に12か月をかけて得た額の1,000円未満を切り捨てた金額です。

算式は、「当該年度における各月初日の利用子ども数の見込みをもとに算出した平均利用子ども数」×「処遇改善等加算の単価の合計額」×「②処遇改善等加算(公)賃金改善要件分に係る加算率(%)+④職員処遇改善費分(市)賃金改善要件上乗せ分に係る加算率(%)」×「12月※」で算出します(年齢区分ごとに算出した額を合算し、1,000円未満は切り捨て)。

※賃金改善実施期間が12か月に満たないときは、子ども・子育て支援法による確認を受けた時から直近の3月までの月数とします。

加算見込額は、市HPに掲載されている『賃金改善計画書における加算見込額 積算表』で得た額とし、この額以上の賃金改善見込額を設定した賃金改善計画を 策定してください。

#### イ 賃金改善見込額

賃金改善見込額は、アで算定した加算見込額以上になるように『賃金改善計画書(第3号様式の1)』を策定します。

『賃金改善計画書(第3号様式の1)』の作成段階における職員の賃金水準や、事業の規模等を勘案し、各事業者において見込む賃金改善の金額を推計してください。なお、実際の賃金改善額については実績報告の段階で確認することとしており、計画の策定時点において当該見込額の積算内訳を求めることはありませんが、実現可能性のある金額を設定してください。

### ウ 施設・事業者間の配分について

同一法人内が運営する子ども・子育て支援法に基づく施設型給付及び地域型 保育給付の対象である施設・事業所は施設・事業所間配分ができます。ただし、 処遇改善等加算の対象ではない施設・事業所の職員の処遇改善に配分することは できません。

なお、配分を行うことができる額は②処遇改善等加算(公)の賃金改善要件分(3~4%)のみであり、①処遇改善等加算(公)の基礎分(2~12%)と④職員処遇改善費(市)(1~5%)は当該施設・事業所の処遇改善にのみ使えるものとします。

この配分を行うには『賃金改善計画書(内訳表)(第2号様式の2)』『賃金改善実績報告書(内訳表)(第4号様式の2)』の記入が必要です。賃金改善計画は配分調整後の額で策定します。

#### (3)賃金改善計画書の提出

『賃金改善計画書(第3号様式の1)』は、市に提出します。時期は別途お知らせします。

#### <提出書類>

- ・処遇改善等加算等についての届出書
- ・処遇改善等加算等についての届出書(第2号様式)
- ・賃金改善計画書(第3号様式の1)
- ・賃金改善計画書(内訳表)(第3号様式の2)※配分する場合のみ
- ・賃金改善確認書(第3号様式の3)
- ・キャリアパス要件届出書(第4号様式)

### (4) キャリアパス要件

#### ア キャリアパスについて

キャリアパスとは、「職業上の道筋」のことです。キャリアパスを構築するこ とで、職員は、組織における自分に求められる役割や目標を認識することができ ます。

職員が長く働く環境を整えるため、経験年数や職位に合わせた施設・事業所 の特色に応じたキャリアパスを構築することが大切です。

キャリアパスを構築することで継続性のある質の高い保育・教育を実施する ことができます。

### イ キャリアパス要件について

『賃金改善計画書(第3号様式の1)』に併せ、『キャリアパス届出書(第4 号様式)』を提出します。キャリアパス要件が非該当の場合も必ず提出が必要で

キャリアパス要件が適用されない場合は、賃金改善要件の加算率(3~4%) から1%減算されます。

キャリアパス要件は、次の①②の要件を満たす場合が対象です。

- ①職員の勤務条件や就労要件、賃金に関すること 次の a~c 全ての要件を満たす必要があります。

  - a 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件を定めている。
  - b 職位、職責又は職務内容に応じた賃金体系について定めている。
  - c 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての職員に周知して いる。
- ②職員の資質向上のための取組み(研修の実施や職員の能力評価のしくみ) 次の d~f すべての要件を満たす必要があります。
- d 職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標の策定
- e dの目標を実現するための具体的な取組内容の策定
  - (ア) 資質向上のための計画の策定と、それに沿った研修機会の提供又は 技術指導等を実施するとともに、職員の能力評価を行う(計画書提出)
  - (4) 資格取得のための支援の実施(研修のためのシフトの調整、受講料の 援助等)
- f d、eをすべての職員に周知すること

< 資質向上のための目標策定について>

保育所保育指針や幼稚園教育要領に基づき、施設・事業所の果たすべき役割をきちんと認識したうえで、各施設・事業所の特色、重視していること(強み)、これから伸ばしていきたいところといった視点で、職員と意見交換を行って目標を策定してください。

目標の設定にあたっては、施設・事業所の「全体目標」、「初任者向け」「中堅向け」「主任・ベテラン向け」「指導職員・管理職層向け」等、それぞれ経験年数や職位、階層ごとに、それぞれに求められる役割を考えたうえで、目標を具体的に設定してください。

すでに、資質向上の目標がある場合も、この機会に職員との意見交換を行い、 再度共有を図ってください。

<目標を達成するための具体的な取組内容>

目標を達成するための具体的な取組は、目標に対応するよう、それぞれ経験年数や職位、階層ごとに具体的に設定してください。

保育所保育指針及び保育所保育指針解説書並びに幼稚園教育要領及び幼稚園教育要領解説で求められる職員の資質や能力の習得及び向上のために必要な研修や取組を実施してください。

また、市役所や区役所で行う研修、国や各種団体が行う研修への参加機会を提供してください。さらに、研修実施や参加だけでなく、業務を通じた研修(OJT)をどのように行うかといった視点を盛り込んだ研修計画であることが望ましいと考えます。

※個人で実施している家庭的保育事業等であっても、キャリアパス要件、就業規則、賃金体系、補助員等の給与規程の整備や研修計画の策定・実施等ができていれば、適用になります。

### ウ キャリアパス要件届出書の添付書類

- ・就業規則等の勤務条件等が定められていることが分かるもの
- ・給与表や昇給・昇格等について記された賃金体系等が分かるもの
- ・職員の資質向上のための取組を確認するための資料等 例えば、『キャリアパス要件届出書(第4号様式)』の②e アに関して、当 該年度の研修の目標と研修計画、能力評価の仕組みがわかるものがあれば提 出してください。

### 【参考】

<就業規則について>

常時10人以上の労働者を使用する場合は、必ず就業規則を定める必要があります。就業規則には「1 必ず記載しなければならない事項」と、「2 各事業所でルールを定める場合には記載しなければならない事項」の2つがあります。 ※キャリアパス要件を満たすためには、10人未満でも就業規則を定める必要があります。

※キャリアパス要件届出書の勤務条件等とは、「1 必ず記載しなければならない事項」のア、ウのことを指します。また、賃金体系とは、「1 必ず記載しなければならない事項」のイのことを指します。

- 1 必ず記載しなければならない事項
  - ア 労働時間関係

始業・終業時刻、休憩時間、休日、休暇、就業時転換

イ 賃金関係

賃金の決定、計算、支払いの方法、締日・支払いの方法、支払い時期

ウ退職関係

退職に関する事項(解雇の理由を含みます。)

2 各事業所でルールを定める場合に記載しなければならない事項

ア 退職手当関係

才 職業訓練関係

イ 臨時の賃金・最低賃金関係

カ 災害補償・業務外の疾病扶助関係

ウ 費用負担関係

キ 表彰・制裁関係

工 安全衛生関係

クーその他

### 3 賃金改善実績の確認

1加算率の算定

2賃金改善計画の策定

3 賃金改善実績の確認

#### (1)賃金改善実績の報告

策定した賃金改善計画に基づき、賃金改善を実施します。その実績を『賃金改善 実績報告書(第6号様式の1)』にて市に報告します。 『賃金改善実績報告書(第6号様式の1)』には、

- ① 加算実績額
- ② 賃金改善実施期間
- ③ 賃金改善に要した費用の総額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含みます)
- ④ 加算実績額と賃金改善に要した費用の差額(=残額)と次年度以降の残額の使途
- ⑤ 支払った給与項目と実施した賃金改善の具体的な方法
  - 対象職員人数
  - 賃金改善を実施した人数
  - ・職員に支給した賃金総額
  - ・職員一人当たりの賃金月額

などを記載します。

### (2) 賃金改善実績確認のための加算実績額の算出

加算実績額は、実際に利用した子どもの人数等加算実績に基づくものです。『賃金改善実績報告書(第6号様式の1)』は、加算実績額で作成します。1,000円未満切り捨てのため実際にお支払いした加算総額とは異なります。

※正確な加算実績額の算出方法については別途通知します。

#### (3) 賃金改善に要した額の総額

実際に賃金改善を行った部分の人件費等(法定福利費等含む)の増分を計算してください。

例えば、ベースアップした場合はベースアップ分のみ、期末手当を増やした場合は増やした部分のみ、手当の増額の場合が増額した部分のみにかかる人件費等の総額を計算します。

法定福利費等には、法定福利費(健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料等)における、本事業による賃金上昇分に応じた事業主負担増加額や法人事業税における本事業による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値額増加分を含みます。

また、法定福利費等の計算にあたっては、翌月以降払いのものもあるため、合理的な方法に基づく概算によることができます。合理的な方法とは、例えば、当該制度に職員が加入しているかどうか、賃金改善の時期及び方法を勘案した上で、賃金改善所要額に各制度の保険料率を乗じる方法等が考えられます。

なお、任意加入とされている制度に係る増加分(退職手当共済制度等における掛金等)は法定福利費等の事業主負担分には含みません。

### (4) 差額

賃金改善の実施に要した費用が、加算実績額に満たず、残額が生じている場合は、 その全額を一時金等により、翌年度の賃金改善に充ててください。なお、その実施 がなされていない場合は、翌々年度の市の職員処遇改善費賃金改善要件上乗せ分の 加算は適用されません。

※(1)④の記載方法については、一部国に確認しており、詳細が判明次第、別 途通知します。

### (5)賃金改善実績報告書の提出

『賃金改善実績報告書(第6号様式の1)』は、年度終了後すみやかに市に提出 します。

### <提出書類>

- 賃金改善実績についての届出書(第5号様式)
- ・賃金改善確認書(第3号様式の3)
- ・賃金改善実績報告書(第6号様式の1)
- ・賃金改善実績報告書(内訳表)(第6号様式の2)※配分した場合のみ
- ・職員賃金改善一覧表(第7号様式)

#### 4 その他

#### (1) 必要書類の保管

処遇改善等加算及び職員処遇改善費の支給を受けた施設・事業所は、賃金改善 に係る収支を明らかにした帳簿を備え、賃金改善の増加額や実施したことが分かる 証拠書類を整理し、それらを実績報告後5年間保管してください。

#### ※ 保存する書類の例

- ・職員の賃金台帳
- ・ベースアップの場合、給与規程等の改正等
- 手当の新設の場合、給与規程等
- ・一時金やボーナス等も決定した際の通知や給与規程等
- ・理事会等で賃金改善の内容等を決定した際の議事録等

### (2) 疑義が生じた場合の調査

加算による賃金改善の実施が適正か判断する必要があるときは、代表者に対して事業の遂行の状況に関する報告や証拠書類の提出を求め、調査をすることがあります。

#### (3) 支給中止等

事実と異なる内容で請求等を行った場合や4(2)の調査で疑義が生じた場合、本加算に反した経費に使用した場合は、是正のために指導を行うことがあります。また、処遇改善等加算及び職員処遇改善費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

### 皿 スケジュール

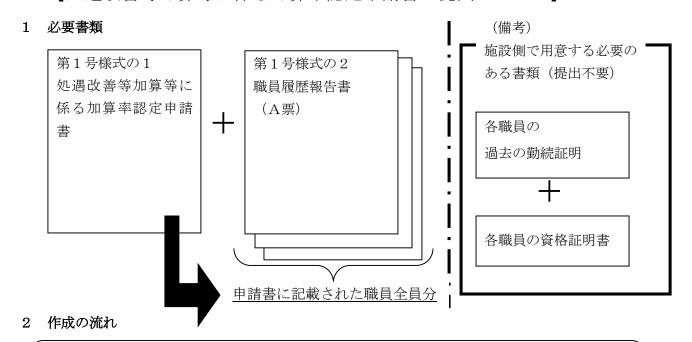
スケジュールは後日別途お知らせいたします。

なお、平均勤続年数に応じた加算率で、4月からの支払いが始まるため、賃金改善とキャリアパス要件を実施されるかどうかを申請していただきます。そのため、加算率算定に関する書類である『処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書(第1号様式の1)』及び『職員履歴報告書(A票)(第1号様式の2)』は3月下旬から4月上旬にご提出いただく予定です。市の審査によって、後日、遡って加算率の修正をしていただくことがあります。

提出期限については別途お知らせいたしますが、採用が決まっている職員の勤務 履歴の確認や資料収集等は随時進めていただきますようお願いいたします。

特に、採用が決まっている職員の『職員履歴報告書 (A 票)』は現時点でご記入いただけるかと思いますので、ご準備をお願いいたします。

### 【処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書の提出について】



平均勤続年数積算対象職員の確認 (4月1日時点で「1日6時間以上かつ月20日以上勤務している職員」が対象となります。)

※月120時間以上働いていても、1日6時間未満や月20日未満の勤務の方は対象外です。



平均勤続年数積算対象職員の、過去の勤務履歴を確認

(この際に、過去勤務していた施設が積算可能であるかどうか、各施設でご確認ください。)

(Ⅱ1(2)図表5参照)



各職員の過去勤務していた施設の勤続証明を提出してもらう(**※市への提出は不要です。**) (勤続証明がないものについては、過去の勤務履歴に積算することは出来ません。)



提出された勤続証明の情報を元に、職員履歴報告書(A票)を作成する

(記入例参照)



A票の内容を申請書に転記し、処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書を作成する

(記入例参照)

### Ⅳ 様式の記入について

### 1 書類作成における全体の注意点

- (1) すべての提出様式等の右上に
  - ① 市町村名(区名も記入すること)
  - ② 施設·事業所種別
  - ③ 施設·事業所番号
  - ④ 施設·事業所住所
  - ⑤ 施設·事業所名称
  - ⑥ 設置者住所
  - ⑦ 設置者名
  - ⑧ 代表者職氏名

を必ず記入すること。

※印が必要な様式は押印すること。

- (2) 代表者職氏名は、給付の請求者と同様とし、印鑑も同じものを利用すること。
- (3) 提出様式が複数頁になる場合は、「施設・事業所所在区名」、「施設・事業所番号」、「施設・事業所名称」を、それぞれのページの右上に記入すること。

### |2 平成27年度処遇改善等加算に係る加算率認定申請書(第1号様式の1)

- (1) 常勤と常勤以外で1日6時間以上、月20日以上勤務する職員全員の氏名、性別、生年月日、職種、現施設・事業所の勤務開始日、勤続年数(現在と過去の合計)のすべて記入すること。
- (2) Aに対象職員(記載した職員)の合計人数を記入すること。
- (3) Bに全職員の合計勤続年月数を記入すること。
- (4) Cに職員一人あたりの平均勤続年数を記入すること(6月以上を1年とし6月以下は切り捨て)。
- (5)「①平均勤続年数」に、Cの平均勤続年数をもとに基礎分の値を記入すること。
- (6)「②賃金改善要件分の値」の適否に、賃金改善を実施する場合は「適」、実施しない場合は「否」を記入すること。
- (7)「②賃金改善要件分の値」に「適」を記入している場合、「③キャリアパス要件」が適用 されるときは「適」、適用されない場合は「否」を記入すること。
  - 「②賃金改善要件分の値」に、「③キャリアパス要件」が「適」の場合は賃金改善要件分の加算率をそのまま記入すること。また、「③キャリアパス要件」が「否」であれば、賃金改善要件分の加算率から1%減算した値を記入すること。

(8)「④横浜市職員処遇改善費の値」に市の職員処遇改善費賃金改善要件上乗せ分を活用して賃金改善を実施する場合は「適」、実施しない場合は「否」を記入すること。「適」と記入する場合、「④横浜市職員処遇改善費の値」にCの平均勤続年数をもとに加算率の値を記入すること。

ただし、「②賃金改善要件分」と「③キャリアパス要件」の両方又はいずれかを「否」とする場合並びに経過措置に該当する場合は0%と記入すること。

※ただし、平成27年度は全施設、新規開所施設・事業所の初年度は、賃金改善要件を 満たせば、キャリアパス要件の適否に関わらず、適用できる。

(9)「⑤保育所における経過措置を適用させる場合」に経過措置(P. 12 Ⅱ 1 (3) イ参照) に該当し、経過措置の適用を受ける場合のみ、「平成 26 年度の平均勤続年数」及び「前年度賃金改善要件分の値」に記入すること。

### 3 職員履歴報告書(A票)(第1号様式の2)

- (1) 申請書に記入した職員一人ひとりの情報を記入すること。
- (2) その他の施設の勤務履歴について、施設名称、所在地、施設種別、職種、勤務期間等それぞれ記入すること。
- (3) 常勤と常勤以外で1日6時間以上、月20日以上勤務する職員のみが対象となる。(過去の勤務履歴も同様)
  - ※勤務期間等は必ず日にちまで記入すること。

### 4 賃金改善計画書(第3号様式の1)

「(1)賃金改善について」と「(2)保育士、幼稚園教諭、保育教諭に係る賃金改善について」を必ず記入すること。

保育士、幼稚園教諭、保育教諭以外の職員に対する賃金改善を実施する場合は、「(3)(2) 以外の職員に係る賃金改善について」にも記入すること。

#### (1)賃金改善について

① 「加算見込額」

『賃金改善計画書における加算見込額積算表』により、処遇改善等加算(公)と職員処遇改善費(市)の加算見込額をそれぞれ計算し、「処遇改善等加算【国】」⑦と「職員処遇改善費【市】」①に、それぞれ 1,000 円未満切り捨てした額を記入し、その合計額を、「加算見込額」⑦+①に記入すること。

ただし、同一法人が運営する施設・事業所間で加算見込額の配分を行う場合は、『賃金改善計画書(内訳表)(第3号様式の2)』を作成し、配分調整後の加算見込額(B)の1,000円未満切り捨てした額を「処遇改善等加算【国】」記入すること。

### ② 「賃金改善見込総額」

賃金改善見込総額は、実際に個人に対して賃金を改善する際に要する費用の総額を記入すること。なお、総額には法定福利費等の事業主負担金増加額を含むこと。

上記①の「**加算見込額」以上の賃金改善**が見込まれた計画を作成することが支給の要件となるため、注意すること。

### ③ 「賃金改善実施期間」

実際に賃金改善を行う期間を記入すること。(原則4月1日から翌年3月31日までの12か月を記入すること。)

年度途中で開所した施設・事業所は、開所日(原則月初日)から直近の3月31日までを記入すること。

④ 「前年度処遇改善等加算等加算実績額繰越金」

前年度からの繰越金を記入すること。加算見込額の中には「前年度処遇改善等加算等 加算実績額繰越金」を含めないこと。

- (2)保育士、幼稚園教諭、保育教諭に係る賃金改善について(家庭的保育事業と小規模保育 事業C型における家庭的保育者を含む)
  - ① 「賃金改善見込額」
    - (2) に該当する職員に対する賃金改善に要する見込みの額を記入すること。
  - ② 「賃金改善を行う給与項目」

実際に増額や新設などにより、賃金改善を実施する項目にレ点を付けること。手当を 新設する場合は()にその名称を記入すること。「その他」の場合は()に具体的な 改善項目を記入すること。

③ 「賃金改善内容」

賃金改善を行う時期、給与項目と方法、額、一人当たりの平均賃金改善額を具体的に 記入すること。

(例)

- ・基本給を4月から給与表を改定し、一人平均〇〇円改善するとともに、〇〇手当として一人平均〇〇円を勤務の評価により〇年〇月から〇月に支給する予定。
- 一時金として〇年〇月に、一人平均〇〇円を支給する予定。
- •期末手当〇、〇月分を〇〇月分に増額し、一人あたり平均〇,〇〇〇円増額する予定。

### (3)(2)以外の職員に係る賃金改善について

(2)以外の職員(事務職員、調理員や栄養士、保育・教育に従事する資格・免許を有しない者など)の賃金改善を実施する場合については、「(2)保育士、幼稚園教諭、保育教諭に係る賃金改善について(家庭的保育事業と小規模保育事業C型における家庭的保育者を含む)」の例により記入すること。

### 5 賃金善計画書(内訳表)(第3号様式の2)

- (1)施設・事業所間で配分を行う場合は、『積算表』で算出した施設・事業所ごとの「算出による加算見込額(A)(1,000円未満切り捨て)」及び「配分調整後の加算見込額(B)」を記入し、『賃金改善計画書』とともに提出すること。
- (2)『賃金改善計画書(第3号様式の1)』における(1)「①加算見込額」⑦の「処遇改善等加算【国】」には、『賃金改善計画書(内訳表)』の「配分調整後の加算見込額(B)」を1,000円未満切り捨てた額を記入し、当該施設に係る職員処遇改善費【市】分(1,000円未満切り捨て)との合計額を加算見込額とすること。
- (3) この額を上回る賃金改善計画を策定すること。
  - ※「差額(A)-(B)」の値の合計が、0になることを確認すること。
  - ※「算出による加算見込額(A)」は1,000円未満切り捨てとなる。
  - ※配分に関することは P.16 Ⅱ2 (2) ウ参照

### 6 賃金改善確認書(第3号様式の3)

法人の代表者は、『賃金改善計画書(第3号様式の1)』で計画した内容について、保育所に勤務するすべての職員に対し周知をし、『賃金改善確認書(第3号様式の3)』に、賃金改善の対象となる職員から署名を受けるものとする。署名後は、写しを取り、原本を市に提出するものとする。

賃金改善後は、賃金改善をした職員から、写しの右の実績報告時署名に署名を受け、実績報告とともに提出するものとする。

### (1) 雇用形態

「常勤」「非常勤」「派遣(常勤)」「派遣(非常勤)」のうち、いずれかを記入すること。

### (2) 職種

「保育士」「幼稚園教諭」「保育教諭」「事務職員」「調理員」「保健師」「看護師」「准看護師」「栄養士・栄養教諭」「その他」のうち、いずれかを記入すること。

#### (3)確認日

ア 計画時

賃金改善の対象となる職員に対しての賃金改善計画の内容を説明後、「実施計画時」に 署名を受けた日を「確認日」として記入すること。

#### イ 実績報告時

賃金改善の対象となる職員に対する賃金改善計画期間中の賃金改善を実施した最終日 以降で、実施した各職員の確認の署名を受けた日を「確認日」として記入すること。

### (4) 氏名(自署)

#### ア 計画時

施設・事業所に勤務する全職員に周知をした後、賃金改善の対象となる職員から、「実施計画時」に自署により氏名の記入を受けること。

#### イ 実績報告時

賃金改善期間中の最終の賃金改善実施後、賃金改善を実施した職員から、アの写しの「実績報告時」に自署により氏名の記入を受けること。

#### (5) 施設名・代表者名

#### ア 計画時

賃金改善計画の説明を行い、賃金改善の対象となる職員全員からの署名による確認後、 最終確認日を記入し、施設名、賃金改善計画を策定した代表者(責任者)の記名押印を すること。

### イ 実績報告時

賃金改善を実施した職員全員からの署名による確認後、賃金改善実績報告書を作成した代表者(責任者)の記名押印をすること。

※代表者(責任者)は、原則的に給付費等の請求者と同様とする。

#### ◆「賃金改善確認書」提出の流れ

<計画時の流れ>

- ① 賃金改善計画を説明し、「実施計画時」(左側網掛け部分)に対象となる職員の署名を受ける。
- ② 対象職員全員の確認後、施設名と代表者(責任者)の氏名を記入し、押印する。
- ③ 写しをとる。
- ④ 施設・事業所は写しを保管、原本を賃金改善計画書に添付して市に提出する。

### <実績報告時の流れ>

- ⑤ 賃金改善実施後、④で保管した写しの「実績報告時」(右側)に、賃金改善を実施した 職員全員の署名受ける。(年度途中退職等の職員については、当該職員の賃金改善最終日 に確認の署名を受けること)
- ⑥ 賃金改善実施職員全員の確認後、施設名と代表者(責任者)の氏名を記入し、押印する。
- ⑦ 写しをとる。
- ⑧ 施設・事業所は写しを保管、原本(左側の署名は写し)を賃金改善実績報告書に添付して市に提出する。

### 7 キャリアパス要件届出書(第4号様式)

※キャリアパス要件届出書は、賃金改善を実施する場合は、キャリアパス要件の適否に関わらず提出すること。

### (1) ① キャリアパス要件 職員の勤務条件、就労要件等

①のa, b, cについて、各施設・事業所の整備状況について確認し、全てに該当する場合は「該当」にレ点を、いずれか1つでも該当しない場合は、「非該当」にレ点をつけること。

### (2) ② 資質向上のための目標と取組

②の d, e について、目標を設定し、目標を実現するための具体的な取組を設定し、 資格取得のための取組をしている場合は、「該当」にレ点を、どちらか 1 つでも該当しな い場合は、「非該当」にレ点をつけること。

d「職員との意見交換を踏まえた資質向上のための具体的な目標」については、各施設・ 事業所の目指すべき姿(保育理念や教育理念、方針)を記入し、それを実現させるための 資質の向上のための具体的な目標を設定すること。

目標の設定にあたっては、施設・事業所の全体目標、「初任者向け」「中堅向け」「主任・ベテラン向け」「指導職員・管理職層向け」等、それぞれ経験年数や職位、階層ごとに、それぞれに求められる役割を考えたうえで、目標を具体的に設定し、記入すること。

e「dの実現のための具体的な取組内容」については、「全体」「初任者向け」「中堅向け」「主任・ベテラン向け」「指導職員・管理職層向け」と設定した目標ごとの具体的な取組を記入すること。

具体的な取組は、研修の実施や参加、業務を通した支援指導(OJT)、他施設や地域 子育て支援事業との交流、能力評価の考え方などを記入すること。

### |8 賃金改善実績報告書(第6号様式の1)

#### (1)賃金改善実績

### ① 「加算実績額」

「積算表」により、処遇改善等加算(公)と職員処遇改善費(市)の加算実績額をそれぞれ計算し、「処遇改善等加算【国】」⑦と「職員処遇改善費【市】」①に、それぞれ1,000円未満切り捨てした額を記入し、その合計額を、「加算実績額」⑦+①に記入すること。

#### ② 「賃金改善実施期間」

『賃金改善計画書』に記載した期間を記入すること。

### ③ 「賃金改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を含む)」

賃金改善による増額分として実際に改善に要した費用の総額で法定福利費等の事業 主負担増加額を含む額とすること。

- ・1,000 円未満の端数は切り捨てること。
- ・法定福利費等の事業主負担増加額の計算にあたっては、各施設・事業所の賃金改善方法に応じた適切な方法により算出すること。なお、『職員賃金改善一覧表(第7号様式)』を添付すること。

「(再掲) 法定福利費等の事業主負担増加額 (e)」は円単位記入すること (職員賃金改善一覧表の①の合計額を転記)。

### ④ 「加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額①-③」

- (1) ①の「加算実績額」(1,000 円未満切り捨て)から(1) ③の「賃金改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を含む)」(1,000 円未満切り捨て)を 差し引いた額を記入すること。
  - ※(1) ④の記載方法については、一部国に確認しており、詳細が判明次第、別途通知します。

### (2) 保育士、幼稚園教諭、保育教諭に係る賃金改善実績(家庭的保育事業と小規模保育事業 C型における家庭的保育者を含む)

### ア 常勤職員

### 「常勤職員」の定義

一 常勤専従

施設・事業所が定めた所定労働時間のすべてを勤務し、施設内の他の職種及び併設施設等の他の職務に従事しない者

#### 二 常勤兼務

施設・事業所が定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務し、施設内の複数の職務に従事する者又は併設施設等にも従事する者

#### ① 「対象職員」

賃金改善の対象になった常勤職員について、賃金改善実施期間(原則 12 か月)における延べ人数(人月)を記入すること。

※延べ人数(人月)の考え方(以下③、④、⑤も同様)

賃金改善計画期間中に、賃金改善対象職員が勤務した月数を掛けること。 たとえば、賃金改善期間が1年間の場合で、

1人の職員が1年間勤務した場合は、1人 × 12月

半年間勤務の場合は、1人 × 6月 とする。

なお、勤務日が1月に満たない場合は、切り上げとする。

【例:15日間の場合は、切り上げて1月】

### ② 「賃金改善を実施した職員」

上記①の「対象職員」のうち賃金改善を実施した職員について、賃金改善実施期間(原則 12 か月)における延べ人数(人月)を記入すること。

### ③ 「対象職員(常勤換算数)」

賃金改善の対象になった常勤職員の常勤換算数について、賃金改善実施期間(原則12か月)における延べ人数(人月)を記入すること。

### ④ 「賃金改善を実施した職員(常勤換算数)」

上記③の「対象職員(常勤換算数)」のうち賃金改善を実施した職員の常勤換算数について、賃金改善実施期間(原則12か月)における延べ人数(人月)を記入すること。

### ◆常勤換算について

### 【換算数】

常勤専従以外の者について、施設の所定労働時間すべてに従事した職員1人を「1.0人」とした場合の勤務時間人数をいう。

### 【換算数の計算】

ア÷イとする。

ア:職員の1か月の勤務延時間数

イ:施設が定めている1週間の勤務時間(所定労働時間)×4(週)

※ 換算数の算出には残業時間は含めないこと

ア÷イで得た数値の少数点第2位を四捨五入し、少数点以下第1位まで算出する。 得られた数値が0. 1に満たない場合は[0, 1]と記入すること。

※ 常勤専従は換算数の算出の必要はないこと。

### ⑤ 「支給した賃金総額」

上記③の「対象職員(常勤換算数)」に対して賃金改善実施期間(原則 12 か月)に支給した賃金総額(円単位)を記入すること。賃金総額には賞与や残業代も含むこと。

### ⑥ 「職員一人当たりの賃金月額」

⑤「支給した賃金総額」の額を③「対象職員(常勤換算数)」の人数で除した額(一円 未満切り捨て)を記入すること。

### ⑦ 「賃金改善に要した費用の総額」

対象職員((2)ア②)に対して、賃金改善に要した費用で、法定福利費等の事業主負担増加額を除いた額(円単位)を記入すること。

### ⑧ 「賃金改善の方法」

改善した給与の項目にレ点を付けること。その他は()に具体的に記入すること。 賃金改善の具体的な方法については、できるだけ具体的に記入すること。 (例)

基本給のベースアップで月額〇〇円支給し、〇年〇月に一時金として〇〇円を支給なお、(2)の①「対象職員」と②「賃金改善を実施した職員」に差が生じている場合は、賃金改善を実施した者の選定方法(例:勤続年数により選定など)や具体的な賃金改善方法について、詳細に記入すること。

(例)

勤続年数〇年以上の職員を対象に賃金改善を実施した。

勤続年数〇年以上の職員にベースアップで月額〇〇円支給した。

勤続年数○年までの職員にベースアップで月額○○円支給した。

### ⑨ 「一人当たりの賃金改善月額(一円未満切り捨て)」

⑦「賃金改善に要した費用の総額」の額を③「対象職員(常勤換算数)」の人数で除 した額(一円未満切り捨て)を記入すること。

#### イ 非常勤職員

### 「非常勤職員」の定義

常勤以外の職員

アの例により記載すること。常勤換算の方法も同様とする。

#### (3)(2)の対象職員以外の職員に係る賃金改善実績

(2) アの例により記入すること。また、ア常勤職員、イ非常勤職員と分けて記載すること。

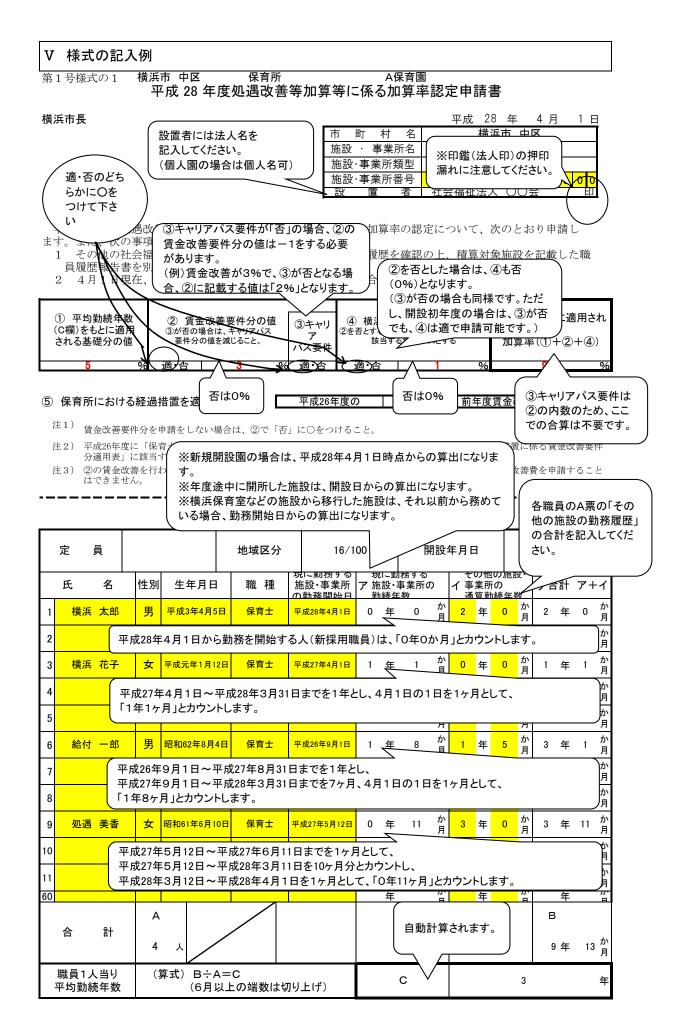
なお、対象職員については、それぞれの職種ごとの人数も再掲すること。

### 9 賃金改善実績報告書(内訳表)(第6号様式の2)

- (1)施設・事業所間で配分を行う場合は、「算出による加算実績額(1,000円未満切り捨て)」 及び「配分調整後の加算実績額」を記入し、『賃金改善実績報告書(第6号様式の1)』に 添付して提出すること。
- (2) 『賃金改善実績報告書(第6号様式の1)』における(1)「賃金改善実績額」「①加算実績額」「処遇改善等加算【国】」⑦には、『賃金改善実績報告書(内訳表)(第6号様式の2)』の「配分調整後の加算実績額(B)」を1,000円未満切り捨てた額を記入し、当該施設に係る職員処遇改善費(市)分(1,000円未満切り捨て)との合計額を加算実績額とすること。
  - %「差額(A) (B)」の値の合計が<math>0になることを確認すること。
  - ※算出による加算実績額(A)は1,000円未満切り捨てとなる。
  - ※配分に関することは説明資料 P.16 Ⅱ2 (2) ウを参照

### 10 職員賃金改善一覧表(第7号様式)

- (1) 雇用形態は「常勤」「非常勤」「派遣(常勤)」「派遣(非常勤)」のうちいずれかを 記入すること。
- (2)職種は「保育士」「幼稚園教諭」「保育教諭」「家庭的保育者」「事務職員」「調理員」「保 健師」「看護師」「准看護師」「栄養士・栄養教諭」「その他」の中から選択すること。
- (3)個々の「賃金改善に要した費用」と「法定福利費等事業主負担増加額」を記入すること。 なお、個々で算出することが不可能な場合には、合計に合計のみの記入でも可とする。
- (4)「支給した賃金総額」は、個々の賃金改善を実施した期間に支給した総額とすること。
- ※⑦は『賃金改善実績報告書(第6号様式の1)』の(2)(3)各号⑦の(a)(b)(c)(d)を合計した値と一致すること。
- ※①は『賃金改善実績報告書(第6号様式の1)』の(1)③下段(e)の法定福利費等の事業 主負担増加額と一致すること。



第1号様式の2 横浜A保育園 NO 職員履歴報告書 (A票) 記入不要です。 秘 ※NO欄は記入しないでください 【現在の勤務施設・状況】 現に勤 ヨコハマ タロウ (フリカ・ナ) 施設名 横浜A保育園 務する 横浜 太郎 性別 男)• 女 施設へ 氏 名 \* 平成 28 年 4 月 1 日 開始日 職 種 保育士 牛年月日 T. S(H.) 3 年 4 月 5 日 1. 職種欄は、「園長・施設長」、「副園長・教頭」、「保育教諭」、「教諭」、「保育上」、「保育従事者(無資格)」、「栄養上」、「調理員」、 「保健師·助産師·看護師」、「事務職員」、「家庭的保育者」、「家庭的保育補 「子育て支援員」、「その他の職員」の中から 2. 申請書の職種欄と同じ職種であること。 【現在の勤務施設・状況】の内容は、 申請書に記載する内容と同じに 資格の種類 取得年月日 月日 なる必要があります。 保育士資格 · H 25 年 3 月 31 日 月 日 箵 表 (記入の相違にご注意ください) 彰 年 月 日 資格取得年月日は、日付まで詳細に 楣  $\mathbf{S} \boldsymbol{\cdot} \mathbf{H}$ 年 月 日 記入してください。取得日がわからない その他の 場合は、免許証に記載されている取得  $S \cdot H$ 年 月 日 施設の勤 年月日を記入してください。 横浜市内の施設は、区まで記入 務履歴へ ※ 国や市の表彰者 してください。 あります。 (市外の施設については、可能 【その他の施設の勤務履歴】※1:積算対象の施設における勤務歴のみ記入 な範囲で詳細に記入してくださ ※3:直近のものから順番に遡って記入 ※4:休職から復帰の場合は、休職取得前 ※5: 常勤で働いていた施設・事業所又は1日6時間以上、月20日以上勤務していた 加克文 7 施設名称 横浜B保育園 所在地 横浜市〇区 権園、保育所、認定こども園 ②小規模保育、家庭的保育事業 ③学校、専修学校 ④児童福祉施設 施設種別 (1) 高齢福祉施設 ⑥障害福祉施設 ⑦横浜保育室、認可外保育所等 ⑧病院、診療所 ⑨その他( 勤務期間 S·H 25 年 4 月 1 日 ~ S·H 27 年 3 月 「その他の施設」についての記入とな りますので、現在勤めている施設(A 保育園)は記入不要です。 勤務期間は日付まで詳細に記入してくださ B保育園から記入を開始してください。 園 ②小規模保育、家庭 施設(⑦横浜保育室、認 なお、上記の場合、4月1日~3月31日を1 年として、B保育園の勤続年数は2年0か月 勤務期間  $S \cdot H$ 職 種 となります。 平均勤続年が算定可能なのは、「1日6時間以上かつ月20日以上で勤務していた施設・事業所」となります。 現在の施設(A保育園)で常勤職員だったとしても、(B保育園)で上記の条件を満たせない場合は対象外 となりますので、記載不要です。ご注意ください。 ※「現在勤務する施設」でも「その他の施設」でも、算定可能条件は同じとなります。 「現に勤務する施設」に勤務を開始した日が「平成26年4月1日」からだったとしても、「1日6時間以上月 20日以上」で勤務を開始した日が「平成27年4月1日」からだった場合、【現在の勤務施設・状況】の勤務開 始日は「平成27年4月1日」となります。 ※病院・診療所・老人介護保健施設が記入可能なのは、**看護師のみ**です。調理員・栄養士・保育士等の職 員は対象外となりますので、ご注意ください。 (※有料老人ホームは、すべての職種において対象外の施設となります。) ※認可外保育所については、**認可外保育所の指導監督基準を満たす旨の証明**が発行されている施設・期 間のみとなります。証明が発行されていない施設・期間(平成17年3月以前は不可)は対象外となりますの で、勤務履歴に記入する前に各施設が対象なのかどうか、ご確認ください。(P9参照) ※株式会社や法人の本部に勤務している期間は、算定対象外です。  $\exists$ 

# 処遇改善等加算等についての届出書(平成 年度)

	平成	年	月	
施設・事業所区名	横浜巾			区
施設・事業種別				
施設・事業所番号				
施設・事業所住所				
施設・事業所名称				
設置者住所				
設置者名				
代表者職氏名				E
担当者	_			
書類についての連絡 先電話番号				

別添のとおり、保育・教育に従事する職員の処遇改善計画書その他必要な書類を添えて届け出ます。

チェックを入れてください
(添付資料) □ 匹遇改善 音加算等についての届出書
□ 賃金改善 計画書における加算見込額積算表 □ 第3号 表式の1 (賃金改善計画書)
□第3号様式の2(賃金改善計画書(内訳表))※配分する場合のみ□第3号様式の3(賃金改善確認書)
□ 第4号様式(キャリアパス要件届出書) □ 幹証資料
□ と要な書類がすべて入っていることを確認しました。 □ 記入漏れはありません。

								- 万义	一	/ 1	Н
				市町村名	Ż		横	浜市		区	
				施設・	事業種	5月					
				施設・事							
				施設・事	事業所	住所					
				施設・事	事業所	行名称					
				設置者信	主所						
				設置者名	Ż	_					
				代表者耶							印
	下記に	ついて、全ての職		た上で、	提出	してい	ること	・を証明	いたし	ます。	
		女善について		77211 ((	жщ		<i>a c c</i>	. С ни.	, , , , , , ,	~ / 6	
1		見込額		Ø+0						F	円
	(再掲)	処遇改善等加算【国】(	1,000円未満は切り捨て	Ø		4 000	\Ш. <del>‡</del>	:# LTL	比公士	円	
		職員処遇改善費【市】(	1,000円未満は切り。	1		1,000	川木	両切り	/捨て	円	
2	賃金	改善見入絵類		a+b						円	
3		4月1日から3月3	31日ま	平成	年	月	日	~ 平原	年 年	月	目
4	57	での期間を記入	領繰越金							円	
(2)	保 (※		に係る賃 で で で				含む)				
1	賃金	改善見込額		a						円	
	賃金	改善を行う給与項	目	□基本給						``	
2		する項目にレ点を付 具体的名称を記載		□手当 (□手当 (□ □賞与 (□その他	一時会	金・その	の他(			) )	
	賃金	改善内容		痔期:	平成	Ç		年		月	7
	(留意点	ī)	2 - Ale 3		~∓	龙成		年		月	
	一人学 限り		いても可能な質は見込かつ	一人当7	こり の	)平均貨	重金改善	<b>季額:</b>	•••••	円	
(3)	全体き前	くり具体的に記載		詳細:							
	ずし		エフ 訳 こ (み化)	e. a. r							
				<b>[</b>							
	( 2 )		7 任 A 74 辛 1-								
(3)		以外の職員に係る 改善見込額	う真金改善につい								
1		7	i H	b □基本給	ì					円	
2		改善を行う給与項 する項目にレ点を付		口手当(	(	<u>۸</u> . ラ -	D/W (			)	
	いては、	具体的名称を記載	ッここ。 ナヨ寺にて すること。)	○ □賞与 ( □その他	(一時 <u>3</u> [(	<b>む・</b> てり	ツ他(			) )	
	賃余			诗期:	平成	ζ		年		月	
	\ HI / L	より具体的に記述			~∓	☑成		年		月	
	一人当 限り記		て し は 見込か つ	一人当7	こり σ	)平均貨	重金改善	<b>季額:</b>	•••••	円	
		るため、実際の個々	も含み税引 人の手取り額とは必	詳細:							
	-g :しも―	一致しない。						••••••			
				<b>\</b>				••••••			

賃金改善計画書(平成 年度)

# 賃金改善計画書(内訳表)(平成年度)

市町村名	横浜市	区
施設・事業種別		
施設・事業所番号		
施設・事業所住所		
施設・事業所名称		
設置者住所		
設置者名		
代表者職氏名		

番号	都道府県名	市区町村名	施設・事業所名	算出による 加算見込額(A) ※1,000円未満切り 捨て	配分調整後の 加算見込額(B)	差額(A-B) (注5)
				国(注1)	国 (注2・4)	
1	1,000	円未満切り	捨て			
2						
3						
4						<b></b>
		(式2-1① 国 <b>V</b> -回药				プラス
LX-	<b>当守</b> 加昇[	国】に同額	で記入			マイナス
7						が記載され ます。
8						
9						
10						
11						
12						
			合計額	H	H	
注 1 ·	当初の加算り	見込額				
		の加算見込額		合計金額	は一致します。	0になります

注3:合計金額が合致していることを確認

注4:様式3-1(1)①⑦処遇改善等加算【国】に(1,000円未満切り捨てして) 転記

注5:差額の合計が0であることを確認

### 賃金改善確認書 (平成 年度)

	市町村名	横浜市	区
	施設・事業種別		
	施設・事業所番号		
エーックナスカーブノギナリ	施設・事業所住所		
チェックを入れてください。	施設・事業所名称		
	設置者住所		
	設置者名		
$I_{-}$	代表者職氏名		
□ 賃金改善計画書	(別添)に基づ	□ 賃金改善計画書(別添)	に基づき、

□ 賃金改善計画書(別添)に基づ さ、賃金改善が行われることの説明を 受けました。 □ 賃金改善計画書(別添)に基づき、 賃金改善が行われたことを確認いたしま

		受ける	ました	- -0			した。						
Ţ	施設長や園	確	認	目		実施計画時 氏 名(自署)	硝	全 認	目		実 氏	績報告日名(自 <sup>5</sup>	寺 署)
1	長で保育士	平成	年	月	日		平成	年	月	日			
2	資格を持って	平成	年	月	日		平成	年	月	日			
3	いる人は「保 - 育士」、持っ	平成	年	月	日		平成	年	月	B			
4	ていない人	平成	年	月	日		平成	年	月	目			
5	は「その他」 となります。	平成	年	月	日		平成	年	月	目			
6	「雇用形態」	平成	年	月	日		平成	年	月	日			
7	には「常勤」	平成	年	月	日		平成	年	月	目			
8	- か「非常勤」 - 「派遣(常	平成	年	月	日		平成	年	月	目			
9	勤)」「派遣	平成	年	月	日		平成	年	月	目			
10	- (非常勤)」を - 選択してくだ	平成	年	月	日		平成	年	月	目			
11	さい。	平成	年	月	日		平成	年	月	目			
12	「職種」には	平成	年	月	日		平成	年	月	目			
13	「保育士」「幼 稚園教諭」	平成	年	月	日		平成	年	月	目			
14	「保育教諭」	平成	年	月	日		平成	年	月	日			
15	「事務職員」 「調理員」「保	平成	年	月	日		平成	年	月	目			
16	健師」「看護	平成	年	M	日		平成	年	月	日			
17	師」「准看護 師」「栄養士・	平成	年	月	A		平成	年	月	目			
18	栄養教諭」	平成	年	月日	付	に注意してください。	平成	年	月	目			
19	「その他」を 選択してくだ	平成	年	月			平成	年	月	目			
20	さい。	平成	年	月	日		平成	年	月	目			
		施設名				平成 年 月 日 	施設/ 代表			平月	戊 4	手 丿	I F

※注 代表者は策定した「賃金改善計画」について、施設・事業所に勤務する全ての職員に対し周知をした 後、賃金改善の対象となる職員から、上記「実施計画時」欄に自署で署名を受けること。

※注 署名後、写しをとり保管すること。計画書提出時には原本を送付すること。

※注 実績書報告時には計画時で保管していた「実施計画時欄に自署で署名が書かれた写し」の「実績報告時」欄に自署で署名を受けること。

※注 代表者は賃金改善実施後、賃金改善を実施した職員から、写しの上記「実績報告時」欄に自署で署名を受け、「賃金改善実績報告書(第6号様式の1)」に添付し提出すること。

## キャリアパス要件届出書(平成 年度)

	平成	年	月	F
市町村名	横浜市		区	7
施設・事業種別				
施設・事業所番号				
施設・事業所住所				
施設・事業所名称				7
設置者住所				
設置者名				
代表者職氏名				F

下記について、すべての職員に対し、周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。 キャリアパスに関する要件について

	177	
次	:の内容について、当てはまるものに○をつけること。太枠内(該当・非該当)に I	<b>ン点を入れること。</b>
(	(①及び②に該当していれば本要件を満たす。)	
1	次の a から c までのすべての要件を満 ①のa~cをすべて満たし	
	a 職員の職位、職責又は職務内容等にていれば、「該当」にレ点っている。	
	b 職位、職責又は職務内容等に応じずを、満たしていなければ	□ 非該当
	c 就業規則等の明確な根拠規定を書面 「非該当」にレ点を記入。 。	

※①aの勤務条件とは、始業・終業時刻、休憩時間、休日、休暇、退職、就業時転換のことをいう。 ※①bの賃金体系とは賃金の決定・計算・支払いの方法、締日・支払いの時期、昇給等のことをいう ※①cの就業規則は労働契約就業規則に準じる。

※②eアについては、記入に変えて各施設・事業所で定めた年間の研修計画及び研修参加計画を添付することでも可。

#### < 資質向上のための目標策定について>

保育所保育指針や幼稚園教育要領に基づき、施設・事業所の果たすべき役割をきちんと認識した うえで、各施設・事業所の特色、重視していること(強み)、これから伸ばしていきたいところと いった視点で、職員と意見交換を行って目標を策定してください。

すでに、資質向上の目標がある場合も、この機会に職員との意見交換を行い、再度共有を図ってください。

#### <具体的な取組内容>

保育所保育指針及び保育所保育指針解説書並びに幼稚園教育要領及び幼稚園教育要領解説で求められる職員の資質や能力の習得及び向上のために必要な研修を実施してください。

また、市役所や区役所で行う研修、国や各種団体が行う研修への参加機会を提供してください。 さらに、研修実施や参加だけでなく、業務を通じた研修(0JT)をどのように行うかといった視点 を盛り込んだ研修計画であることが望ましいと考えます。

②次の d 及	びeの要件を満たす。 □ 該ョ □非該当	横浜市	i 区 事業所番号 施設	・事業所名
目指すべ き姿(保 育理念・ 教育理 念)	保育理念・教育理念を記入してください		②のd、eをすべて満たしていれば、 「該当」にレ点を、満たしていなければ「非該当」にレ点を記入。	
	d		e T	7
職員との意	気見交換を踏まえた資質向上のための具体的な目標を 策定していること	※研修実施	Oための具体的な取り組み内容を計画している 面・参加、業務を通した指導(O J T)、他施 子育て支援事業との交流等を記載すること。	
全体	資質向上のための具体的な目	全体	②dの目標達成のための具	
初任者向け	標を「全体」「初任者向け」「中 堅向け」「主任・ベテラン向け」 「指導職員・管理職層向け」の	初任者向 け	体的な取り組み内容を「全体」「初任者向け」「中堅向	具体的に記載してくださ
中堅向け	5つの面から個別具体的に目標を記入してください。	中堅向け	<ul><li>け」「主任・ベテラン向け」「指導職員・管理職層向け」の5</li><li>つの面から個別具体的に記</li></ul>	
主任・ベ テラン向 け		主任・ベ テラン向 け	入してください。	
指導職 員・管理 職層向け		指導職 員・管理 職層向け		

#### 賃金改善実績についての届出書(平成 年度) 成 年 日 月 施設・事業所区名 横浜市 区 施設·事業種別 施設・事業所番号 施設·事業所住所 施設・事業所名称 設置者住所 設置者名 代表者職氏名 印 担当者

書類についての連 絡先電話番号

別添のとおり、保育・教育に従事する職員の処遇改善実績報告書その他必要な書類を添えて届け出ます。

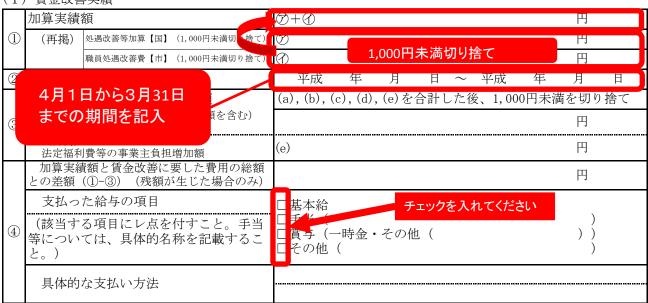
	チェックを入れてください		
(添付資料)			
□ 第3号様式の □ 第6号様式の □ 第6号様式の □ 第7号様式	情についての届出書 03(賃金改善確認書) 01(賃金改善実績報告 02(賃金改善実績報告 (職員賃金改善一覧表)		※配分した場合のみ
□幹証資料			
要な書類する。	けべてが入っていること s n ませ!	を確認しました	-0

## 賃金改善実績報告書(平成 年度)

	平成	年	月	E
市町村名	横浜市			区
施設・事業種別				
施設・事業所番号	7			
施設・事業所住所	Ī			
施設・事業所名称				
設置者住所				
設置者名				
代表者職氏名				F

下記について、相違ないことを証明いたします。

(1) 賃金改善実績

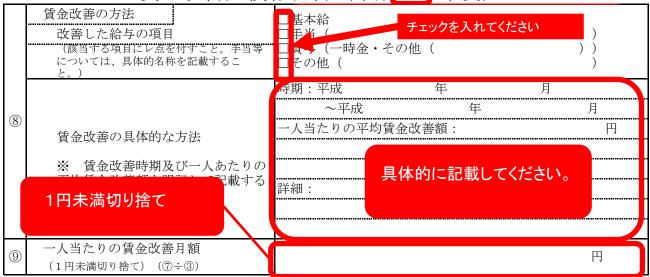


(2) 保育士、幼稚園教諭、保育教諭に係る賃金改善実績 (※家庭的保育事業、小規模保育事業 C型の家庭的保育者を含む)

#### ア 営勤職員

_	11 3/14/54		
1	対象職員 ((1)の②の期間における延べ人数(人月))		人
2	賃金改善を実施した職員 ((1)の②の期間における延べ人数(人月))		人
3	対象職員(常勤換算数) ((1)の②の期間における延べ人数(人月))		人
4	賃金改善を実施した職員(常勤換算数) ((1)の②の期間における延べ人数(人月))		人
(5)	支給した賃金総額(賞与等及び残業代含む) ((1)の②の期間における総額)		円
6	職員一人当たりの賃金月額 (一円未満切り捨て) (⑤÷③)		円
7	賃金改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を除く) ((1)の②の期間における総額)	(a)	Ħ

## 賃金改善実績報告書(平成 年度)



#### イ 非常勤職員

1	<b>介币</b>		
(1)	対象職員		人
1)	((1)の②の期間における延べ人数(人月))		八
2	賃金改善を実施した職員		人
<b>3</b> )	((1)の②の期間における延べ人数(人月))		Λ
3	対象職員 (常勤換算数)		人
0	((1)の②の期間における延べ人数(人月))		/\
<b>(</b> 4 <b>)</b>	賃金改善を実施した職員(常勤換算数)		人
	((1)の②の期間における延べ人数(人月))		
(5)	支給した賃金総額(賞与等及び残業代含む)		円
_	((1)の②の期間における総額)		
6	職員一人当たりの賃金月額		円
	(一円未満切り捨て) (⑤÷③)		
(7)	賃金改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を除く)	(b)	円
	((1)の②の期間における総額)		
	賃金改善の方法	□基本給 チェックを入れてください	
	改善した給与の項目	□ FYS (	)
	(該当する項目にレ点を付すこと。手当等 については、具体的名称を記載するこ	□ <b>□ 手</b> (一時金・その他 ( )	)
	と。)	□その他(	)
		有期:平成 年 月	
		~平成 年	月
8	任人北美の日仕始か七沖	一人当たりの平均賃金改善額:	円
	賃金改善の具体的な方法		
	※ 賃金改善時期及び一人あたりの	具体的に記載してください。	
	載する	詳細:	
	1円未満切り捨て		
	一人当たりの賃金改善月額		$\overline{}$
9	(一円未満切り捨て) (⑦÷③)		円
$\overline{}$	*** ** ** **		- 1

# 賃金改善実績報告書 (平成 年度) (3) (2) 以外の職員に係る賃金改善実績

ア 常勤職員

1)	一致していることを確認してく	田が記載されます。 7号様式」に書かれている人数が	Д Д Д Д Д
2	賃金改善を実施した職員 ((1)の②の期間における延べ人数(人月)) (再掲) 事務職員 調理員 保健師 看護師 准看護師 栄養士・栄養教諭 その他		Д Д Д Д Д
3	対象職員(常勤換算数) ((1)の②の期間における延べ人数(人月)) 賃金改善を実施した職員(常勤換算数)		人
4	((1)の②の期間における延べ人数(人月))		人
5	支給した賃金総額(賞与等及び残業代含む) ((1)の②の期間における総額)		円
6	職員一人当たりの賃金月額 (一円未満切り捨て)(⑤÷③)		円
7	賃金改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を除く) ((1)の②の期間における総額)	(c)	Ħ
	賃金改善の方法 改善した給与の項目 (該当する項目にレ点を付すこと。手当等 については、具体的名称を記載するこ と。)	□ 基本給 □ 手 ½ ½ □ 賞写 (一時金・その他 ( □ その他 (	) ) )
		時期:平成   年   月     ~平成   年	月
8	賃金改善の具体的な方法	一人当たりの平均賃金改善額:	円
	※ 賃金改善時期及び一人あたりの は載する	具体的に記載してください。	
	1円未満切り捨て	詳細:	
9	一人当たりの賃金改善月額 (一円未満切り捨て) (⑦÷③)		円

## 賃金改善実績報告書(平成

#### イ 非常勤職員

	対象職員		Į.
	((1)の②の期間における延べ人数(人月))		<i>/</i> \
	(再揭) 事務職員		人
	「第7号様式」は第「6号様式	の1」に対応していま	人
(1)			人
	す!		人
	■第7号様式にこの人数の詳網	Hが記載されます。 <mark></mark>	人
	必ず「第6号様式の1」と「第7	7.早样ポリニ書かれてい	<u>/</u>
	る人数が一致していることを	確認してください!	人
	 (冉珞)		
	調理員		
2	保健師		人
	看護師		人
	准看護師		人
	栄養士・栄養教諭		人
	その他		Λ
(3)	対象職員 (常勤換算数)		人
9	((1)の②の期間における延べ人数(人月))		八
<b>(4)</b>	賃金改善を実施した職員(常勤換算数)	<b>A</b>	人
Ŧ	((1)の②の期間における延べ人数(人月))		人
(5)	支給した賃金総額(賞与等及び残業代含む)		円
0	((1)の②の期間における総額)		1.1
<u>(6)</u>	職員一人当たりの賃金月額		円
•	(一円未満切り捨て) (⑤÷③)		1.1
	賃金改善に要した費用の総額	(d)	
7	(法定福利費等の事業主負担増加額を除く) ((1)の②の期間における総額)		Ħ
	賃金改善の方法	□基本給	
	改善した給与の項目	□ <sup>金平和</sup> チェックを入れてください	)
	(該当する項目にレ点を付すこと。手当等	□賞字(一時金・その他(	) )
	については、具体的名称を記載するこ と。)	□ <mark>その他(</mark>	)
	۷. )	時期:平成 年 月	
8		~平成 年	<u>Д</u>
	賃金改善の具体的な方法	一人当たりの平均賃金改善額:	円
	※ 賃金改善時期及び一人あたりの 記載する	具体的に記載してください。	
	1円未満切り捨て	詳細:	
	11 12(1)(1) 91 71日 C		
	一人当たりの賃金改善月額		
9	<b>1年間の延べ人数</b> を書いてくださ	z[/ i	円
_	①対象職員	• •	
	②賃金改善を実施した職員		
	③対象職員(常勤換算数)		
	④ 賃金改善を実施した職員(常勤	<b>场</b> 質 数 \	
	(予員並以普を美施した戦員(吊動 (多支給した賃金総額(賞与等及び)		
		*7200 /	
	⑥職員一人当たりの賃金月額		

## 賃金改善実績報告書(内訳表)(平成 年度)

市町村名	横浜市	区
施設・事業種別		
施設・事業所番号		
施設・事業所住所		
施設・事業所名称		
設置者住所		
設置者名		
代表者職氏名		戶

0になります

						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
番号		市区町村名 円 <b>未満切り</b>	施設・事業所名	算出による 加算実績額(A) ※1,000円未満切り 捨て 国(注1)	配分調整後の 加算実績額(B) 国(注2・4)	差額(A-B) (注 5)
1						}
2						プラス
3						マイナス
4						が記載され ます。
5						
		t2-1①0 ]】に同額を				P P
8						P
9						P
10						P
11						P
12						P
			合計額		-	
注1:	加算実績額		•			
注2:	配分調整後の	の加算実績額		合計金額	は一致します。	

注5:差額の合計が0であることを確認

注3:合計金額が合致していることを確認

注4:様式6-1(1)①の処遇改善等加算【国】に(1,000円未満切り捨てして)転記

職員賃金改善一覧表(平成

		平成	年	月	E
市町村名	傾浜巾			区	
施設・事業種別					
施設・事業所番号					
施設・事業所住所					
施設・事業所名称					
設置者住所					
設置者名					
代表者職氏名					印

				1/32/11/10/11		
	下記につ	いて、相違な	いことを証明いたし	ます。		
	雇用形態	職種	賃金改善に要した 費用の総額	法定福利費等の 事業主負担増加額	計	支給した賃金総額 (第2号様式-1 ( <u>1)②の期間における総額</u> )
1						
2	施設長·	や園長で				
3	保育士					年収を記入し
4		る人は				てください。
5		:」、持っ ・人は「そ				
6	_	なります。				
7						
8						
9		態」にはて				
10	「吊動」   「派遣(常	非常勤」				
11		作常勤)」				
12		てくださ				
13	い。	Ī				
14	i 「職種」i	こは「保				
15	1	力稚園教				
16	諭」「保育					
17	┃╹冢烶旳 ┃「事務職	保育者」				
18	▋ 理員」「仮					
19	「看護師	」「准看				
20	護師」「第					
21	宋養教記   他」を選	俞」「その 択してく				
22	ださい。	1/(0 ( ( )				
23						
24						
25						
	合	計	⑦ 円	② 円	円	ூ →

本資料には、賃金改善に要した額の積算資料を添付すること。 法定福利費等の事業主負担増加額を個々に算出することが不可能な場合、合計欄にまとめて記入することも可。 ⑦の合計は、第6号様式の1(2)(3)各号⑦(a),(b),(c),(d)の合計と一致すること。 ①の合計は、第6号様式の1(1)③の下段(e)の法定福利費等の事業主負担増加額と一致すること。

「第3号様式の3」で書かれた職員が「第7号様式」に記載されます。 相違がないか必ず確認してください!!

また、「第7号様式」は第「6号様式の1」に対応しています! 第6号様式の1には、職種別の人数を記載していただきます。必ず 「第6号様式の1」と「第7号様式」に書かれている人数が一致します。

	雇用形態	職種	賃金改善に要した 費用の総額	法定福利費等の 事業主負担増加額	計	支給した賃金総額 (第2号様式-1 (1)②の期間における総額)
1	常勤	保育士	000			
2	常勤	保育士	000	# C F # + # + # + # + # + # + # + # + # + #	01(1)	
3	常勤	保育士	000	第6号様式(	) I (a)	
4	常勤	保育士	000	J		
5	非常勤	保育士				
6	非常勤	保育士		Att 0 12 44 - 15 a		
7	非常勤	保育士		第6号様式の	)1(b)	
8	非常勤	保育士				
9	常勤	事務職員	000			
10	常勤	調理員	000			
11	常勤	保健師	000	W-0-14-1-0		
12	常勤	看護師	000	第6号様式の	)1(c)	
13	常勤	准看護師	000			
14	派遣(常 勤)	その他	000			
15	非常勤	宋養士·宋 養教諭	***			
16	派遣(非 常勤)	その他	<b>**</b>	Mr. o. 17 144 - 15 o		
17	非常勤	調理員	<b>**</b>	第6号様式の	)1(d)	
18	非常勤	准看護師	<b>**</b>			
19						
20						
21						
22		第6	6号様式の1	第6号様式の1	第6号様式	
23			⑦の(a)(b)(c)(d)	(1)③の(e)の金 類と同じ	(1)③ <b>の金</b> 額	領と同
24		の合	計金額と同じ	額と同じ	Л	
25					/	
	合	計	⑦ <u>円</u>	<b>①</b> 円	円	Ø F.

本資料には、賃金改善に要した額の積算資料を添付すること。 法定福利費等の事業主負担増加額を個々に算出することが不可能な場合、合計欄にまとめて記入することも可。 ⑦の合計は、第6号様式の1(2)(3)各号⑦(a),(b),(c),(d)の合計と一致すること。 ①の合計は、第6号様式の1(1)③の下段(e)の法定福利費等の事業主負担増加額と一致すること。

#### Ⅵ 処遇改善 FAQ

Νο	区分	質問	回答
1	平均勤続年数		勤務していた期間や、契約上の所定労働時間など、提出先で勤続年数を算定することが出来るかどうか判断できる証明をお願いします。また、当該職員の雇入時に発行した雇用契約書や雇入通知書でも構いません。ひな形は定めていません。
2	平均勤続年数	無資格で働きながら保育士(あるいは幼稚園教諭等)の資格(免許) を取得した場合、無資格で保育に従事していた期間は勤務履歴として 認められるのか。	資格の有無は関係ありません。過去に対象施設・事業所で常勤、あるいは常勤以外の場合1日6時間以上かつ月20日以上勤務していた場合には、勤務期間を算定対象とします。
3	平均勤続年数		保育士の資格はないが、保育の業務を行っている職員は、「保育従事者」と記載します。 平成27年度の平均勤続年数算定方法においては、資格を有しない職員が保育に従事する場合でも、勤続年数にO.8を乗じる必要はなく、そのまま算定します。
4		法人内の施設・事業所間で職員の異動があった場合は、前の職場名の 在職証明を作成する必要があるか。	法人が勤務開始日等を証明できるようであれば、改めて在職証明を作成する必要は ありません。
5	平均勤続年数 の算定	勤務歴からの継続と考えてよいか。	幼稚園の勤務歴履歴も合算してよいことになっているので、前身の幼稚園での勤務歴がある職員は継続として取扱い、0月にはなりません。なお、新採用職員の場合は4月1日現在では勤務歴0月と取り扱います。
6	平均勤続年数	横浜保育室から認可保育所や小規模保育事業に移行した場合、職員履 歴報告書(A票)(第1号様式の2)には、過去の勤務履歴をまとめ て記載してよいか。	まとめて記載して構いません。
7	平均勤続年数 の算定	日ごとの勤務日が不定期の常勤以外の職員を平均勤続年数の算定対象にする場合、1日6時間以上かつ月20日以上の勤務というのは、実績見込みで判断してよいか。	4月1日現在で判断するので、1日6時間以上かつ月20日以上の勤務を実際にするかは 見込みで判断することになります。 なお判断の根拠資料として、雇用契約書の写しやシフト表等、勤務日数等が確認できるものを保管してください。
8		家族が職員として働いている場合、雇用契約は必須ではないと思われるが、経験年数の算定の対象としてもよいか。	職員が家人であっても、給与が支払われていれば勤続年数の算定の対象になります。 確認は、給与明細や確定申告控え(青色、白色専従者申告など)など実際に給与が 支払われたことが確認できる書面と、ローテーションやシフト表など勤務状況が確 認定さる書面によることを原則とします。
9	平均勤続年数の質定		その取扱いは変更になりました。 平均勤続年数算定の対象となる職員の範囲は、施設・事業所に勤務する全ての常勤 職員(職種の限定はありません)です。常勤以外の職員も1日6時間以上かつ月2 0日以上の勤務であれば算定対象となります。

#### VI 処遇改善 FAQ

Νο	区分	質問	回 答
10	処遇改善計画 書の作成	職員によって、賃金改善額が異なっても構わないのか。常勤職員の賃 金改善額は同額又は同水準でなければならないのか。	賃金改善の内容は、各施設・事業所で決定します。全職員に対し同一の賃金改善とすることも可能ですし、職位、経験年数、能力評価等に応じた賃金改善とすることも可能です。 ただし、賃金改善の基準は明らかにしてください。
11	処遇改善計画 書の作成	処遇改善等加算を新たな職員を雇用する費用 (新たな職員の給与の全部) に充当することは可能か。	処遇改善等加算の賃金改善要件分は、すべて職員の賃金改善(法定福利費等の事業 主負担増加額を含む)に充てることになっており、新たに職員を雇用するための経 費に充当することはできません。また、基礎分についても、定期昇給等に充てることを基本とします。
12	処遇改善計画 書の作成	基準年度以降、新規に雇用した職員の賃金改善額はどのように考えたらよいか。	基準年度に同程度の経験や能力等を有する職員を雇用した場合の賃金水準と比較してください。その額を超える部分が賃金改善額となります。
	処遇改善計画 書の作成	じか。	新規に開所した場合の基準年度は、開所の前年度になります。基準となる給与水準は、同一法人の施設・事業所等や、処遇改善等加算を受けない場合に当初想定していた給与水準になります。 賃金改善額については、賃金のうち本事業により充当する部分を明確にすることとしてください。方法については、就業規則等に明記する、雇用契約書に記載する等が考えられます。
14			計画策定時の加算見込額はあくまで見込であるため、実績報告時に実際に賃金改善に要した費用で確定額を報告してください。賃金改善計画書の差替えは必要ありませんが、職員に対し、十分な説明が必要であると考えます。
	処遇改善計画 書の作成	国の処遇改善等加算の賃金改善要件分(3~4%)は活用するが、市の職員処遇改善費(1~5%)までは必要と考えていない場合は、どうすればよいか。	「加算率認定申請書」(第1号様式の1)の「④横浜市職員処遇改善費の値」に 「否・0%」と記載ください。 その上で、市の職員処遇改善費を除いた加算率で加算見込み額を算定し、賃金改善計画を作成してください。
16	加算見込額の 算定	一時保育で年間登録で登園している児童は、加算見込額の算出時の利 用児童数に含んでもよいか。	加算見込額の算出に用いる利用児童数は、支給認定を受けた児童で、1号認定児童については利用契約を結んだ児童、2・3号認定については区福祉保健センターにより利用決定がされている児童のみとなり、一時保育の利用児童は含まれません。
17	キャリアパス		キャリアパス要件、就業規則、賃金体系、補助員等の給与規程の整備や研修計画の 策定・実施等ができていれば、適用になります。
18	キャリアパス	「資格取得支援」とは、どのような資格を指すのか。	施設・事業所における業務に関連する資格です。
19	キャリアパス		キャリアパス要件に合致しない施設・事業所については、経過措置適用後の賃金改善要件分からキャリアパス要件の区分の値 (1%) を減じることになります。

#### Ⅵ 処遇改善 FAQ

Νo	区分	質問	回答
		延長保育事業や一時預かり事業等に従事する職員は賃金改善の対象になるのか。	賃金改善の対象となる職員の範囲は、その職種や職位に関わらず、経営に携わる法人の役員を除く施設・事業所に勤務する職員です。
			経営に携わる法人の役員(理事長・理事)である職員については、役員報酬の有無にかかわらず、また、施設長給与あるいは職員給与の有無にかかわらず、本事業による賃金改善の対象外となります。 意図的に、一時的に役員を辞めるなどの対応は認められません。なお、評議員である職員については、対象となります。
		「経営に携わる」というのは、具体的にどのような役割を担う者、または役職なのか。(「経営に携わる」の定義はどのようなものか。)例えば、施設長が法人の理事になっている者は、経営に携わることになるのか。	『社会福祉法人の認可について(通知)(児企第33号平成12年12月1日)』では、『第3 法人の組織運営(6)「勤務実態に即して支給する」こととされている役員報酬については、 <b>当該法人の人事労務、財務、運営等の職務を分業するなど経営管理に携わる</b> 役員はその対象となるものであり、それらの役員に対しては必ずしも一般職員と同様な勤務体制を求めるものではないこと。』とされており、『人事労務、財務、運営等の経営に携わる法人の役員(理事及び監事)である職員』は、賃金改善の対象外です。職員の給与やベースアップ等は理事会が決定すると思いますが、そのような決定権を持つ事を『経営に携わる』としています。
		個人立である保育所や幼稚園の代表が施設長や園長である場合は、本事業の対象となるのか。	賃金改善の対象となります。 ただし、例えば、施設長が個人立の保育所の代表である場合、施設長は、当該保育所の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わることができる立場であるため、『加算は、保育・教育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図るため』という本事業の趣旨を十分ご理解ください。もし、賃金改善を行う場合は、施設長の賃金改善が、他の職員と均衡を失するなど、偏った賃金改善を行うことのないようご留意ください。
		個人で家庭的保育事業を実施している家庭的保育者は、賃金改善の対 象としてよいか。	法人化していない個人事業主である家庭的保育者の場合は、「役員」にあたらないため賃金改善の対象となります。
	賃金改善の対 象範囲		対象として構いません。賃金改善実施期間において、賃金改善実施日に施設・事業 所に勤務する職員(産休・育休含む)が対象となり、実際に賃金改善を行う職員の 範囲は、各施設・事業所が決定します。
		処遇改善等加算については、基準年度の賃金水準以上の改善に全て充てなければならないのか。	処遇改善等加算の賃金改善要件分及び市の独自助成である職員処遇改善費について は、基準年度の賃金水準以上の改善に全て充ててください。 基礎分については、適切に定期昇給等に充てることを基本とします。

#### VI 処遇改善 FAQ

Νο	区分	質問	回 答
		賃金改善額に対する法定福利費が年度終了時まで確定しない場合は、 どのように額を算出すればよいのか。	法定福利費の計算にあたっては、合理的な方法に基づく概算によることができるとされており、各施設の実態に応じて妥当と判断される方法により、算定します。 合理的な方法とは、例えば、当該制度に職員が加入しているかどうか、賃金改善の 時期及び方法を勘案した上で、賃金改善に要した費用に各制度の保険料率を乗じる 方法等が考えられます。保険料率は通常の給与支給時にかかる税率です。
		例えば、3月分の給与支払日は4月25日など、翌月払いとしている場合、どの時点で実績報告するのか。	実際の給与の支払日が翌月になる場合でも、賃金改善計画に含めていた場合には、 当該年度の報告に含めてください。 なお、賃金改善報告書は、年度終了後すみやかに提出してください。
29		賃金改善見込額と加算実績額が大幅にずれたため、「賃金改善に要した費用」が加算実績額を下回ってしまった場合、差額を返還しなければならないのか。	差額を返還する必要はありません。 翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充ててください。 なお、その実施がなされていない場合は、翌々年度の市の職員処遇改善費賃金改善 要件上乗せ分の加算は適用しません。
	実績報告書の 作成	賃金改善を実施した職員が退職した場合、自署はどうすればよいか。	賃金改善を行った時点で署名をもらいますので、原則は署名されているかと思います。しかし、何等かの事情により、署名がいただけていなかった場合は、郵送等でご本人のサインを受領してください。
31			国の処遇改善等加算は給付費 (認可保育所は委託費) と同様に取り扱ってください。市の職員処遇改善費は市の独自助成ですので、向上支援費と同様に取り扱っていただくことになりますが、別の勘定科目を設けることも可能だと考えます。なお、社会福祉法人会計基準では、大区分が「保育所事業収入」、中区分が給付費(認可保育所は委託費) は「保育所運営費収入」で、向上支援費は「補助金事業収入」になります。
32		市の職員処遇改善費の制度変更により、平成26年度の収入から大幅に 収入が減少してしまう。	職員処遇改善費の変更により総収入が著しく減額する場合は、激変緩和措置を実施 します。なお、対象園については、個別に対応をします。
33			

#### Ⅲ 処遇改善等加算に係る加算率の入力等について

#### 1 職員情報の設定

「職員情報」の中に入力されている職員の平均勤続年数を元に、処遇改善等の加算率を決定します。

職員情報が未入力であったり、入力内容が誤っている場合は平均勤続年数も異なって来ますので、加算率にも影響が出る=給付額にも影響が出ることになります。

職員情報は必ず最初に入力をしてください。

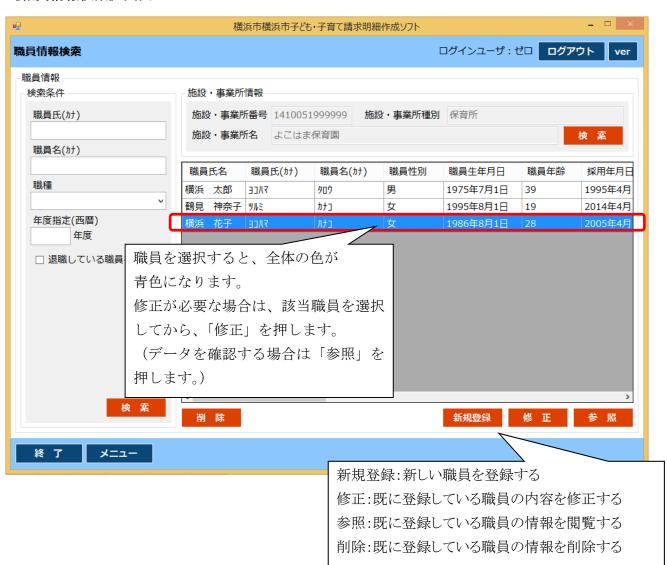
#### 【職員情報の入力方法】

(1) 職員情報画面に進む

メニュー「職員情報」→ 施設(事業所)を選択→「特定」ボタンを押す 上記手順を行うことで、職員検索画面になります。

職員の新規登録や修正は、職員情報検索画面から作業に入っていきます。

#### 《職員情報検索》画面



※新規登録・修正・参照は画面右下にありますが、削除のみ、左下にあります。

(2) 職員の新規登録を行う 職員情報検索画面から、右下にある「新規登録」のボタンを押す。

#### 《職員登録》画面



\*マークが付いている5項目(職員氏名、職員氏名(カナ)、職員生年月日、職員性別、採用年月日) は入力必須の項目です。下表の(1)~(4)の項目については、「請求明細作成ソフト」への入力内 容と、「処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書(P.33 様式の記入例参照)」上の記載内容を必 ず一致させてください。

	「請求明細作成ソフト」上の項目名	「処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書」上の項目名
(1)	職員生年月日(入力必須)	生年月日
(2)	採用年月日(入力必須)	現に勤務する施設・事業所の勤務開始日
(3)	現施設勤続年数(自動計算)	現に勤務する施設・事業所の勤続年数
(4)	累積勤続年数(入力必須)	以前勤めていたその他の施設・事業所の通算勤続年数

※職員一人あたりの勤続年数は、現施設勤続年数と累積勤続年数の合計になります。

<u>累積勤続年数を入力し忘れた場合、全体の平均勤続年数にも影響が出ますので、入力漏れにご注意ください。</u>

※登録する職員は、処遇改善加算の加算率算定対象の職員のみ(「処遇改善等加算等に係る認定申請書」に記載した職員のみ)を登録してください。

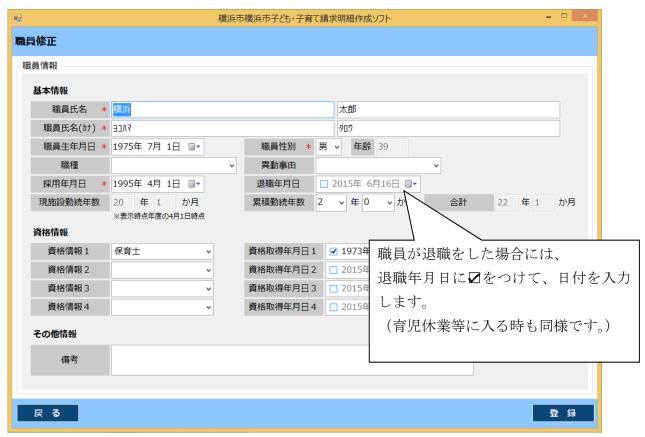
それ以外の職員も登録してしまった場合、平均勤続年数に影響が出ますので、ご注意ください。

※職種、異動事由については請求明細作成ソフト内では使用しません。施設・事業者様の管理にご利用ください。

#### 【補足】職員情報の修正を行う場合

※既に登録している職員の内容を訂正する場合につきましては、「修正」の項目から修正画面に入り、修正処理を行ってください。(表示される内容・項目は職員登録画面と同じです。)

#### 《職員修正》画面



※「現施設勤続年数」は「採用年月日」から自動計算します。

施設に在籍はしているけれども、これから休暇(無給)等に入ることで勤続年数の対象とならなくなる職員については、退職年月日に休暇開始日を入力します。

【例】 退職年月日には、休暇開始日を入力



また、逆に休暇 (無給)等が終わり、復帰する場合には、「採用年月日」には復帰時の日付を入力し、休暇 (無給)前の勤続年数は累積勤続年数に加算してください。また、「累積勤続年数」は、現施設以外で積算対象となる施設に勤務していた場合に当該施設での勤務年数を入力してください。

【例】採用年月日には、復帰日を記入。過去の勤続年数は、累積勤続年数にまとめる



#### 《処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書(抜粋)》

#### 平成27年度処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書

横浜市長殿

						4	成	2	7	年		4	月		1	B
市	町	村	名		横浜市											
施設	-	事業	听名					ょ	IJ	まſ	呆育	遠				
施部	(- 事	業所類	壓						保	育	所					
施部	!事	業所を	5号	1	1 4 1 0 0 5 1 9 9 9 9 9 0											
設	į	臣	者		(1	福)	00	)会	理	1	長	×	×	×	×	田

平成 27 年度 処遇改善等加算及び横浜市職員処遇改善費に係る加算率の認定について、次のとおり申請し ます。また、次の事項について相違ありません。

- 1 その他の社会福祉施設の通算勤続年数については、個々の履歴を確認の上、積算対象施設を記載した職 負履歴報告書を別途提出し、内容を確認していること。
- 2 4月1日現在、産休・病休の職員がいる場合は、有給の場合のみ記載していること。

① 平均勤続年数 (C欄)をもとに通用 される基礎分の値	<b>②か否の</b>	☆改善要件分の値 場合は、キャリアパス の値を減じること。	③キャリア パス要件	②を否とする	市職員処遇改 5場合及が②で© 当まる場合は0%)	の経過措置		がに適用される D+②+④)
12 %	適·)E	4	% (適·)雪	<b>適</b> 。	2	%	1	8 %
(C) (2 音所) - 料于A.经语	<b>堪墨を適田さ</b>	<b>+スセ</b> 今	平成26年	度の	在	前年度	賃金改善	

⑤ 保育所における経過措置を適用させる場合

平成26年度の	在	前年度賃金改善	%
平均勤績年數	+	要件分の値	70

- 注1)賃金改善要件分を申請をしない場合は、②で「否」に○をつけること。
- 注2) 平成26年度に「保育士等処遇改善臨時特例事業」を実施した保育所で、別紙の「保育所における経過措置に係る賃金改善要件 分通用表」に該当する場合は、②の賃金改善要件分の値を⑤の経過措置の加算率にすることができます。
- 注3) ②の賃金改善を行わない場合及び③の経過措置で低い加算率を適用させる場合は、④の横浜市職員処遇改善費を申請すること はできません。

定員		120		地域区分	16/1	16/100			3	平成7年4月1日				
氏 名		性別	生年月日	職種	現に勤務する 施設・事業所 の勤務開始日		)務する 事業所の !数	イ 事業	の他の放 業所の 算勤続4		ウ台	ウ合計 ア+		1
1 横河	兵 太郎	男	昭和50年7月1日	保育士	平成7年4月1日	20 年	1 か 月	2	年 (	か 月	22	年	1	か 月

※請求明細ソフト上の職員情報は、以下の内容とそれぞれ一致するように入力してください。

	定員		120		地域区分		16/100			開設年			年月日			平成7年4月1日				
	氏 名		性別	生年月日	職種	施	に勤務する 設・事業所 勤務開始日	現に勤務するア 施設・事業所の勤続年数			その他のが イ 事業所の 通算勤続 <sup>4</sup>				ウ合計 ア		ア+	1		
1	横	浜 太郎	男	昭和50年7月1日	保育士	平原	成7年4月1日	20	年	1	か 月	2	年	0	か 月	22	年	1	か 月	
2	鶴見	神奈子	女	平成7年8月1日	保健師・助産 師・看護師	平原	成26年4月1日	1	年	1	か 月	0	年	0	か 月	1	年	1	か 月	
3	横	浜 花子	女	昭和61年8月1日	保健師·助産 師·看護師	平5	戊17年4月1日	10	年	1	か 月	2	年	6	か 月	12	年	7	か 月	

#### 2 施設・事業所情報の設定

「職員情報」に入力された内容を元に、平均勤続年数は自動計算されます。

しかし、「職員情報」の登録だけでは処遇改善のうち公定価格の基礎分しか支払われませんので、施設・事業所情報をそれぞれ登録する必要があります。

#### 【施設・事業所情報の入力方法】

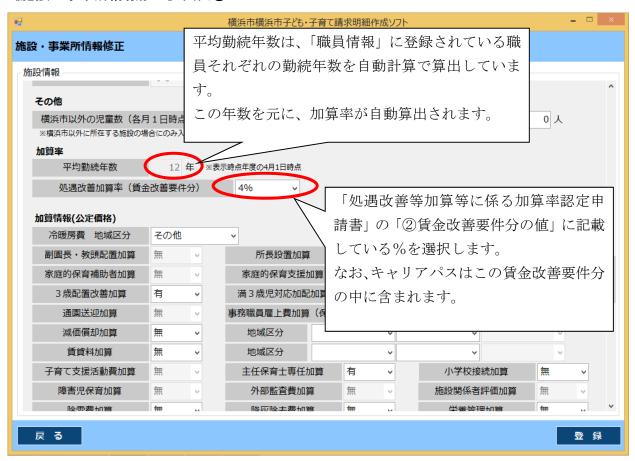
- (1) 施設・事業所情報画面に進む メニュー「施設・事業所情報」→ 施設(事業所)を選択→「特定」ボタンを押す 上記手順を行うことで、施設・事業所情報検索画面になります。
- (2) 施設・事業所情報の「修正」を行い、内容を登録する 施設・事業所情報検索画面に移動すると、画面下部分にオレンジ色のボタンがあります。 画面右下に「新規登録」「履歴追加」「修正」「参照」の画面がありますので、今回は「修正」 のボタンを選択します。

修正画面に入ったら、まずは以下①~③の行程を行ってください。

- ①画面をスクロールし、中央のあたりまで進む。(下記画面①にまで到達します。)
- ②「加算率」の項目中、「平均勤続年数」が加算率認定申請書と一致しているか確認する。
- ③「処遇改善加算率(賃金改善要件分)」の加算率を選択する。 キャリアパスが「否」の場合、賃金要件分の%から1%を除いた率になりいます。

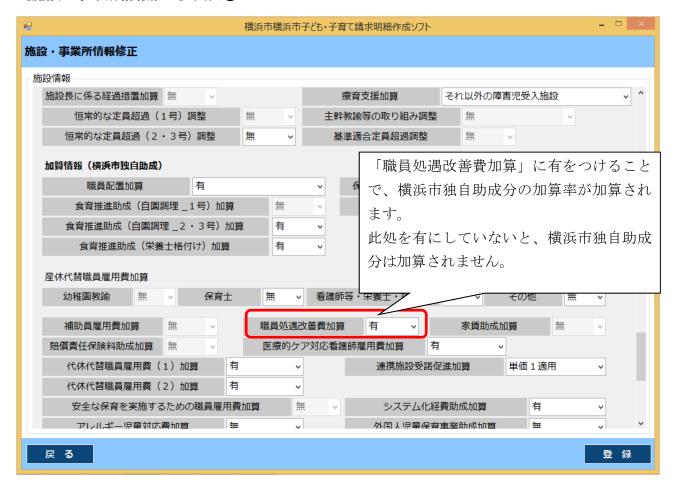
例:賃金要件が3%でキャリアパスが「否」の場合、2%が賃金改善要件分の加算率となります。キャリアパスが「有」の場合、3%です。

#### 《施設・事業所情報修正》画面①



- ①~③の行程が終わりましたら、さらに④・⑤の作業を行います。
- ④さらに画面をスクロールし、下記画面②まで進んでください。
- ⑤「職員処遇改善費加算」を「有」に選択してください。

#### 《施設·事業所情報修正》画面②



#### 3 処遇改善等加算の明細表示場所について

1、2の作業が終了しますと、請求明細登録をした際に、それぞれの児童に処遇改善等加算の金額が表示されます。

#### 《請求(児童明細)情報》画面①(公定価格明細)



#### 《請求(児童明細)情報》画面②(横浜市独自明細)

